2）現地調査

a．主要な触れ合い活動の場の概況、分布、利用の状況及び利用環境の状況

主要な触れ合い活動の場の概況等は表 8-13-3 に示すとおりである。

表 8-13-3(1)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	アイランドシティ中央公園
所在地	福岡市東区香椎照葉４丁目
分布の状況	一部が都市計画対象道路事業実施区域に接し、都市計画対象道路の北側約 300m に位置している。
利用環境の状況	公園は全体で 15.3ha の広大な敷地に修景池、芝生広場、遊歩道、多目的広場など野外活動ができる場が広がっている。 主な設備としては、駐車場（普通車 239 台、大型 5 台）、トイレ 5 箇所、子供公園 2 箇所、芝生広場がある。
利用の状況	アイランドシティ中央公園では、秋季に約 800 人、冬季に約 540 人、春季に約 350 人、夏季に約 50 人の利用を確認した。 利用状況をみると、こどもの広場や多目的広場で遊ぶ子供連れが多く、散歩などの利用もみられた。

（春　季）

国際交流庭園の利用風景

（夏　季）

せせらぎの利用風景

（秋　季）

こどもの広場の利用風景

（冬　季）

修景池の利用風景

表 8-13-3(2)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎浜北公園
所在地	福岡市東区香椎浜３丁目
分布の状況	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にある。 都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路は当該公園上を高架構造で通過する。
利用環境の状況	御島海域の南側に隣接する公園で、海岸線沿いに約 600m の遊歩道が設置され、海を身近に感じながら散歩等ができる場となっている。公園の内陸側は、芝生公園や健康遊具が整備されている。 主な設備としては、ベンチ 48 個、トイレ 1 箇所、健康遊具 1 箇所、案内板 1 箇所がある。
利用の状況	香椎浜北公園では、秋季に 146 人、冬季に 107 人、春季に 102 人、夏季に 43 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、護岸沿いの遊歩道を利用した散歩が最も多く、ランニングやサイクリングの利用や芝生公園での運動や遊びなども少数確認された。

（春　季）

サイクリングの利用風景

（夏　季）

散歩等の利用風景

（秋　季）

散歩等の利用風景

（冬　季）

散歩等の利用風景

表 8-13-3(3)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎浜中央公園
所在地	福岡市東区香椎浜３丁目
分布の状況	都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路の西側約 20m に位置している。
利用環境の状況	ショッピングセンターに隣接した公園で、園内の東側は子供公園、西側は芝生広場となっている。 主な設備としては、ベンチ 50 個、子供遊具 1 箇所、駐車場（ショッピングセンターに併設）がある。
利用の状況	香椎浜中央公園では、秋季に 41 人、冬季に 33 人、春季に 25 人、夏季に 10 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、遊具を利用した遊びが多く、芝生広場の利用もわずかにみられた。

（春　季）

遊具の利用風景

（夏　季）

遊具の利用風景

（秋　季）

遊具の利用風景

（冬　季）

遊具の利用風景

表 8-13-3(4)触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎浜東公園
所在地	福岡市東区香椎浜４丁目
分布の状況	都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路は当該公園の南西端部を高架構造で通過する。
利用環境の状況	園内に運動公園と子供公園が整備されている。 主な設備としては、ベンチ 13 個、子供遊具 1 箇所、運動グラウンド 1 箇所、トイレ 1 箇所がある。
利用の状況	香椎浜東公園では、秋季に 39 人、春季に 27 人、夏季に 25 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、グラウンドで運動（野球）をしている利用者が最も多く、この他は遊具の利用もみられた。

（春　季）

野球での利用風景

（夏　季）

野球での利用風景

（秋　季）

野球での利用風景

（冬　季）

公園内の状況

表 8-13-3(5)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎浜西公園
所在地	福岡市東区香椎浜２丁目
分布の状況	都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路の西側約 20m に位置している。
利用環境の状況	園内に運動公園と子供公園が整備されている。 主な設備としては、ベンチ 8 個、子供遊具 1 箇所、運動グラウンド 1 箇所、トイレ 1 箇所がある。
利用の状況	香椎浜西公園では、冬季に 15 人、春季に 1 人、夏季に 4 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、グラウンドで運動（野球）をしている利用者が最も多く、散歩等の利用もみられた。

（春　季）

公園内の状況

（夏　季）

公園内の状況

（秋　季）

公園内の状況

（冬　季）

散歩等の利用風景

表 8-13-3(6)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎浜南公園
所在地	福岡市東区香椎浜１丁目
分布の状況	都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路の東側約 20m に位置している。
利用環境の状況	園内に運動公園と子供公園が整備されている。 主な設備としては、ベンチ 7 個、子供遊具 1 箇所、運動グラウンド 1 箇所、トイレ 1 箇所がある。
利用の状況	香椎浜南公園では、秋季に 26 人、冬季に 22 人、春季に 2 人、夏季に 10 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、グラウンドで運動をしている利用者が最も多く、散歩や林地で遊ぶ子供の姿もみられた。

（春　季）

散歩等の利用風景

（夏　季）

公園内の状況

（秋　季）

公園内の状況

（冬　季）

散歩等の利用風景

表 8-13-3(7)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	アイランドシティ外周緑地
所在地	福岡市東区香椎照葉１丁目、３丁目
分布の状況	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にある。 都市計画対象道路事業実施区域内にあり、都市計画対象道路は当該緑地の西端部を高架構造で通過する。
利用環境の状況	御島海域の北側に位置する全長約 1.5km の遊歩道で、海を身近に感じながら散歩やランニング、サイクリングができる場となっている。又、磯遊び場も併設され、水に接することもできる。 主な設備としては、ベンチ 42 個、シャワー2 箇所、足洗い場 2 箇所、トイレ 1 箇所、磯遊び場 1 箇所、健康遊具 2 箇所、子供遊具 1 箇所、芝生広場 2 箇所、案内板 1 箇所がある。
利用の状況	アイランドシティ外周緑地では、秋季に 167 人、冬季に 168 人、春季に 129 人、夏季に 56 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、散歩が最も多く、釣りや岩牡蠣採りといった海岸沿い特有の活動もみられた。

（春　季）

散歩等の利用風景

（夏　季）

散歩等の利用風景

（秋　季）

ランニング利用風景

（冬　季）

散歩等の利用風景

表 8-13-3(8)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道
所在地	福岡市東区御島崎２丁目
分布の状況	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にある。 都市計画対象道路事業実施区域に一部が含まれ、都市計画対象道路の北側約200m に位置している。
利用環境の状況	御島海域の西側に位置する全長約 1km の遊歩道で、海岸線は砂浜として整備され、水辺に近づけるようになっている。福岡市の都市景観賞も受賞している。 主な設備としては、ベンチ 21 個、ゴミ箱 1 個、案内板 1 箇所がある。
利用の状況	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道では、秋季に 169 人、冬季に 115 人、春季に 173 人、夏季に 99 人の利用を確認した。 利用内容別にみると、散歩が最も多く、砂浜を利用した運動や磯遊び・潮干狩りもみられた。

（春　季）

散歩等の利用風景

（夏　季）

散歩等の利用風景

（秋　季）

サイクリング利用風景

（冬　季）

磯遊びの風景

表 8-13-3(9)　触れ合い活動の場の調査結果

調査地点名	御島海域
所在地	－
分布の状況	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にある。 都市計画対象道路事業実施区域に一部が含まれ、都市計画対象道路の北側約50m に位置している。
利用環境の状況	東側は湾状に、西側は長さ約 700m、幅約 100m の水路状になっており、内海のため波が小さい。
利用の状況	御島海域では、秋季に 9 人、冬季に 5 人、春季に 8 人、夏季に 1 人の利用を確認した。 利用状況をみると、カヌーやボート練習等の利用がみられた。

（春　季）

貝類等の採取風景

（夏　季）

カヌーの利用風景

（秋　季）

御島海域の状況

（冬　季）

ボート練習の風景

8.13.2　予測及び評価

8.13.2.1　道路（嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 予　測

1) 予測の手法

予測は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変、利用性の変化、快適性の変化について実施した。

a. 予測手法

予測手法は表 8-13-4 に示すとおりである。

表 8-13-4　人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測手法

項　目	予測手法
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と都市計画対象道路を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積及び延長等を予測した。
利用性の変化	触れ合い活動の場の利用性の変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を予測した。
快適性の変化	触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を予測した。 なお、香椎浜北公園については、騒音、日影の発生についても考慮した。

b. 予測地域及び予測地点

予測地域及び予測地点は、調査地域及び調査地点と同様とした。

c. 予測対象時期等

予測対象時期等は、都市計画対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び利用状況・利用時期を踏まえ、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期を設定した。

2）予測結果

予測結果は表 8-13-5 に示すとおりである。

表 8-13-5（1）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

（1　アイランドシティ中央公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	アイランドシティ中央公園は、都市計画対象道路より北側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	アイランドシティ中央公園は、都市計画対象道路から北側に約 300m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、アイランドシティ中央公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	アイランドシティ中央公園内から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

表 8-13-5（2）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（2　香椎浜北公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎浜北公園は、公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過する。そのため、橋脚の建設に伴い公園内の一部を改変する。
利用性の変化	香椎浜北公園は、公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過する。そのため、橋脚の建設に伴い公園内の一部を改変する。高架構造のため、高架下部は利用できることから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。なお、施工時には公園内を施工ヤードとする可能性があることから、利用性に一時的な変化を及ぼすと予測されるが、海岸線沿いの遊歩道は施工時も継続して利用可能である。 また、香椎浜北公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎浜北公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過することから、①自動車の走行に係る騒音、②高架構造物の存在による日影、③高架構造物の存在による圧迫感により公園利用者の快適性に影響を与えると考えられる。 ①自動車の走行に係る騒音については、香椎浜北公園内での予測を行ったところ、市道奈多香椎浜線からの騒音の寄与が最も大きく、高架道路による公園内の騒音増加への寄与は 1 デシベル未満に留まった。 高架道路では橋桁の継ぎ手部分の段差等から生じる衝撃による音等も想定されるため、今後、事業実施段階において、低騒音舗装や継ぎ手箇所を少なくする等さらなる騒音対策の検討を進めることから、高架道路上の自動車の走行による香椎浜北公園の快適性への影響は小さいものと予測される。

表 8-13-5（3）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（2　香椎浜北公園　続き）

予測項目	予測結果
快適性の変化	②高架構造物の存在による日影については、高架構造物が東西方向に伸びることから、現状よりも日照時間は短くなるが、護岸沿いの遊歩道側に連続する日影ができ、遊歩道利用者に夏季の厳しい日差しをしのぐ場を新たに提供できるようになる等、快適性の向上につながる効果もあることから、快適性への影響の程度は小さいものと予測される。 ③高架構造物の存在による圧迫感については、公園の利用形態として護岸側の遊歩道利用が多いことを踏まえ、都市計画対象道路を護岸側遊歩道と平行・直線で通過する線形とするとともに、護岸からの離隔距離を高架構造物の高さの約 2 倍（35m 程度）確保することにより、遊歩道利用者の進行方向及び海域方向の視界を妨げることはほとんどない。一方、遊歩道から高架構造物を見上げた場合についても、全視野を占め圧迫感が残るとされる仰角 30°[注)] 程度であることから、高架構造物側の公園利用者に比べ、遊歩道利用者への圧迫感は概ね減じられており、快適性への影響は減じられる。 また、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、その影響の程度は小さいものと予測される。 現　況 将　来

表 8-13-5（4）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（3　香椎浜中央公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎浜中央公園は、都市計画対象道路より西側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	香椎浜中央公園は、都市計画対象道路から西側に約 20m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、香椎浜中央公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎浜中央公園内から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

注) 一般には，視点と対象物の上端と水平線のなす角度（仰角）が 18°以上になると圧迫感を感じ始め、30°では対象物が全視野を占め、圧迫感が残るとされている。（メルテンスの法則）

表 8-13-5（5）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（4　香椎浜東公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎浜東公園は、公園の南西端部を都市計画対象道路が高架構造で通過する。橋脚は公園内には設置されないが、施工に当たって、公園内の一部を施工ヤードとする可能性があることから、施工期間中に一時的な改変が生じると予測される。供用時には復旧すると予測される。
利用性の変化	香椎浜東公園は、公園の南西端部を都市計画対象道路が高架構造で通過するが、運動公園及び子供公園としての機能を損なうことはないことから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。ただし、施工時には、公園内を施工ヤードとする可能性があることから、利用性に一時的な変化を及ぼすと予測される。 また、香椎浜東公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎浜東公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過するため、公園利用者の快適性に影響を与えると考えられるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

表 8-13-5（6）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（5　香椎浜西公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎浜西公園は、都市計画対象道路より西側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	香椎浜西公園は、都市計画対象道路から西側に約 20m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、香椎浜西公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎浜西公園内から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

表 8-13-5（7）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果（6　香椎浜南公園）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎浜南公園は、都市計画対象道路より東側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	香椎浜南公園は、都市計画対象道路から東側に約 20m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、香椎浜南公園へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎浜南公園内から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

表 8-13-5（8）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

（7　アイランドシティ外周緑地）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	アイランドシティ外周緑地は、緑地内を都市計画対象道路が高架構造で通過する。そのため、橋脚の建設に伴い緑地内の一部を改変する。
利用性の変化	アイランドシティ外周緑地は、緑地の西端を都市計画対象道路が高架構造で通過する。そのため、橋脚の建設に伴い緑地内の一部を改変する。高架構造のため、高架下部は利用できることから、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、アイランドシティ外周緑地へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	アイランドシティ外周緑地の西端を都市計画対象道路が高架構造で通過する。また、対岸を都市計画対象道路が通過するため、緑地利用者の快適性に影響を与えると考えられるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、その影響の程度は小さいものと予測される。 現　況 将　来

表 8-13-5（9）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

（8　香椎御島崎・片男佐地区遊歩道）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道は、都市計画対象道路より北側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道は、都市計画対象道路から北側に約 200m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。 また、香椎御島崎・片男佐地区遊歩道へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道内から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

表 8-13-5（10）　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

（9　御島海域）

予測項目	予測結果
主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	御島海域は、都市計画対象道路より北側に位置し、交差することはないため、本事業実施に伴う改変は生じないと予測される。
利用性の変化	御島海域は、都市計画対象道路から北側に約 50m離れており、利用の支障及び支障が生じる箇所、利用可能な人数の変化は生じないと予測される。また、御島海域へ至る経路についても、都市計画対象道路による障害はなく到達時間等の変化は生じないと予測される。
快適性の変化	御島海域から都市計画対象道路は視認できるが、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。

(2) 環境保全措置の検討

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果の総括は、表 8-13-6 に示すとおりである。

都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、香椎浜北公園及びアイランドシティ外周緑地の一部を改変するが、いずれも高架構造であるため、利用性の変化は生じないものと予測される。ただし、施工時に施工ヤードとする可能性がある香椎浜北公園及び香椎浜東公園は、一時的な変化を生じるものの、供用時には利用性の変化は生じないものと予測される。

快適性の変化については、都市計画対象道路が上空を通過する香椎浜北公園において影響は小さいながら変化があると予測されたことから、香椎浜北公園の利用者への影響を鑑みて、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の検討を行った。

表 8-13-6　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果総括表

No.	地点名	予測結果		
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	利用性の変化	快適性の変化
1	アイランドシティ中央公園	―	―	―
2	香椎浜北公園	●	△	●
3	香椎浜中央公園	―	―	―
4	香椎浜東公園	△	△	―
5	香椎浜西公園	―	―	―
6	香椎浜南公園	―	―	―
7	アイランドシティ外周緑地	●	―	―
8	香椎御島崎･片男佐地区遊歩道	―	―	―
9	御島海域	―	―	―

※予測結果
●　：変化あり
―　：変化無し
△　：一時的な変化あり

1）環境保全措置の検討の状況

香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置を検討するに当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、環境保全措置として、表 8-13-7 に示す措置を検討した。

表 8-13-7　環境保全措置の検討状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
香椎浜北公園の再整備内容の検討	適	公園の再整備内容の検討により、高架構造物と調和した空間の創出、御島神社や御島海域への眺望の確保を図り、エコパークゾーン御島ゾーンにおける回遊拠点とすることで、都市計画対象道路が香椎浜北公園内に及ぼす騒音、日影、圧迫感による快適性への影響を軽減するとともに、香椎浜北公園の利用者の快適性を向上させることができる。

2）環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置として、表 8-13-8 に示すとおり、香椎浜北公園の再整備内容の検討を実施する。

表 8-13-8　事業実施段階の環境保全措置の内容

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		香椎浜北公園の利用者の快適性
実施内容	種　類	香椎浜北公園の再整備内容の検討 公園再整備の基本コンセプト（例：高架構造物と調和した空間の創出、歴史性や地域の特徴が感じられる回遊拠点、海に向かって開かれた憩いの場、防犯、安全面に配慮した安全・安心の空間、利用者に愛されるまちのひろば等）を検討し、それを踏まえた整備方針や、樹木・緑地・施設・設備等の再配置計画等から、高架構造物による影響を軽減し、より快適な公園の利用が促進されるよう、専門家や公園利用者等の意見を踏まえ、関係機関と適切な時期に協議・検討を進める。
	位　置	香椎浜北公園
保全措置の効果		適切な検討を経た香椎浜北公園の再整備の実施により、香椎浜北公園の利用者の快適性に及ぼす影響を軽減するとともに、より快適な公園利用を図ることが可能となり、公園利用者の増加が期待される。
効果の不確実性		特になし。
他の環境への影響		特になし。

(3) 事後調査

予測手法は、都市計画対象道路と人と自然との触れ合い活動の場の分布範囲との重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。

また、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の実施に際しては、快適性への影響を軽減することを目的に検討を実施するものであり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないことから、事後調査は実施しないこととした。

(4) 評　価

1) 評価の手法

a. 回避又は低減に係る評価

道路（嵩上式）の存在による主要な触れ合い活動の場に関する環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにした。

2) 評価結果

a. 回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。利用者の快適性に影響がある香椎浜北公園においては、事業実施段階で公園の再整備内容の検討を実施し、現況以上の快適な公園利用が実現できるよう取り組んでいくこととしている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

8.14 廃棄物等

作業土工及び基礎工等により建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）が発生するため、調査、予測及び評価を行った。

8.14.1 調　査

(1) 調査の手法

1) 調査した情報

a. コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物、建設発生木材の分布状況

コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物､建設発生木材の分布状況について調査した。

b. 再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況

再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況について調査した。

c. 建設副産物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量

建設副産物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量について調査した。

2) 調査手法

調査は、既存資料調査及び現地調査により行った。なお、現地調査は目視により行った。

3) 調査地域

調査地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本とし、再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況については都市計画対象道路事業実施区域から半径約 50km 圏内とした。また、産業廃棄物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量については、九州圏内とした。

(2) 調査結果

1) コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物、建設発生木材の分布状況

都市計画対象道路事業実施区域におけるコンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物の分布状況について、既存資料調査及び現地調査を行った結果、主として既設道路の工作物が分布している状況となっている。

2) 再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況

都市計画対象道路事業実施区域から半径約 50km 圏内に位置する再資源化施設･中間処理施設、最終処分場の立地状況は、表 8-14-1 に示すとおりである。

表 8-14-1　都市計画対象道路事業実施区域から半径約 50km 圏内に位置する
再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況

	再資源化施設・中間処理施設	最終処分場
福岡県内	408 施設※1	18 施設※1
佐賀県内	139 施設※2	16 施設※2
大分県内	15 施設※2	18 施設※2

注）表中の記号は以下を示す。
※1：取扱品目のうち、汚泥、木くず、がれき類、政令第 2 条第 13 号廃棄物を扱う施設
※2：取扱品目が不明であるため、再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場に該当するすべての施設

3）建設副産物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量

国土交通省の建設副産物実態調査結果によれば、表 8-14-2 に示すとおり、九州圏内における建設廃棄物全体の排出量は減少傾向にある。また、品目別の再資源化率のうち、再資源化の進んでいるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、ほとんどが再資源化されており、再資源化率はほぼ上限に達している一方、建設発生木材の再資源化率及び建設汚泥の再資源化・縮減率は上昇傾向にある。

表 8-14-2　九州圏内における品目別の再資源化率等（実績値）

対象品目		平成 17 年度	平成 20 年度
a）ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	再資源化	98.7%	98.0%
b）ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	再資源化	98.1%	97.4%
c）建設発生木材	再資源化	62.9%	80.3%
d）建設汚泥	再資源化・縮減率	61.6%	66.4%
e）建設廃棄物全体	排出量	934.5 万 t	736.8 万 t
	再資源化・縮減率	92.0%	93.4%
f）建設発生土	有効利用率	81.5%	79.4%

注：各品目の目標値の定義は次のとおり
＜再資源化率＞
・　ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊；（再使用量+再生利用量）／排出量
・　建設発生木材；（再使用量+再生利用量+熱回収量）／排出量
＜再資源化・縮減率＞
・　建設汚泥；（再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量）／排出量
＜有効利用率＞
・　建設発生土；（土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量）／土砂利用量
ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む。

8.14.2 予測及び評価

8.14.2.1　切土工等又は既存の工作物の除去により発生する建設副産物

(1) 予　測

1) 予測の手法

廃棄物等の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」(平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）を基本として、作業土工及び基礎工等に伴い発生する建設副産物について予測した。

a. 予測手法

予測手法は、工事計画を基に、建設副産物のうちアスファルト・コンクリート塊、建設発生土及び建設汚泥の発生量、再利用量、区域外搬出量（都市計画対象道路事業実施区域外に搬出する量）を算出した。

なお、建設副産物としては、上記以外に、建設発生木材等が想定されるが、これらの発生量はわずかであり、表 8-14-3 に示すとおり、「建設リサイクル推進計画 2008」（平成 20 年　国土交通省）及び「九州地方における建設リサイクル推進計画 2010」（平成 22 年　九州地方建設副産物対策連絡協議会）において示されている目標値を遵守して再資源化等を図ることから、予測対象から除外した。

表 8-14-3　建設副産物に係る再資源化等の目標値

	目標年度	建設発生木材
建設リサイクル推進計画 2008	平成 27 年度	95%以上
九州地方における建設リサイクル推進計画 2010	平成 27 年度	95%以上

注）　建設発生木材に係る目標値については、再資源化率・縮減率とし、再使用量、再生利用量、熱回収量及び焼却による減量化量を含むものである。

b. 予測地域

予測地域は、建設副産物が発生する都市計画対象道路事業実施区域とした。

c. 予測対象時期等

予測対象時期は、建設副産物が発生する工事期間とした。

2）予測結果

予測結果は表 8-14-4 に示すとおりである。

予測の結果、アスファルト･コンクリート塊は約 100m^3、建設発生土は約 14,800m^3、建設汚泥は約 9,800m^3 それぞれ発生すると予測される。このうち、建設発生土については、現場での埋戻し材として約 7,300m^3 を再利用し、区域外へ搬出する量は 7,500m^3 となると予測される。

各建設副産物については、表 8-14-7 に示す「建設リサイクル推進計画 2008」（平成 20 年　国土交通省）等に基づき、再利用を進める計画であり、再利用できないものについては、関係法令に基づき適切に処理･処分を行う。

表 8-14-4　建設副産物の予測結果

種　　類		発生量	再利用量	区域外搬出量
アスファルト・コンクリート塊	予測量（m^3）	100	0	100
	発生量に対する割合（%）	100	0	100
建設発生土	予測量（m^3）	14,800	7,300	7,500
	発生量に対する割合（%）	100	49	51
建設汚泥	予測量（m^3）	9,800	0	9,800
	発生量に対する割合（%）	100	0	100

注）建設発生土の再利用量は、現場での埋戻し材として使用する量を算定した。

(2) 環境保全措置の検討

1) 保全対象

予測の結果、現地での再利用が見込めず、区域外に搬出することになるアスファルト・コンクリート塊、建設発生土及び建設汚泥を対象に、環境保全措置を検討することとした。

2) 環境保全措置の検討

工事の実施に伴う建設発生土のうち、本事業の中で再利用できないものについて、環境保全措置を検討することとした。

事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8-14-5 に示す環境保全措置の検討を行った。

表 8-14-5　環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設への搬出	適	アスファルト・コンクリート塊を再生アスファルトプラント等において再生し、基層・表層用アスファルト混合物あるいは路盤材、構造物の裏込材として利用することにより、最終処分量の低減が見込まれる。
工事間利用の促進	適	建設副産物のうち、建設発生土の埋立処分量の低減が見込まれる。
建設汚泥の再資源化施設への搬出	適	脱水、セメント固化、焼成等により土質資材として有効利用することにより、最終処分量の低減が見込まれる。

3) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、表 8-14-6 に示す「再資源化施設への搬出」及び「工事間利用の促進」を採用することとした。

表 8-14-6(1)　環境保全措置の検討結果

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		アスファルト・コンクリート塊
実施内容	種類	再資源化施設への搬出
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生したアスファルト・コンクリート塊を再資源化することにより、アスファルト・コンクリート塊の最終処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

表 8-14-6(2)　環境保全措置の検討結果

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		建設発生土
実施内容	種類	工事間利用の促進
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生した建設発生土を他の事業へ工事間利用することにより、建設発生土の埋立処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

表 8-14-6(3)　環境保全措置の検討結果

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		建設汚泥
実施内容	種類	再資源化施設への搬出
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生した建設汚泥を再資源化することにより、建設汚泥の最終処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

(3) 事後調査

予測手法は、都市計画対象道路と施工計画の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。

よって、事後調査は実施しないこととする。

(4) 評　価

1) 評価の手法

a. 回避又は低減に係る評価

工事の実施に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊、建設発生土及び建設汚泥に関する環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにした。

b. 基準又は目標との整合性

予測結果と建設リサイクルの推進に向けた目標との整合が図られているかどうかを評価した。整合を図るべき目標は、「建設リサイクル推進計画 2008」及び「九州地方における建設リサイクル推進計画 2010」とし、整合を図るべき目標値は表 8-14-7 に示すとおりである。

表 8-14-7　整合を図るべき目標値

整合を図るべき計画	目標年度	アスファルト・コンクリート塊	建設発生土	建設汚泥
建設リサイクル推進計画 2008	平成 27 年度	98%以上	90%	85%
九州地方における建設リサイクル推進計画 2010	平成 27 年度	98%以上	90%	85%

注）　アスファルト・コンクリート塊の目標値は再資源化率を示す。
（再使用量+再生利用量）／排出量
建設汚泥の目標値は再資源化・縮減率を示す。
（再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量）／排出量

2）評価結果

a．回避又は低減に係る評価

事業の実施に伴って発生する建設発生土については、約 49%を本事業の中で再利用する計画としている。さらに、本事業の中で再利用できない建設発生土については、環境保全措置として工事間利用の促進を行い、できる限り再利用を図るように努める。

また、アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥については、再資源化施設及び中間処理施設に搬出し、適切な処理を行って再資源化に努める。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

b．基準又は目標との整合性

予測の結果、都市計画対象道路事業実施区域から区域外へ搬出するアスファルト・コンクリート塊は約 100m^3、建設発生土は約 7,500m^3、建設汚泥は約 9,800m^{3}であると予測される。

アスファルト・コンクリート塊は、平成 20 年度実績で 98%の再資源化率となっており、施工時においても目標を達成することができると評価する。

建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績では目標とする再資源化率等に及ばないが、近年、再資源化率が向上していること、また、環境保全措置として掲げた措置を適切に実施することにより目標を達成することができると評価する。

第9章　環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、都市計画対象道路事業について、影響要因の区分である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、環境要素の区分 14 項目（大気質、騒音、振動、低周波音、水質、底質、土壌、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等）を選定し、調査、予測及び評価を行った。

予測の結果、「大気質」（自動車の走行）、「振動」（自動車の走行）、「低周波音」（自動車の走行）、「底質」（海底の掘削）、「土壌」（掘削工事の実施）、「日照阻害」（道路（嵩上式）の存在）、「動物」（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式及び（嵩上式）の存在）、「生態系」（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式及び（嵩上式）の存在）、「人と自然との触れ合い活動の場」（道路（地表式又は掘割式及び（嵩上式）の存在）については、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。

また、「大気質」（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）、「騒音」（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行）、「振動」（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）、「水質」（海底の掘削に係る水の濁り）、「水質」（道路（嵩上式）の存在）時における水の濁り、道路（嵩上式）の存在に係る水の汚れ）、「底質」（道路（嵩上式）の存在）、「植物」（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式及び（嵩上式）の存在）、「景観」（道路（地表式又は掘割式及び（嵩上式）の存在）、「廃棄物」（切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削）については、必要な環境保全措置を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価する。

以上のことから、都市計画対象道路事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされていると評価する。

ただし、マツバランの生育状況のモニタリング調査を着実に実施するとともに、生育等への影響が生じるおそれがある場合には、専門家の助言を得て適切な措置を講じる。

また、建設段階において新たに希少な動植物が確認された場合は、専門家の助言を得ながら、これらの種の生息、生育環境への影響が最小限になるよう、適切な保全措置を講じる。

これらの検討結果を総合評価として、表 9-1 に示す。

事業の実施に当たっては、設計の段階から環境影響評価書の記載内容の趣旨を踏まえ、環境に対する負荷の低減に努める。

環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるなど環境保全措置の実施に努める。

事業実施段階及び供用後の環境の状況や交通量等については、必要に応じて、関係機関と協力して適切に把握する。

供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響について、適宜調査を実施し、現時点で予測し得なかった著しい影響が生じた場合には、専門家等の意見を得ながら適切な措置を講じる。

また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて、専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じる。

表 9-1(1)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
大気質	粉じん等	工事の実施（建設機械の稼働）				

調査結果

■気象の状況

・既存資料調査結果

香椎局における平成22年度の観測結果の年平均風速は2.8m/s、最多風向は南南東、静穏率※は2.4%である。

東局における平成22年度の観測結果の年平均風速は2.5m/s、最多風向は南東、静穏率は1.8%である。

※静穏率とは、風速0.4m/s以下の出現頻度を示す。

・現地調査結果

4季平均風速は2.2m/s～4.0m/s、最多風向はいずれの地点も北西となっている。

＜風向及び風速の調査結果＞　［単位:m/s］

番号	調査地点	最多風向	平均風速
1	新病院建設予定地前	北西	4.0
2	香椎浜四丁目	北西	2.2

予測結果

■建設機械の稼動に係る粉じん等の予測結果

予測の結果、建設機械の稼働に係る季節別の降下ばいじん量は、0.2t/km²/月～2.1t/km²/月となる。

［単位：t/km²/月］

番号	予測地点	ユニット	季節別降下ばいじん量			
			春	夏	秋	冬
1	アイランドシティランプ（仮称）	土砂掘削	0.6	0.7	0.5	0.7
2	香椎浜北公園	土砂掘削	0.2	0.2	0.3	0.2
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	土砂掘削	2.1	2.1	1.8	2.0

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

周辺状況に応じ、以下に示す環境保全措置を実施する。

なお、これらについては定量化は困難であるが、粉じん等の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	工事施工ヤードへの散水
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		散水を行うことにより、粉じん等の工事施工ヤードからの拡散が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	作業者に対する建設機械の取り扱いの指導
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		作業時の不要な建設機械の稼働を避けること等により、粉じん等の発生が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、定量化は困難であるものの効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避け、工事施工ヤードは都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用する計画としている。また、環境保全措置として、周辺状況に応じ、工事施工ヤードへの散水、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導を実施する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

すべての予測地点において、建設機械の稼働に係る粉じん等は、基準等との整合が図られているものと評価する。

なお、予測地点「2 香椎浜北公園」及び「3 香椎浜ジャンクション（仮称）」の予測対象時期は、工事用車両の運行に伴う粉じんの予測対象時期と重なるが、双方の影響を考慮しても基準等を下回る。

［単位：t/km²/月］

番号	予測地点	季節別降下ばいじん量				基準	基準との整合状況
		春	夏	秋	冬		
1	アイランドシティランプ（仮称）	0.6	0.7	0.5	0.7	10	○
2	香椎浜北公園	0.2	0.2	0.3	0.2		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	2.1	2.1	1.8	2.0		○

表 9-1(2)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>大気質</td><td>粉じん等</td><td>工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</td>
<td>■気象の状況
気象の状況については、工事の実施(建設機械の稼働)の欄に示したとおりである。</td>
<td>■工事用車両の運行に係る粉じん等の予測結果
予測の結果、工事用車両の運行に係る季節別の降下ばいじん量は、0.0t/km²/月～0.1t/km²/月となる。
［単位：t/km²/月］
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="4">季節別の降下ばいじん量</th></tr>
<tr><th>春</th><th>夏</th><th>秋</th><th>冬</th></tr>
<tr><td>1</td><td>アイランドシティランプ（仮称）</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>香椎浜北公園</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr>
<tr><td>3</td><td>香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.0</td><td>0.1</td></tr>
</table>
</td>
<td>■環境保全措置の検討結果
周辺状況に応じ、以下に示す環境保全措置を実施する。
なお、これらについては定量化は困難であるが、粉じん等の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。
<table>
<tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>工事用車両のタイヤ洗浄</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>保全対象に近接する工事用道路</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>粉じん等の発生源に直接散水すること、工事用車両のタイヤ洗浄により、粉じん等の発生が低減される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>工事用車両の集中を避ける運行計画</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>保全対象に近接する工事用道路</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>工事用車両の一般道路の運行時間帯の集中を避けることにより、粉じん等の発生が低減される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>工事用車両の運行方法に対する指導</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>保全対象に近接する工事用道路</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>法定速度の遵守等作業者に徹底させることにより、粉じん等の発生が低減される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>事後調査</th></tr>
<tr><td>採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、定量化は困難であるものの効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。
よって、事後調査は行わないものとした。</td></tr>
</table>
</td>
<td>■回避又は低減に係る評価
工事用車両の運行ルートは、都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用し、建設発生土の場内利用により、車両台数を極力低減させた計画としているほか、工事用道路へ散水を行う。また、環境保全措置として、周辺状況に応じ、工事用車両のタイヤ洗浄、工事用車両の集中を避ける運行計画とすることや工事用車両の運行方法に対する指導を実施する。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。
すべての予測地点において、工事用車両の運行に係る粉じん等は、基準等との整合が図られているものと評価する。
なお，予測地点「2 香椎浜北公園」及び「3 香椎浜ジャンクション（仮称）」の予測対象時期は、建設機械の稼働による粉じんの予測対象時期と重なるが、双方の影響を考慮しても基準等を下回る。
［単位：t/km²/月］
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="4">季節別降下ばいじん量</th><th rowspan="2">基準</th><th rowspan="2">基準との整合状況</th></tr>
<tr><th>春</th><th>夏</th><th>秋</th><th>冬</th></tr>
<tr><td>1</td><td>アイランドシティランプ（仮称）</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td rowspan="3">10</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>香椎浜北公園</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>0.0</td><td>0.1</td><td>○</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

表 9-1(3)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用 （自動車の走行）				

調査結果

■大気質の状況

・既存資料調査結果

平成22年度における年平均値は、二酸化窒素が0.010ppm～0.017ppm 、浮遊粒子状物質が0.021mg/m³～0.029mg/m³となっている。

＜二酸化窒素＞　［単位:ppm］

番号	測定局名	年平均値 H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
a	香椎局	0.012	0.010	0.010	0.009	0.010
b	東局	0.015	0.014	0.015	0.017	0.017

＜浮遊粒子状物質＞　［単位:mg/m³］

番号	測定局名	年平均値 H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
a	香椎局	0.034	0.034	0.033	0.035	0.029
b	東局	0.032	0.032	0.026	0.021	0.021

・現地調査結果

4季平均値は、二酸化窒素が0.013ppm～0.014ppm 、浮遊粒子状物質が0.020mg/m³～0.021mg/m³となっている。

＜二酸化窒素＞　［単位:ppm］

番号	調査地点	4季平均値
1	新病院建設予定地前	0.013
2	香椎浜四丁目	0.014

＜浮遊粒子状物質＞　［単位:mg/m³］

番号	調査地点	4季平均値
1	新病院建設予定地前	0.020
2	香椎浜四丁目	0.021

予測結果

■自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果

・二酸化窒素の予測結果

予測の結果、自動車の走行に係る二酸化窒素の道路寄与濃度の年平均値は、0.0002 ppm～0.0011ppmとなる。

バックグラウンド濃度を含めた二酸化窒素の年平均値は0.010ppm～0.011ppm となる。

［単位:ppm］

番号	予測地点	二酸化窒素 道路寄与濃度	バックグラウンド濃度	合計濃度
1	アイランドシティランプ（仮称）	0.0011	0.010	0.011
2	香椎浜北公園	0.0008		0.011
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	0.0002		0.010

注 1)表中の数値は年平均値である。
2)予測値には騒音対策による遮音壁を考慮していない。遮音壁を考慮した場合は、遮音壁を考慮していない場合と比較して、煙源の高さが高くなるため、大気質の影響は低減される傾向にある。

・浮遊粒子状物質の予測結果

予測の結果、自動車の走行に係る浮遊粒子状物質の道路寄与濃度の年平均値は、0.00001 mg/m³～0.00005 mg/m³となる。

バックグラウンド濃度を含めた浮遊粒子状物質の年平均値は 0.029 mg/m³ となる。

［単位：mg/m³］

番号	予測地点	寄与濃度の年平均値	バックグラウンド濃度	合計濃度
1	アイランドシティランプ（仮称）	0.00005	0.029	0.029
2	香椎浜北公園	0.00004		0.029
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	0.00001		0.029

注 1)表中の数値は年平均値である。
2)予測値には騒音対策による遮音壁を考慮していない。遮音壁を考慮した場合は、遮音壁を考慮していない場合と比較して、煙源の高さが高くなるため、大気質の影響は低減される傾向にある。

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としていること、並びに都市計画対象道路の自動車の走行により周辺地域へ著しい二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を及ぼすことはないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、基準等との整合が図られているものと評価する。

＜二酸化窒素＞　［単位：ppm］

番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間98%値	基準	基準との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）	0.011	0.024	1時間値の1日平均値が0.046ppmから0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	○
2	香椎浜北公園	0.011	0.024		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	0.010	0.023		○

＜浮遊粒子状物質＞　［単位：mg/m³］

番号	予測地点	年平均値	日平均値の年間2%除外値	基準	基準との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）	0.029	0.070	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³ 以下であること。	○
2	香椎浜北公園	0.029	0.070		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	0.029	0.070		○

表 9-1(4)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
騒音	騒音	工事の実施（建設機械の稼働）				

調査結果

■騒音の状況

・一般環境騒音

調査地点における騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）は、平日で朝40デシベル～51デシベル、昼間47デシベル～57デシベル、夕53デシベル～57デシベル、夜間47デシベル～56デシベル、休日で朝51デシベル～52デシベル、昼間51デシベル～53デシベル、夕54デシベル～57デシベル、夜間54デシベル～56デシベルとなっている。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	調査地点	調査日	騒音レベルの90%ﾚﾝｼﾞの上端値（L_{A5}）測定結果 朝	昼間	夕	夜間
1-1	御島崎一丁目	平日	51	57	57	56
		休日	51	53	57	56
1-2	アイランドシティ中央公園内	平日	40	47	53	47
		休日	52	51	54	54

※時間区分　朝：(6時～8時)、昼間：(8時～19時)、
夕：(19時～23時)、夜間：(23時～翌6時)

■沿道の状況

沿道住居等の状況については、香椎浜 1 丁目及び香椎浜 4 丁目付近（調査地点 2-1 周辺）では、周辺に中高層の集合住宅が点在している状況である。また、調査地点周辺における地表面の種類は、宅地などの固い地面である。

予測結果

■建設機械の稼動に係る騒音の予測結果

各予測地点における予測結果は、以下に示すとおりである。

予測の結果、建設機械の稼働に係る騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）は、オールケーシング工で 69 デシベル～82 デシベル、表層・基層舗装で 63 デシベルとなる。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	予測地点	ユニット	予測高さ	騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）
1	アイランドシティランプ（仮称）	オールケーシング工	1.2m	75
2	香椎浜北公園			69
3	香椎浜ジャンクション（仮称）			82
		表層・基層舗装	22.2m	63

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

周辺の状況に応じ、以下に示す環境保全措置を実施する。

なお、これらについては、施工機械等の配置状況により騒音の減衰への寄与が一定しないが、騒音の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	防音パネル等の遮音対策
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		騒音の伝搬量の低減効果がある。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	低騒音型建設機械の採用
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		騒音の発生が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	作業者に対する建設機械の取り扱いの指導
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、騒音の発生が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働
	位置	保全対象に近接する工事施工ヤード
保全措置の効果		集中稼働を避けることにより、騒音の発生が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、施工機械等の配置状況により騒音の減衰への寄与は一定しないが、効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避け、工事施工ヤードは都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用する計画としている。また、環境保全措置として、防音パネルなどの設置のほか、周辺状況に応じ、低騒音型建設機械の採用、作業者に対する建設機械の取り扱いの指導及び建設機械の集中稼働を避けた効率的稼働を実施する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において建設機械の稼働に係る騒音は、基準等との整合が図られているものと評価する。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	予測地点	ユニット	予測高さ	予測結果（L_{A5}）	基準	基準との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）	オールケーシング工	1.2m	75	85	○
2	香椎浜北公園			69		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）			82		○
		表層・基層舗装	22.2m	63		○

表 9-1(5)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
騒音	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）				

調査結果

■騒音の状況

一般環境騒音及び道路交通騒音の現地調査結果は以下に示すとおりである。

調査地点における一般環境騒音の等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日で昼間 47 デシベル～54 デシベル、夜間 38 デシベル～47 デシベル、休日で昼間 50 デシベル～54 デシベル、夜間 48 デシベル～51 デシベルとなっている。また、道路交通騒音の等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、平日では昼間 60 デシベル～68 デシベル、夜間 54 デシベル～60 デシベル、休日では昼間 61 デシベル～65 デシベル、夜間 57 デシベル～60 デシベルとなっている。

［単位：デシベル］

番号	調査地点	調査日	等価騒音レベル（L_{Aeq}）測定結果 昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
1-1	御島崎一丁目	平日	54	47
		休日	54	48
1-2	アイランドシティ中央公園内	平日	47	38
		休日	50	51
2-1	香椎浜四丁目①	平日	67	59
		休日	65	59
2-2	香椎浜四丁目②	平日	66	60
		休日	65	60
2-3	香椎浜三丁目	平日	60	54
		休日	61	57
2-4	香椎パークポート地区	平日	68	60
		休日	65	60
2-5	新病院建設予定地前	平日	65	56
		休日	63	57

注）1-1～2：一般環境騒音、2-1～5：道路交通騒音

■沿道の状況

沿道住居等の状況については、工事の実施（建設機械の稼働）の欄に示したとおりである。

予測結果

■工事用車両の運行に係る騒音の予測結果

予測の結果、工事用車両の運行に係る等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、60 デシベル～67 デシベルとなる。

なお、面的評価の予測の結果は、道路端での予測結果が現況値と同値であることから、面的評価の予測においても環境基準達成戸数等の割合は、現況と変化はないと考えられる。

［単位:デシベル］

番号	予測地点	現況値	予測結果（L_{Aeq}）	工事用車両の増加分
1	アイランドシティランプ（仮称）	65	65	0.5 未満
2	香椎浜北公園	60	61	1
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	67	67	0.5 未満

注）表中の現況値は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）の値である。

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

周辺状況に応じ、以下に示す環境保全措置を実施する。

なお、これらについては定量化が困難であるが、騒音の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	工事用車両の集中を避ける運行計画
	位置	保全対象に近接する工事用道路
保全措置の効果		工事用車両の一般道路の運行時間帯の集中を避けることにより、騒音の発生が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	工事用車両の運行方法に対する指導
	位置	保全対象に近接する工事用道路
保全措置の効果		アイドリングストップの励行や法定速度の遵守等を作業者に徹底させることにより、騒音の発生が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、定量化は困難であるものの効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

工事用車両の運行ルートは、都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用し、建設発生土の場内利用により、車両台数を極力低減させた計画としている。また、環境保全措置として、周辺状況に応じ、工事用車両の集中を避ける運行計画とすることや工事用車両の運行方法に対する指導を実施する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において工事用車両の運行に係る騒音は、基準等との整合が図られているものと評価する。

［単位:デシベル］

番号	予測地点	現況値	予測結果（L_{Aeq}）	基準（昼間）	基準等との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）	65	65	70	○
2	香椎浜北公園	60	61		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	67	67		○

注）表中の「昼間」の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）を示す。

なお、「環境展望台」（独立行政法人国立環境研究所）による都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の自動車騒音の面的評価結果について、工事用車両の運行を想定している既存の道路における面的評価結果は以下に示すとおりであり、現況において昼間及び夜間ともに環境基準を達成した戸数は 100%である。

予測地点 2 香椎浜北公園における予測結果は現況値を 1 デシベル上回る程度であり、予測地点 3 香椎浜ジャンクション（仮称）における予測結果は現況値と同値である。いずれの対象区間においても実測結果は昼間 60～65 デシベルであり、環境基準に比して低いレベルに留まっている。工事用車両の走行による寄与分を考慮しても、面的評価の予測において環境基準の達成戸数に変化はないと考えられる。

番号	道路名	騒音レベル（デシベル） 昼間	夜間	環境基準（デシベル） 昼間	夜間	面的評価（%） 環境基準を達成した戸数の比率：昼間夜間とも達成	昼間のみ達成	夜間のみ達成	環境基準を超過した戸数の比率：昼間夜間とも超過
2	市道奈多香椎浜線	60	51	70	65	100.0	0.0	0.0	0.0
3	市道香椎箱崎浜線	65	59	70	65	100.0	0.0	0.0	0.0

注）番号 2：香椎浜北公園
　　番号 3：香椎浜ジャンクション（仮称）

表 9-1(6)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
騒音	騒音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）				

調査結果

■騒音の状況

騒音の状況については、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）の欄に示したとおりである。

■沿道の状況

沿道住居等の状況については、工事の実施(建設機械の稼働)の欄に示したとおりである。

予測結果

■自動車走行に係る騒音の予測結果

予測の結果、自動車の走行に係る等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、地上 1.2m で昼間 67 デシベル～73 デシベル（近接空間）及び 64 デシベル～69 デシベル（背後地）、夜間 58 デシベル～64 デシベル（近接空間）及び 56 デシベル～60 デシベル（背後地）、地上 4.2m で昼間 67 デシベル（近接空間）及び 64 デシベル（背後地）、夜間 58 デシベル～59 デシベル（近接空間）及び 56 デシベル～57 デシベル（背後地）となる。

予測番号 1 アイランドシティランプ（仮称）においては、近接空間及び背後地で環境基準を超過する。

［単位：デシベル］

番号	予測地点		予測高さ	時間区分	予測結果（L_{Aeq}）都市計画対象道路	臨港道路アイランドシティ 1 号線	合成値	基準
1	アイランドシティランプ（仮称）	近接空間	1.2m	昼間	52	73	73	70
				夜間	43	64	64	65
		背後地	1.2m	昼間	52	69	69	65
				夜間	43	60	60	60

［単位：デシベル］

番号	予測地点		予測高さ	時間区分	予測結果（L_{Aeq}）都市計画対象道路	市道奈多香椎浜線	合成値	基準
2	香椎浜北公園	近接空間	4.2m	昼間	53	67	67	70
				夜間	44	59	59	65
			1.2m	昼間	53	67	67	70
				夜間	44	59	60	65
		背後地	4.2m	昼間	52	64	64	65
				夜間	43	57	57	60
			1.2m	昼間	52	64	64	65
				夜間	43	57	57	60

［単位：デシベル］

番号	予測地点		予測高さ	時間区分	予測結果（L_{Aeq}）都市計画対象道路	福岡都市高速道路 1 号線	市道香椎箱崎浜線	合成値	基準
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	近接空間	4.2m	昼間	55	55	66	67	70
				夜間	46	46	58	58	65
			1.2m	昼間	54	55	66	67	70
				夜間	46	46	58	58	65
		背後地	22.2m	昼間	57	55	62	63	65
				夜間	48	46	53	55	60
			4.2m	昼間	51	52	64	64	65
				夜間	42	44	55	56	60
			1.2m	昼間	51	53	64	64	65
				夜間	42	44	55	56	60

注 1）予測値は、地上 1.2m、地上 4.2m での最大値を示す。なお、背後地の地上 22.2m については、保全対象となる建物端の道路に面する位置における予測値を示す。
2）近接空間：道路敷地境界から 20m までの地域、背後地：道路敷地境界から 20m 以遠の地域
3）表中の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）、夜間（22 時～翌 6 時）を示す。
4）表中の網掛けは、「騒音に係る環境基準について」の基準を超過することを示す。

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、以下に示す「遮音壁の設置」を実施することとした。

環境保全措置の効果は、（社）日本音響学会の「ASJ RTN-Model 2008」に基づく式を用いて算出した。アイランドシティランプ（仮称）地点における減音効果は、以下に示すとおりである。

なお、遮音壁の設置範囲、構造、設置時期等については、事業実施段階で適切に検討する。

・環境保全措置の検討結果

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	遮音壁の設置
	位置	保全対象の位置周辺
保全措置の効果		騒音の伝搬量が抑制される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		日照阻害を生じさせる可能性がある。

・環境保全措置の内容

番号	予測地点	環境保全措置の内容
1	アイランドシティランプ（仮称）	都市計画対象道路及び臨港道路アイランドシティ 1 号線が並行する区間において、遮音壁を臨港道路アイランドシティ 1 号線の歩道・車道境界に、適正な遮音効果のある壁を設置する。

・環境保全措置の効果

［単位：ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ］

番号	予測地点		予測高さ	時間区分	予測結果（L_{Aeq}）環境保全措置実施前	環境保全措置実施後	基準
1	アイランドシティランプ（仮称）	近接空間	1.2m	昼間	73	69	70
				夜間	64	60	65
		背後地	1.2m	昼間	69	64	65
				夜間	60	55	60

注 1）予測値は、地上 1.2m での最大値を示す。
2）近接空間：道路敷地境界から 20m までの地域、背後地：道路敷地境界から 20m 以遠の地域
3）表中の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）、夜間（22 時～翌 6 時）を示す。

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としている。また、環境保全措置として、遮音壁を設置する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

なお、福岡市をはじめとする関係機関は、アイランドシティランプ（仮称）付近の道路構造及び土地利用等について協議・調整し、適正な騒音対策を講じていくものとする。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、下表に示すとおりである。

全ての予測地点において自動車の走行に係る騒音は、基準との整合が図られているものと評価する。

［単位：ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ］

番号	予測地点		予測高さ	時間区分	予測結果（L_{Aeq}）	基準	基準等との整合状況	環境保全措置の有無
1	アイランドシティランプ(仮称)	近接空間	1.2m	昼間	69	70	○	有
				夜間	60	65	○	
		背後地	1.2m	昼間	64	65	○	有
				夜間	55	60	○	
2	香椎浜北公園	近接空間	4.2m	昼間	67	70	○	無
				夜間	59	65	○	
			1.2m	昼間	67	70	○	
				夜間	60	65	○	
		背後地	4.2m	昼間	64	65	○	無
				夜間	57	60	○	
			1.2m	昼間	64	65	○	
				夜間	57	60	○	
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	近接空間	4.2m	昼間	67	70	○	無
				夜間	58	65	○	
			1.2m	昼間	67	70	○	
				夜間	58	65	○	
		背後地	22.2m	昼間	63	65	○	無
				夜間	55	60	○	
			4.2m	昼間	64	65	○	
				夜間	56	60	○	
			1.2m	昼間	64	65	○	
				夜間	56	60	○	

注 1）予測値は、地上 1.2m、地上 4.2m での最大値を示す。なお、背後地の地上 22.2m については、保全対象となる建物端の道路に面する位置における予測値を示す。
2）近接空間：道路敷地境界から 20m までの地域、背後地：道路敷地境界から 20m 以遠の地域
3）表中の時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に示された昼間（6 時～22 時）、夜間（22 時～翌 6 時）を示す。

表 9-1(7)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>振動</td><td>工事の実施（建設機械の稼働）</td><td>

■振動の状況

一般環境振動の現地調査結果は以下に示すとおりである。

振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）は、平日は昼間 25 デシベル～31 デシベル、夜間 25 デシベル～27 デシベルとなっている。

休日は昼間 25 デシベル～30 デシベル、夜間 25 デシベル～26 デシベルとなっている。

［単位：ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">調査日</th><th colspan="2">振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1-1</td><td rowspan="2">御島崎一丁目</td><td>平日</td><td>31</td><td>27</td></tr>
<tr><td>休日</td><td>30</td><td>26</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1-2</td><td rowspan="2">アイランドシティ中央公園内</td><td>平日</td><td>25</td><td>25</td></tr>
<tr><td>休日</td><td>25</td><td>25</td></tr>
</table>

※時間区分は、昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～翌 8 時

</td><td>

■建設機械の稼動に係る振動の予測結果

予測の結果、建設機械の稼働に係る振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）は 44 デシベル～56 デシベルとなる。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

<table>
<tr><th>番号</th><th>予測地点</th><th>ユニット</th><th>振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})</th></tr>
<tr><td>1</td><td>アイランドシティランプ（仮称）</td><td rowspan="3">オールケーシング工</td><td>50</td></tr>
<tr><td>2</td><td>香椎浜北公園</td><td>44</td></tr>
<tr><td>3</td><td>香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td>56</td></tr>
</table>

</td><td>

■環境保全措置の検討結果

周辺状況に応じ、以下にに示す環境保全措置を実施する。

なお、これらについては定量化が困難であるが、振動の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。

<table>
<tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>低振動型建設機械の採用</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>保全対象に近接する工事施工ヤード</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>振動の発生が抑制される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>作業者に対する建設機械の取り扱いの指導</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>保全対象に近接する工事施工ヤード</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>作業時の不要なエンジン稼働を避けること等により、振動の発生が抑制される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr>
</table>

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、定量化は困難であるが、効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

</td><td>

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避け、工事施工ヤードは都市計画対象道路の区域内を極力利用する計画としている。また、環境保全措置として、周辺状況に応じ、低振動型建設機械の採用及び作業者に対する建設機械の取り扱いの指導を実施する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において建設機械の稼働に係る振動は、基準等との整合が図られているものと評価する。

［単位:デシベル］

<table>
<tr><th>番号</th><th>予測地点</th><th>ユニット</th><th>予測結果(L_{10})</th><th>基準</th><th>基準との整合状況</th></tr>
<tr><td>1</td><td>アイランドシティランプ（仮称）</td><td rowspan="3">オールケーシング工</td><td>50</td><td rowspan="3">75</td><td>○</td></tr>
<tr><td>2</td><td>香椎浜北公園</td><td>44</td><td>○</td></tr>
<tr><td>3</td><td>香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td>56</td><td>○</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

表 9-1(8)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）				

調査結果

■振動の状況

道路交通振動の現地調査結果は以下に示すとおりである。

振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）は、平日は昼間 36 デシベル～45 デシベル、夜間 28 デシベル～38 デシベルであった。

休日は昼間 28 デシベル～43 デシベル、夜間 25 デシベル～36 デシベルであった。

［単位：ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	調査地点	調査日	振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10}) 昼間	夜間
2-1	香椎浜四丁目①	平日	41	31
		休日	37	29
2-2	香椎浜四丁目②	平日	45	38
		休日	43	36
2-3	香椎浜三丁目	平日	36	28
		休日	31	26
2-4	香椎パークポート地区	平日	45	29
		休日	29	25
2-5	新病院建設予定地前	平日	42	28
		休日	28	25

※時間区分は、昼間8時～19時、夜間19時～翌8時

■地盤の状況

地盤卓越振動数の現地調査結果は以下に示すとおりである。

なお、既存資料調査によると、調査地域は砂地盤であり、粘土地盤は存在していない。

番号	調査地点	地盤卓越振動数(Hz)	地盤の種類
2-1	香椎浜四丁目①	13.2	砂地盤
2-2	香椎浜四丁目②	11.3	砂地盤
2-3	香椎浜三丁目	13.8	砂地盤
2-4	香椎パークポート地区	8.4	砂地盤
2-5	新病院建設予定地前	10.6	砂地盤

予測結果

■工事用車両の運行に係る振動の予測結果

予測の結果、工事用車両の運行に係る振動レベルの 80%レンジの上端値（L_{10}）は、38 デシベル～42 デシベルとなる。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	予測地点	現況値(L_{10})	予測結果(L_{10})	工事用車両の寄与分
1	アイランドシティランプ（仮称）	42	42	+0
2	香椎浜北公園	36	38	+2
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	41	41	+0

注）表中の現況値は、「振動規制法施行規則」基づく昼間（8 時～19 時）の値である。

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

周辺状況に応じ、以下に示す環境保全措置を実施する。

なお、これらについては定量化が困難であるが、振動の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられる。

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	工事用車両の集中を避ける運行計画
	位置	保全対象に近接する工事用道路
保全措置の効果		工事用車両の一般道路の運行時間帯の集中を避けることにより、振動の発生が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事業主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
実施内容	種類	工事用車両の運行方法に対する指導
	位置	保全対象に近接する工事用道路
保全措置の効果		アイドリングストップの励行や法定速度の遵守等を作業者に徹底させることにより、振動の発生が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、定量化は困難であるが、効果があると判断でき、環境保全措置の効果の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

工事用車両の運行ルートは、都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用し、建設発生土の場内利用により、車両台数を極力低減させた計画としている。また、環境保全措置として、周辺状況に応じ、工事用車両の集中を避ける運行計画とすることや工事用車両の運行方法に対する指導を実施する。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において、工事用車両の運行に係る振動は、基準等との整合が図られているものと評価する。

［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］

番号	予測地点	現況値(L_{10})	予測結果(L_{10})	基準（昼間）	基準との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）	42	42	65	○
2	香椎浜北公園	36	38		○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	41	41		○

注 1）表中の現況値は、「振動規制法施行規則」基づく昼間（8 時～19 時）の値である。

2）都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の一部は、振動規制法に係る規制区域（第 1 種区域）に位置することから、第 1 種区域の基準値である昼間 65ﾃﾞｼﾍﾞﾙを設定した。

表 9-1(9)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>振動</td><td>振動</td><td>土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）</td>
<td>■振動の状況
振動の状況については、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）の欄に示したとおりである。

■地盤の状況
地盤の状況については、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）の欄に示したとおりである。</td>
<td>■自動車走行に係る振動の予測結果
予測の結果、都市計画対象道路での自動車の走行に係る振動レベル（L_{10}）は、昼間が 42 デシベル～45 デシベル、夜間が 42 デシベル～44 デシベルとなる。
また、近傍の道路（臨港道路アイランドシティ 1 号線、市道奈多香椎浜線、市道香椎箱崎浜線、福岡都市高速道路 1 号線）での自動車の走行に係る振動レベル（L_{10}）を合成すると昼間 50 デシベル～56 デシベル、夜間 50 デシベル～54 デシベルとなる。
［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="3">予測結果（L_{10}）</th></tr>
<tr><th>都市計画対象道路</th><th>臨港道路アイランドシティ 1 号線</th><th>合成値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">アイランドシティランプ（仮称）</td><td>昼間</td><td>42</td><td>56</td><td>56</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>42</td><td>54</td><td>54</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="3">予測結果（L_{10}）</th></tr>
<tr><th>都市計画対象道路</th><th>市道奈多香椎浜線</th><th>合成値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">香椎浜北公園</td><td>昼間</td><td>43</td><td>50</td><td>50</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>42</td><td>49</td><td>50</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="4">予測結果（L_{10}）</th></tr>
<tr><th>都市計画対象道路</th><th>福岡都市高速道路 1 号線</th><th>市道香椎箱崎浜線</th><th>合成値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td>昼間</td><td>45</td><td>43</td><td>47</td><td>50</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>44</td><td>43</td><td>46</td><td>50</td></tr>
</table>
注 1）表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」に示された昼間（8 時～19 時）、夜間（19 時～翌 8 時）を示す。
2）予測結果は時間区分ごとの予測対象時間帯のうち、各道路の予測値、合成値がそれぞれ最も大きい時間帯のものを示す。</td>
<td>■環境保全措置の検討結果
都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としていること、並びに都市計画対象道路の自動車の走行により周辺地域へ著しい振動の影響を及ぼすことはないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。
よって、事後調査は行わないものとした。</td>
<td>■回避又は低減に係る評価
都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としている。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。
全ての予測地点において自動車の走行に係る振動は、基準等との整合が図られているものと評価する。
［単位:ﾃﾞｼﾍﾞﾙ］
<table>
<tr><th>番号</th><th>予測地点</th><th>区域の区分</th><th>時間区分</th><th>予測結果（L_{10}）</th><th>基準</th><th>基準との整合状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">アイランドシティランプ（仮称）</td><td rowspan="2">第 1 種区域</td><td>昼間</td><td>56</td><td>65</td><td>○</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>54</td><td>60</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">香椎浜北公園</td><td rowspan="2">第 1 種区域</td><td>昼間</td><td>50</td><td>65</td><td>○</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>50</td><td>60</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">香椎浜ジャンクション（仮称）</td><td rowspan="2">第 1 種区域</td><td>昼間</td><td>50</td><td>65</td><td>○</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>50</td><td>60</td><td>○</td></tr>
</table>
注 1）表中の時間区分は、「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」に示された昼間（8 時～19 時）、夜間（19 時～翌 8 時）を示す。
2）都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の一部は、振動規制法に係る規制区域（第 1 種区域）に位置することから、第 1 種区域の基準値である昼間 65 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ、夜間 60 ﾃﾞｼﾍﾞﾙを設定した。
3）予測結果は時間区分ごとの予測対象時間帯のうち、各道路の予測値、合成値がそれぞれ最も大きい時間帯のものを示す。</td></tr>
</table>

表 9-1(10)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
低周波音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）				

調査結果

■低周波音の状況

低周波音の現地調査結果は以下に示すとおりである。

50%時間率音圧レベル（L_{50}）は道路交通を対象とした地点で 60 デシベル～89 デシベル、一般環境を対象とした地点で 59 デシベル～86 デシベル、G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）は道路交通を対象とした地点で 60 デシベル～91 デシベル、一般環境を対象とした地点で 60 デシベル～83 デシベルとなっている。

［単位:ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ］

番号	調査地点	測定日	50%時間率音圧レベル（L_{50}）	G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）	備考
1	香椎浜四丁目①	平日	60～78	72～87	道路交通対象
		休日	61～77	71～85	
2	香椎浜四丁目②	平日	63～81	74～89	
		休日	63～79	72～83	
3	香椎浜三丁目	平日	61～71	61～80	
		休日	60～85	60～79	
4	香椎パークポート地区	平日	63～78	66～91	
		休日	64～78	64～82	
5	新病院建設予定地	平日	63～77	66～88	
		休日	67～89	65～87	
6	御島崎一丁目	平日	59～72	62～81	一般環境対象
		休日	63～76	64～80	
7	アイランドシティ中央公園内	平日	61～75	60～82	
		休日	63～86	66～83	

■住居の状況

都市計画対象道路等の道路と近傍の住居等の状況は、以下に示すとおりである。

予測地点	住居等の状況
アイランドシティランプ(仮称)付近	直近の病院との離隔が約 200m ある。 沿道には新病院建設地がある。
香椎浜北公園付近	香椎浜北公園、市道奈多香椎浜線を隔て、さらに約 50m 先にマンションがある。 沿道にはマンション建設地がある。
香椎浜ジャンクション(仮称)付近	既存道路である福岡都市高速道路 1 号線、市道香椎箱崎浜線の沿道には約 20m～40m の離隔で留学生宿舎等がある。

予測結果

■自動車走行に係る低周波音の予測結果

予測の結果、50%時間率音圧レベル（L_{50}）は 66 デシベル～71 デシベル、G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）は 74 デシベル～80 デシベルとなる。

全ての予測地点において、「参考となる値」である 90 デシベル(L_{50})及び 100 デシベル(L_{G5})以下である。

［単位:ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ］

番号	予測地点		予測高さ(m)	予測結果：50%時間率音圧レベル（L_{50}）	予測結果：G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）
1	アイランドシティランプ（仮称）		1.2	66	74
2	香椎浜北公園		1.2	68	75
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	都市計画対象道路（天神方向）	1.2	71	79
		都市計画対象道路（アイランドシティ方向）			
		福岡都市高速道路 1 号線			
		都市計画対象道路（天神方向）	13.2	71	80
		都市計画対象道路（アイランドシティ方向）			
		福岡都市高速道路 1 号線			

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としていること、並びに都市計画対象道路の存在（嵩上式）及び自動車の走行により周辺地域へ著しい低周波音の影響を及ぼすことはないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。

事後調査

採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。

よって、事後調査は行わないものとした。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としている。

また、都市計画対象道路の存在（嵩上式）及び自動車の走行により周辺地域へ著しい低周波音の影響を及ぼすことはない。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

整合を図るべき指標値との整合性に係る評価は、以下に示すとおりである。

全ての予測地点において自動車の走行に係る低周波音は指標値との整合が図られているものと評価する。

［単位:ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ］

番号	予測地点		予測高さ(m)	予測結果：50%時間率音圧レベル（L_{50}）	予測結果：G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）	指標値：50%時間率音圧レベル（L_{50}）	指標値：G 特性 5%時間率音圧レベル（L_{G5}）	指標値との整合状況
1	アイランドシティランプ（仮称）		1.2	66	74	90	100	○
2	香椎浜北公園		1.2	68	75			○
3	香椎浜ジャンクション（仮称）	都市計画対象道路（天神方向）	1.2	71	79			○
		都市計画対象道路（アイランドシティ方向）						
		福岡都市高速道路 1 号線						
		都市計画対象道路（天神方向）	13.2	71	80			○
		都市計画対象道路（アイランドシティ方向）						
		福岡都市高速道路 1 号線						

表 9-1(11)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td>水 質</td><td>水の濁り
水の汚れ</td><td>工事の実施
（海底の掘削に係る水の濁り）</td><td>■水質の状況
水質の状況に係る現地調査結果は以下に示すとおりである。
【SS】湾口部の S-1 で 1～18mg/L、水路部東側の S-2 で 1～7mg/L、御島海域の S-3 で 2～6mg/L の範囲にあり、夏季の S-1 の底層がやや高い値を示している。
【COD】湾口部の S-1 で 1.1～3.3mg/L、水路部東側の S-2 で 1.0～3.2mg/L、御島海域の S-3 で 1.0～2.7mg/L の範囲
【DO】湾口部の S-1 で 3.3～10.2mg/L、水路部東側の S-2 で 5.7～9.5mg/L、御島海域の S-3 で 6.1～9.7mg/L の範囲
【T-N】湾口部の S-1 で 0.33～0.83mg/L、水路部東側の S-2 で 0.38～0.66mg/L、御島海域の S-3 で 0.37～0.62mg/L の範囲
【T-P】湾口部の S-1 で 0.022～0.058mg/L、水路部東側の S-2 で 0.020～0.044mg/L、御島海域の S-3 で 0.022～0.043mg/L の範囲
これらの結果は、水深の深い湾口部における夏季の底層の DO の値を除き、いずれも既存資料調査結果の範囲内で推移している。

■水象（潮流）の状況
平均大潮期における流況は、上げ潮時に湾奥へ向かう東向きの流れ、下げ潮時に湾口に向かう西向きの流れであった。
100m水路部は、水路状になっているため比較的流れは速く、10.9～21.7cm/s の流速となっている。
また、平均流（恒流）は 0.2～15.7cm/s の範囲にあり、100m水路部で湾口に向かう西向きの流れが 1.6cm/s となっている。
潮位は、博多港の平均大潮期における朔望平均干満差（朔望平均満潮面と朔望平均干潮面との差）は 2.09m である。

■水底の土砂の状況
湾口部の S-1、水路部西側の S-2、御島海域に位置する S-5 は、シルト・粘土の細粒分が 70～80%以上を占めており、季節による差は小さい。
御島海域北側の S-3 及び水路部東側の S-4 は、砂分の占める割合が比較的高く、季節によって粒度組成が変化しており、一定ではない状況となっているが、これは現地調査より底質が一様ではなく、パッチ状に分布していることが確認されている。

■地形の状況
水路部の水深は、標高約-2m～-5m 程度であり、御島海域側（港奥側）にいくに従って、徐々に浅くなってきている。
また、100m 水路部の西側に位置する既存橋脚（香椎アイランドブリッジ：橋脚の水面での寸法 4.0m×29.0m が 2 基）は、その周囲約 3m に限定して洗掘されており、周辺より 1m 程度深くなっている。なお、それ以外の橋脚の周辺には、極端な洗掘・堆積地形は確認されていない。</td><td>■工事の実施時における海底の掘削に係る水の濁りの予測結果
工事の実施にあたっては、SS の拡散防止のため汚濁防止膜を展張する計画であり、既存事例（「港湾工事における濁り影響予測の手引き」（平成 16 年，国土交通省港湾局）など）から汚濁防止膜により SS が 50%除去されることとして予測した。
SS 寄与濃度が最も高くなるのは基礎工の工事時期における水路底部（第 3 層：水深 4～8m）であり、橋脚基礎工事箇所から水路東側方向に約 250m の範囲に濁りの影響が生じるが、最も濃度が高い範囲でも 2mg/L であり、それ以外の範囲では 1mg/L 程度と予測される。
なお、水路底部以外の第 1 層、第 2 層については、1mg/L 未満と予測される。</td><td>■環境保全措置の検討結果
環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、「鋼管矢板による橋脚下部の囲い込み」及び「汚濁防止膜の展張」を採用することとした。

<table><tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr><tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>鋼管矢板による橋脚下部の囲い込み</td></tr><tr><td>位置</td><td>橋脚（渡海部）下部の周囲</td></tr><tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>鋼管矢板で橋脚設置箇所の下部を囲い、囲われた橋脚下部の海水を排除した上で工事を行うことにより、鋼管矢板の外側の海域に濁水が流れ出すことはなく、濁り（SS）の発生を防止できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>鋼管矢板は海底に打設して設置することから設置時に濁り（SS）が発生する恐れがあるが、打設時に鋼管矢板の周囲を汚濁防止膜で囲み、SS の拡散を軽減することから、濁りの拡散は抑制される。</td></tr></table>
<table><tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr><tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>汚濁防止膜の展張</td></tr><tr><td>位置</td><td>橋脚（渡海部）下部の周囲</td></tr><tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>鋼管矢板の周囲及び海底掘削箇所の周囲を汚濁防止膜で囲うことにより、濁り（SS）の拡散を軽減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table>
事後調査

予測手法は、SS の移流拡散モデルに基づく数値シミュレーションという多くの実績のある方法を用いたことから、予測の不確実性は小さいと考えられる。
また、採用した環境保全措置についても、既往の道路事業で数多くの実績があり、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性はない。
よって、事後調査は実施しないこととする。</td><td>■回避又は低減に係る評価
都市計画対象道路は、環境保全措置として「鋼管矢板による橋脚下部の囲い込み」及び「汚濁防止膜の展張」を行い、SS の拡散を防止及び低減させる計画としている。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、水の濁り（SS 寄与濃度）が、「人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/L 以下であること」とした海域の水産用水基準との整合が図られているものと評価する。</td></tr>
</table>

表 9-1(12)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水質</td><td rowspan="2">水の濁り
水の汚れ</td><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）時における水の濁り</td><td>■水質の状況
水質の状況については、工事の実施（海底の掘削に係る水の濁り）の欄に示したとおりである。</td><td>■道路（嵩上式）の存在に係る水の濁りの予測結果
・流況の変化
橋脚の有無によって、橋脚位置及びその直近で最大-10cm/s 程度の流速差が生じることになるが、橋脚から離れるに従って差は小さくなり、-1cm/s 程度の流速差が生じる（流れが遅くなる）範囲は橋脚から 100m の範囲に限られ、その流速の変化域は 100m 水路内にとどまるものと予測される。また、橋脚周辺には局所的に流速が 1～5cm/s 程度大きくなる範囲も現れるものと予測される。
なお、参考までに小潮期での流速の変化域は最強流時でも橋脚の下流側に 20m 程度の範囲で、大潮期よりも小さくなることから、大潮期・小潮期ともに変化域は 100m 水路内にとどまる。
また、これらの結果から、橋脚の整備前後で御島海域の海水の流出入速度に変化は生じない、すなわち御島海域の海水の流出入量にも変化は生じないことから、新たな橋脚が御島海域の海水の流出入の阻害要因にはならないと予測される。

・橋脚周囲の局所洗掘に伴う水の濁り
新たに設置される橋脚付近の底質は、濁りに寄与する粒子（シルト以下の粒径：75μm以下）が、70～80%程度含まれることが現地調査より明らかになっている。完成後約 10 年が経過しているアイランドブリッジでは、橋脚周囲約 3m の範囲で深さ約 1m の局所洗掘が生じていることから、新たに設置される橋脚周囲でも同様に、流速増加と渦の発生に伴う局所洗掘が発生すると予測される。ただし、新たな橋脚の流軸方向の長さは、既設のアイランドブリッジの 1/3 程度に収まることから、洗掘の程度も現状より小規模になると予測される。
橋脚周囲の洗掘に伴い、底泥が巻き上げられ濁りが発生するおそれがあるが、現状における平均的な SS の値は 100m 水路部、御島海域及び博多湾東部海域（箱崎沖）のいずれも 4mg/L と濁りの程度に差異はないことから、既設のアイランドブリッジ周囲の局所洗掘に伴う濁りの影響は現状で確認されず、洗掘部は流速に応じて底質の分級化が促進され、巻き上げに対して安定化しているものと考えられる。
したがって、新たな橋脚を設置した場合も同様の状況になると予測されることから、新たな橋脚周囲の局所洗掘に伴う水の濁りについては、一時的かつ小規模なものになると予測される。

・橋脚下流側の底質堆積環境の変化に伴う水の濁り
100m 水路部では、平均大潮期で 20cm/s 程度の流速が発生するため、潮汐現象により底泥から濁りが発生すると考えられる。ただし、潮汐に伴う 100m 水路部の流れは往復流であり、日常的には潮の干満によって転流を繰り返すため、常に底泥を巻き上げるような流速が発生しているわけではなく、かつ流速の変化についても予測結果に示す範囲及び程度が最大で、潮汐に伴い時々刻々と変化の範囲及び程度は小さくなることから、全体として流れの変化はわずかと捉えることができる。
また、流速の減少域では懸濁物質が沈降しやすい傾向となるが、既設のアイランドブリッジ下流側においても極端な堆積地形は見られないことから、新たな橋脚の下流側も同様に極端な懸濁物質の堆積は生じないと予測される。
したがって、橋脚の下流側（特に上げ潮時の下流側となる御島海域側）における流速の減少、及びそれに起因する底質堆積環境の変化については、上記のとおりその範囲及び程度は小さく、また限られた時間帯に生じる変化であることから、それによって 500m 以上離れた御島海域まで濁りの影響が及ぶことはないと考えられる。
さらに、物質の輸送に寄与する残差流は、御島海域から湾口側に向かう西向きの流れであることから、堆積した懸濁物質が長期的に御島海域の濁りに影響を及ぼすことはないと予測される。</td><td>■環境保全措置の検討結果
環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、「既設橋脚に沿った橋脚の配置」を採用することとした。

<table><tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr><tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>既設橋脚に沿った橋脚の配置</td></tr><tr><td>位置</td><td>橋脚（渡海部）位置</td></tr><tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>橋脚の配置にあたり、100m水路部の流軸方向に対して、既存の橋脚位置に沿った形で配置することで、流れの阻害を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table>
事後調査

予測手法は、二次元多層レベルモデルに基づく数値シミュレーションという多くの実績のある方法を用いたことから、予測の不確実性は小さいと考えられる。
また、採用した環境保全措置についても、既設の橋脚でも同様の橋脚配置となっていることから、効果の不確実性はない。
よって、事後調査は実施しないこととする。</td><td>■回避又は低減に係る評価
都市計画対象道路は、環境保全措置として「既設橋脚に沿った橋脚の配置」を行い、濁りの発生要因となる流れの変化域の発生を低減させることとしている。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。
なお、今後の事業実施に向けて、海域環境へのさらなる影響の低減を図るため、形状の工夫等も含めて検討を進めることとする。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、流況変化の予測を踏まえた水の濁りに係る予測の結果、一時的かつ小規模で、長期的にも御島海域に影響を及ぼすおそれはないと予測されたことから、「御島海域において橋脚の設置に伴う流れの変化による水の濁りの影響を及ぼさないこと」とした目標との整合が図られているものと評価する。</td></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在に係る水の汚れ</td><td>■水質の状況
水質の状況については、工事の実施（海底の掘削に係る水の濁り）の欄に示したとおりである。</td><td>■道路（嵩上式）の存在に係る水の汚れの予測結果
・流況の変化
橋脚の有無によって、橋脚位置及びその直近で最大-10cm/s 程度の流速差が生じることになるが、橋脚から離れるに従って差は小さくなり、-1cm/s 程度の流速差が生じる（流れが遅くなる）範囲は橋脚から 100m の範囲に限られ、その流速の変化域は 100m 水路内にとどまるものと予測される。参考までに小潮期での流速の変化域は、最強流時でも下流側に 20m 程度の範囲で、大潮期よりも小さくなることから、大潮期・小潮期ともに変化域は 100m 水路内にとどまる。
また、予測結果に示すとおり橋脚 2 基の場合では、ベクトルの変化に現れる流れ場の乱れは小さい。

・水の汚れ
橋脚の有無による流れの変化域は、橋脚から約 100m の範囲に限られる。
ただし、潮汐に伴う 100m 水路部の流れは往復流であり、日常的には潮の干満によって転流を繰り返すため、流速の変化は予測結果に示す範囲及び程度が最大で、潮汐に伴い時々刻々と変化の範囲及び程度は小さくなることから、全体として流れの変化はわずかと捉えることができる。
また、流速の減少域では懸濁物質が沈降しやすい傾向となるが、既設のアイランドブリッジ下流側（特に上げ潮時の下流側となる御島海域側）においても極端な堆積地形は見られないことから、新たな橋脚の下流側も同様に極端な懸濁物質の堆積は生じないと予測される。
したがって、橋脚の存在に伴い常に滞流域が発生し、有機物を含む懸濁物質の堆積が助長されるような状況にはならないことから、現状で環境基準を満足している溶存酸素（DO）をはじめとする水質に変化が生じるおそれはないと考えられる。
さらに、物質の輸送に寄与する残差流は、御島海域から湾口側に向かう西向きの流れであることから、長期的に御島海域の水の汚れに影響を及ぼすことはないと予測される。</td><td>■環境保全措置の検討結果
環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、「既設橋脚に沿った橋脚の配置」を採用することとした。

<table><tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr><tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>既設橋脚に沿った橋脚の配置</td></tr><tr><td>位置</td><td>橋脚（渡海部）位置</td></tr><tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>橋脚の配置にあたり、アイランドシティ南側水路の流軸方向に対して、既存の橋脚位置に沿った形で配置することで、流れの変化域の発生を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table>
事後調査

予測手法は、二次元多層レベルモデルに基づく数値シミュレーションという多くの実績のある方法を用いたことから、予測の不確実性は小さいと考えられる。
また、採用した環境保全措置についても、既設の橋脚でも同様の橋脚配置となっていることから、効果の不確実性はない。
よって、事後調査は実施しないこととする。</td><td>■回避又は低減に係る評価
都市計画対象道路は、環境保全措置として「既設橋脚に沿った橋脚の配置」を行い、水質変化（水の汚れ）の発生要因となる流れの変化域の発生を低減させることとしている。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。
なお、今後の事業実施に向けて、海域環境へのさらなる影響の低減を図るため、形状の工夫等も含めて検討を進めることとする。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、流況変化の予測を踏まえた水の汚れに係る予測の結果、水質に変化が生じるおそれはなく、長期的にも御島海域に影響を及ぼすおそれはないと予測されたことから、「御島海域において橋脚の設置に伴う流れの変化による水の汚れの影響を及ぼさないこと」とした目標との整合が図られているものと評価する。</td></tr>
</table>

表 9-1(13)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">底質</td><td rowspan="2">底質</td><td>工事の実施（海底の掘削）</td><td>■底質の状況
・既存資料調査結果
頻繁に干出を繰り返す高潮帯及び中潮帯については、硫化物等が部分的に突出した値を示すものの、概ね一定の傾向を示している。
一方、海面下にある低潮帯は、有機物の指標であるCOD及び硫化物の値が増減を繰り返しながら推移している。

・現地調査結果
＜一般性状＞
底質（一般性状）は、調査時期、調査地点によって変化が見られるが、概ね春季～秋季にかけて有機物の指標であるCODや硫化物の値が大きい傾向にあるが、御島海域においては既存資料調査結果の範囲内で推移している。
ただし、現地調査より、水路部東側の S-4 の底質は一様ではなく、砂礫分の多い底質がパッチ状に分布していることが確認されており、中央粒径のばらつきからもその状況が示唆され、それが各項目の値の変動にも起因していると考察される。

＜有害物質＞
底質（有害物質）は、すべての項目で水底土砂の判定基準を満足しているとともに、ダイオキシン類に係る環境基準、底質の暫定除去基準を満足している。</td><td>■海底の掘削に係る底質の予測結果
対象とする底質には有害物質が含まれるものではないことから、海底の掘削に伴う汚染底質の拡散による周辺海域への影響はないと予測される。</td><td>■環境保全措置の検討結果
環境への影響はないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。

事後調査

予測手法は、すでに確立された底質分析手法に基づき行われたものであることから、予測の不確実性は小さいと考えられる。
よって、事後調査は実施しないこととする。</td><td rowspan="2">■回避又は低減に係る評価
都市計画対象道路は、掘削の対象となる橋脚の基数を抑えた計画としている。
したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討
整合を図るべき基準等との整合性に係る評価は、底質調査・予測の結果が前掲の基準との整合が図られているものと評価する。</td></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）</td><td>■底質の状況
底質の状況については、工事の実施（海底の掘削）の欄に示したとおりである。</td><td>■道路（嵩上式）の存在に係る底質の予測結果
・流況の変化
橋脚の有無によって、橋脚位置及びその直近で最大-10cm/s 程度の流速差が生じることになるが、橋脚から離れるに従って差は小さくなり、-1cm/s 程度の流速差が生じる（流れが遅くなる）範囲は橋脚から 100m の範囲に限られ、その流速の変化域は 100m 水路内にとどまるものと予測され、橋脚周辺には局所的に流速が 1～5cm/s 程度大きくなる範囲も現れるものと予測される。
参考までに、小潮期での流速の変化域は最強流時でも下流側に 20m 程度の範囲で、大潮期よりも小さくなることから、大潮期・小潮期ともに変化域は 100m 水路内にとどまる。
また、予測結果に示すとおり、橋脚 2 基の場合では、ベクトルの変化に現れる流れ場の乱れは小さい。

・橋脚周囲の局所洗掘に伴う底質の堆積環境の変化
新たに設置される橋脚付近の底質は、濁りに寄与する粒子（シルト以下の粒径：75μm以下）が，70～80%程度含まれることが現地調査より明らかになっている。
完成後約 10 年が経過しているアイランドブリッジでは、橋脚周囲約 3m の範囲で深さ約 1m の局所洗掘が生じていることから、新たに設置される橋脚周囲でも同様に、流速増加と渦の発生に伴う局所洗掘が発生すると予測される。ただし、新たな橋脚の流軸方向の長さは，既設のアイランドブリッジの 1/3 程度に収まることから、洗掘の程度も現状より小規模になると予測される。
また、洗掘部は流速に応じて底質の分級化が促進され、巻き上げに対して安定化しているものと考えられることから、橋脚周囲の局所洗掘に伴う底質の堆積環境の変化は、一時的かつ小規模なものと予測される。

・橋脚下流側における底質の堆積環境の変化
100m水路部では、平均大潮期で20cm/s程度の流速が発生するため、潮汐現象により底泥から濁りが発生すると考えられる。
ただし、潮汐に伴う水路部の流れは往復流であり、日常的には潮の干満によって転流を繰り返すため、常に底泥を巻き上げるような流速が発生しているわけではなく、かつ流速の変化についても予測結果に示す範囲及び程度が最大で、潮汐に伴い時々刻々と変化の範囲及び程度は小さくなることから、全体として流れの変化はわずかと捉えることができる。
また、流速の減少域では懸濁物質が沈降しやすい傾向となるが、既設のアイランドブリッジ下流側においても極端な堆積地形は見られないことから、新たな橋脚の下流側（特に上げ潮時の下流側となる御島海域側）も同様に極端な懸濁物質の堆積は生じないと予測される。
したがって、橋脚の下流側における流速の減少、及びそれに起因する底質堆積環境の変化については、上記のとおりその範囲及び程度は小さく、また限られた時間帯に生じる変化であることから、それによって500m以上離れた御島海域まで堆積環境の変化が及ぶことはないと考えられる。
さらに、物質の輸送に寄与する残差流は、御島海域から湾口側に向かう西向きの流れであることから、長期的に御島海域の底質の堆積環境に影響を及ぼすことはないと予測される。</td><td>■環境保全措置の検討結果
環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、「既設橋脚に沿った橋脚の配置」を採用することとした。

<table><tr><td colspan="2">事業主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr><tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>既設橋脚に沿った橋脚の配置</td></tr><tr><td>位置</td><td>橋脚（渡海部）位置</td></tr><tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>橋脚の配置にあたり、100m 水路の流軸方向に対して、既存の橋脚位置に沿った形で 2 基配置することで、流れの変化域の発生を低減できる。</td></tr><tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>なし</td></tr></table>
事後調査

予測手法は、二次元多層レベルモデルに基づく数値シミュレーションという多くの実績のある方法を用いたことから、予測の不確実性は小さいと考えられる。
また、採用した環境保全措置についても、既設の橋脚でも同様の橋脚配置となっていることから、効果の不確実性はない。
よって、事後調査は実施しないこととする。</td></tr>
</table>

表 9-1(14)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
	環境要素の区分	影響要因の区分				
土壌	土壌	工事の実施（掘削工事の実施）	**■土壌汚染の現状** **・既存資料調査** 溶出量については、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物が検出されたが、その他の重金属類については不検出であった。なお、砒素及びその化合物については、1 地点で土壌汚染対策法に基づく指定基準（溶出量基準）を若干超えていた。 含有量については、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物が検出されたが、いずれも指定基準（含有量基準）を大きく下回っていた。 **・現地調査** 溶出量調査結果は、砒素及びふっ素以外、不検出であった。検出された砒素及びふっ素とも、環境基準、土壌汚染対策防止法に基づく溶出量基準のどちらも満足している。 含有量調査結果は、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物が検出されたが、いずれもの項目で土壌汚染対策法に基づく含有量基準を大きく下回っていた。 **■地下水汚染の現状** 環境基本法に基づく地下水環境基準及び土壌汚染対策法に基づく溶出量基準が定められている砒素については、不検出であった。	**■掘削工事の実施に係る土壌の予測結果** **・予測地域における土壌の汚染の有無** 福岡市は、アイランドシティにおける土壌の性状調査等の検討を行うため、学識経験者で組織された「アイランドシティ土壌調査専門委員会」（委員長・浅野直人福岡大学法学部教授）（以下、専門委員会という。）を設置している。 専門委員会は全 6 回開催され、アイランドシティ内を対象に計 5 回の現地調査が行われている。 その結果、各調査地点での重金属類の濃度は北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であり、土壌による人の健康に係る被害を生ずるおそれはないことが認められ、アイランドシティの土地を通常の土地と同様に様々な目的に利用することについては，特段の問題はないと判断されている。 また、香椎パークポート側の土壌については、現地調査の結果、砒素及びふっ素の溶出が検出されたものの、環境基準及び土壌汚染対策法に基づく溶出量基準を下回っており、その濃度から見て、アイランドシティと同じく北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であると判断される。 **・本事業に伴う土壌に係る環境影響の発生の可能性** 本事業では、道路延長の大部分が橋梁構造であり、橋台及び橋脚の建設に伴い建設発生土が約 14,800m^3、建設汚泥が約 9,800m^3 発生すると予測される。このうち、建設汚泥は、産業廃棄物処理施設へ搬出し、関連法令に基づき適正に処理・処分する計画である。また、建設発生土は発生量のうち約 7,300m^3 を埋戻し材として再利用し、約 7,500m^3 を都市計画対象道路事業実施区域外へ搬出する予定である。これら区域外へ搬出する建設汚泥及び建設発生土は、受入先の基準に従って適切に処理・処分されることから、搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測される。 また、掘削による土地の形質変更が行われるが、香椎パークポート側の土壌には土壌汚染が認められておらず、アイランドシティ側の土壌については、一部で溶出量基準を若干上回る土砂の存在が確認されているものの、専門委員会見解によるとおり、、北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であることから、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはない。 地下水汚染については、都市計画対象道路事業実施区域は埋立地であり、飲用井戸はないことから、土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測される。	**■環境保全措置の検討結果** 工事の実施に伴う掘削工事により土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されたことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。 **事後調査** 予測手法は、既存資料調査結果及び現地調査結果を踏まえ、本事業による行為・要因を明らかにすることにより行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。 よって、事後調査は実施しないこととする。	**■回避又は低減に係る評価** 都市計画対象道路の建設に伴い発生する掘削土砂は、関係法令に基づき適切に処分し、掘削範囲は、橋台及び橋脚の建設後にコンクリートもしくはアスファルト舗装を行うため、巻き上げ等による拡散は防止できる。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。 **■基準又は目標との整合性の検討** 搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、及び地下水の汚染は確認されていないことから、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を遵守できると評価する。

表 9-1(15)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
	環境要素の区分	影響要因の区分				
その他の環境要素	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式又は地表式）の存在）	**■既存資料調査** **・土地利用の状況** 　都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の土地利用は、主に宅地、埠頭用地となっており、中高層住宅地の他、教育施設、医療施設及び福祉施設等が分布している。 **・地形の状況** 　都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の地形は、平坦な地形で、その大部分は埋立地となっている。 **■現地調査** **・土地利用の状況** **＜香椎浜ジャンクション（仮称）付近＞** 　都市計画対象道路東側に留学生の宿舎として使用されている九州大学国際交流会館、マンション等がある。このうち一部の建物については、都市計画対象道路の建設に伴い、撤去が予定されている。 　また、西側には香椎浜中央公園および商業施設があるが、生活環境を保全すべき住居等の施設はない。 **＜香椎浜北公園付近＞** 　都市計画対象道路の設置に伴い日影が生じる北側の区域は公園及び海域になっており、生活環境を保全すべき住居等の施設はない。 **＜アイランドシティランプ（仮称）付近＞** 　都市計画対象道路の設置に伴い、日影が発生する東西の区域は、それぞれ開発が予定されているものの、現状では更地となっている。	**■道路（嵩上式又は地表式）の存在に係る日照阻害の予測結果** 　都市計画対象道路の周辺では高架構造物による日影が生じるものの、住居系の用途地域（第１種中高層住居専用地域、第２種住居地域）に指定されている範囲の日影時間は概ね１時間未満～2.5 時間未満となる。	**■環境保全措置の検討結果** 　都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としていること、並びに都市計画対象道路の存在（嵩上式又は地表式）により周辺地域へ著しい日照阻害の影響を及ぼすことはないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。 **事後調査** 　予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積された手法を採用しており、予測の不確実性は小さいと考えられる。 　よって、事後調査は実施しないこととする。	**■回避又は低減に係る評価** 　都市計画対象道路は、できる限り住居等の近傍の通過を避けた計画としている。 　また、都市計画対象道路の存在（嵩上式又は地表式）により周辺地域へ著しい日照阻害の影響を及ぼすことはない。 　したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。 **■基準又は目標との整合性の検討** 　住居系の用途地域（第１種中高層住居専用地域、第２種住居地域）に指定されている範囲の日影時間は概ね１時間未満～2.5 時間未満となると予測された。予測結果と参考指標（第１種中高層住居専用地域４時間、第２種住居地域５時間、いずれも２階高さ）との間に整合が図られているものと評価する。

表 9-1(16)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
動物	重要な種及び注目すべき生息地（陸域・海域）	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在）				

■動物相の状況

現地調査により確認された動物の種数は以下に示すとおりである。

項目	目数	科数	種数
哺乳類	2	2	2
鳥類	10	31	76
爬虫類	2	4	4
両生類	1	2	3
昆虫類	13	119	277
動物ﾌﾟﾗﾝｸﾄﾝ	16	26	65
魚類	9	25	43
底生動物	58	150	278

■重要な種等の状況

現地調査により確認された重要な種は以下に示す30種であった。

NO	項目	種名	NO	項目	種名
1	鳥類	カンムリカイツブリ	16	底生動物	ツボミガイ
2		クロツラヘラサギ	17		カワグチツボ
3		ホオジロガモ	18		エドガワミズゴマツボ
4		ミサゴ	19		ウミニナ
5		ハイタカ	20		アカニシ
6		ハヤブサ	21		ウスコミミガイ
7		ミヤコドリ	22		クチバガイ
8		ハマシギ	23		テリザクラガイ
9		ホウロクシギ	24		ユウシオガイ
10		コアジサシ	25		ウネナシトマヤガイ
11		オオヨシキリ	26		ヤマトウシオグモ
12		コサメビタキ	27		メナシピンノ
13	昆虫類	タイワンウチワヤンマ	28		オサガニ
14		コガムシ	29		ハクセンシオマネキ
15	魚類	チワラスボ	30		モクズガニ

■注目すべき生息地の状況

現地調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

■工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在に係る動物の予測結果

重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を予測した結果は以下に示すとおりである。

重要な種の生息には「影響を及ぼすものではない」もしくは「影響は極めて小さい」と予測される。

＜動物の重要な種の予測結果総括表＞

NO	項目	種名	予測結果：工事の実施	予測結果：土地又は工作物の存在及び供用
1	鳥類	カンムリカイツブリ	B	B
2		クロツラヘラサギ	B	B
3		ホウジロガモ	B	B
4		ミサゴ	B	B
5		ハイタカ	B	B
6		ハヤブサ	B	B
7		ミヤコドリ	B	B
8		ホウロクシギ	B	B
9		ハマシギ	B	B
10		コアジサシ	B	B
11		オオヨシキリ	B	―
12		コサメビタキ	B	B
13	昆虫類	タイワンウチワヤンマ	C	―
14		コガムシ	C	―
15	魚類	チワラスボ	B	B
16	底生動物	ツボミガイ	B	B
17		カワグチツボ	B	B
18		エドガワミズゴマツボ	B	B
19		ウミニナ	B	B
20		アカニシ	B	B
21		ウスコミミガイ	B	B
22		クチバガイ	B	B
23		テリザクラガイ	B	B
24		ユウシオガイ	B	B
25		ウネナシトマヤガイ	B	B
26		ヤマトウシオグモ	B	B
27		メナシピンノ	B	B
28		オサガニ	B	B
29		ハクセンシオマネキ	B	B
30		モクズガニ	B	B

※予測結果
A：重要な種の生息に影響が生じる可能性がある。
B：重要な種の生息に及ぼす影響は極めて小さい。
C：重要な種の生息に及ぼす影響はない。
－：影響要因に該当しない。

■環境保全措置の検討結果

事業の実施により動物の重要な種に影響が生じる可能性は、極めて小さい又はないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。

事後調査

予測手法は、重要な種の生息環境又は注目すべき生息地の消失・縮小、移動阻害、生息環境の質的変化等の影響について、事業実施による改変区域との重ね合わせ、科学的知見、類似事例を参考に行っていることから、予測の不確実性は小さいと考えられる。

このため、都市計画対象道路事業実施区域において、事後調査を実施しないこととした。

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、重要な動物種の保全の観点より自然環境の改変量を極力抑え、工事施工ヤード及び工事用道路は都市計画対象道路事業実施区域内を極力利用する計画としている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

表 9-1(17)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">環境要素の区分</th><th colspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">調査結果</th><th rowspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境保全措置</th><th rowspan="2">評価結果</th></tr>
<tr><th>環境要素の区分</th><th>影響要因の区分</th></tr>
<tr>
<td>植物</td>
<td>重要な種及び注目すべき生育地（陸域・海域）</td>
<td>工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）

土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在）</td>
<td>

■植物相の状況

現地調査により確認された植物の種数は以下に示すとおりである。

・陸域植物：108科392種
・植物プランクトン：5門10綱15目85種
・海藻草類：4門4綱12目19種

陸域植物

<table>
<tr><th colspan="4">分　類</th><th>科数</th><th>種数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">種子植物</td><td colspan="2">裸子植物</td><td></td><td>6</td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">被子植物</td><td rowspan="2">双子葉植物</td><td>離弁花類</td><td>59</td><td>185</td></tr>
<tr><td>合弁花類</td><td>22</td><td>96</td></tr>
<tr><td colspan="2">単子葉植物</td><td>13</td><td>93</td></tr>
<tr><td colspan="4">シダ植物</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="4">合　計</td><td>108</td><td>392</td></tr>
</table>

■植生の状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の陸域は、御島海域の一部を除きほとんどが埋立地で、その大部分は住宅地・工場・商業施設等又は造成地である。樹林は、樹園地か樹林帯しかなく、すべてが公園内や道路沿いに植栽された林である。

草本群落としては、公園やグランドに植栽された芝地のほか、造成地にセイタカアワダチソウ群落、ギョウギシバ群落がみられる。また、覆砂された御島崎の海岸には、砂浜植生のハマヒルガオ群落がわずかに点在する。

農耕地としては、桑畑が１箇所確認された。

■重要な種の状況

現地調査により確認された重要な種は以下に示す7種であった。

<table>
<tr><th>No</th><th>分類</th><th>科名</th><th>種名</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="6">陸域植物</td><td>マツバラン</td><td>マツバラン</td></tr>
<tr><td>2</td><td>タデ</td><td>コギシギシ</td></tr>
<tr><td>3</td><td>アカザ</td><td>イソホウキギ</td></tr>
<tr><td>4</td><td>イソマツ</td><td>ハマサジ</td></tr>
<tr><td>5</td><td>キク</td><td>フクド</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ヒガンバナ</td><td>ハマオモト</td></tr>
<tr><td>7</td><td>海藻草類</td><td>アマモ</td><td>アマモ</td></tr>
</table>

■重要な群落の状況

現地調査の結果、重要な群落は確認されなかった。

</td>
<td>

■工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在に係る植物の予測結果

重要な種等の生育に及ぼす影響の程度を予測した結果は以下に示すとおりである。

事業の実施により重要な種に影響が生じるのは、生育地の消失や生育地への日照阻害が生じると予測されるマツバランである。

＜植物の重要な種の予測結果総括表＞

<table>
<tr><th rowspan="2">No</th><th rowspan="2">種名</th><th colspan="2">予測結果</th></tr>
<tr><th>工事の実施</th><th>土地又は工作物の存在及び供用</th></tr>
<tr><td>1</td><td>マツバラン</td><td>A</td><td>A</td></tr>
<tr><td>2</td><td>コギシギシ</td><td>C</td><td>C</td></tr>
<tr><td>3</td><td>イソホウキギ</td><td>C</td><td>C</td></tr>
<tr><td>4</td><td>ハマサジ</td><td>C</td><td>C</td></tr>
<tr><td>5</td><td>フクド</td><td>C</td><td>C</td></tr>
<tr><td>6</td><td>ハマオモト</td><td>C</td><td>C</td></tr>
<tr><td>7</td><td>アマモ</td><td>B</td><td>B</td></tr>
</table>

※予測結果
A：重要な種の生育に影響が生じる可能性がある。
B：重要な種の生育に及ぼす影響は極めて小さい。
C：重要な種の生育に及ぼす影響はない。

</td>
<td>

■環境保全措置の検討結果

環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、以下に示す「株の移植による代償」を採用することとした。

<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td>福岡市、福岡北九州高速道路公社</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全対象</td><td>マツバラン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施内容</td><td>種類</td><td>株の移植による代償</td></tr>
<tr><td>位置</td><td>生育地</td></tr>
<tr><td colspan="2">保全措置の効果</td><td>マツバランの生育株が保全される</td></tr>
<tr><td colspan="2">効果の不確実性</td><td>移植した株が定着できるか不確実性が残る</td></tr>
<tr><td colspan="2">他の環境への影響</td><td>特になし</td></tr>
</table>

事後調査

予測手法は、重要な種の生育環境の質的変化等の影響について、事業実施による改変区域との重ね合わせ、科学的知見、類似事例を参考に行っていることから、予測の不確実性は小さいと考えられる。このため、マツバランを除く 6 種については都市計画対象道路事業実施区域において、事後調査を実施しないこととした。

一方、都市計画対象道路事業実施区域内に生育地が確認されているマツバランについては、工事の実施に伴う生育への影響が生じる可能性があるため、環境保全措置を講じるものの、効果に関する知見が不十分なため、環境影響の程度が著しいものとなる恐れがあると考えられることから、以下に示す事後調査を実施する。

<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th></tr>
<tr><td>マツバラン移植株の生育状況の確認</td><td>○調査時期
生態を踏まえた適切な時期
○調査地点
移植地
○調査方法
現地調査による生育状況の確認</td></tr>
</table>

なお、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じて追加調査等適切な措置を講じる。

また、事後調査結果の公表については、原則として環境保全措置を実施する事業者が行うものとするが、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとする。

</td>
<td>

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、重要な植物種の保全の観点より自然環境の改変量を極力抑え、工事施工ヤード及び工事用道路は、都市計画対象道路の区域内を極力利用する計画としている。

また、工事の実施により生育環境に影響が生じる可能性があると予測されたマツバランについては、環境保全措置として、株の移植による代償措置に取り組むとともに、事後調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

</td>
</tr>
</table>

表 9-1(18)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
生態系	地域を特徴づける生態系（陸域・海域）	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置） 土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在）	**■地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況** 現地調査の結果、地域を特徴づける生態系として陸域の「草原と植樹帯が分布する市街地」と海域の「砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域」の2つに区分された。 生態系区分ごとの注目種・群集の状況は以下に示すとおりである。 **・陸域** 陸域は、全域が平坦な「埋立地」であり、市街地、造成地、公園で構成される。動物の主な生息場所は、公園や沿道の植樹帯、公園や造成地の草原、公園内の小規模な池であり、いずれも規模が小さく、点在する空間である。 以上より、調査範囲の陸域生態系は、「草原と植樹帯が分布する市街地」として位置づける。 **・海域** 海域は、水深が約 5m 以浅の博多湾の湾奥部に位置し、海底が砂泥質からなる「浅海域」である。海岸線は、100m 水路周辺の緩傾斜護岸と、湾奥部の一部に分布する岩礁とからなる「緩傾斜護岸・岩礁」、及び湾奥部に分布する「砂浜・干潟」で構成されている。 以上より、調査地域内の海域生態系は、「砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域」として位置づける。 地域を特徴づける生態系 地域を特徴づける生態系 ／ 生息・生育基盤 ／ 注目種・群集 陸域 ／ 草地と植樹帯が分布する市街地 ／ 造成地、公園、市街地、植樹帯 ／ ＜上位性＞ ハヤブサ ＜典型性＞ ムクドリ ハクセキレイ 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 浅海域 ／ ＜上位性＞ ミサゴ サギ類（ダイサギ、コサギ、アオサギ） 緩傾斜護岸・岩礁 ／ ＜典型性＞ コノシロ アマモ場（御島海域） メバル ガラモ場（タマハハキモク）（100m水路） 砂浜・干潟 ／ アサリ ＜特殊性＞ クロツラヘラサギ	**■工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在に係る生態系の予測結果** 地域を特徴づける生態系の注目種・群集に及ぼす影響の程度を予測した結果は以下に示すとおりである。 事業の実施により注目種・群集に影響が生じる可能性は、いずれも極めて小さいと予測されており、ベントス、魚類及び鳥類の生息場機能への影響も極めて小さいと予測される。 ＜注目種・群集の予測結果総括表＞ 地域を特徴づける生態系 ／ カテゴリ ／ 注目種・群集 ／ 予測結果：工事の実施 ／ 予測結果：土地又は工作物の存在及び供用 陸域 ／ 草地と植樹帯が分布する市街地 ／ 上位性 ／ 造成地 公園 ／ ハヤブサ ／ B ／ B 陸域 ／ 草地と植樹帯が分布する市街地 ／ 典型性 ／ 公園 市街地 植樹帯 ／ ムクドリ ／ B ／ B 陸域 ／ 草地と植樹帯が分布する市街地 ／ 典型性 ／ 造成地 公園 ／ ハクセキレイ ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 上位性 ／ 浅海域 ／ ミサゴ ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 上位性 ／ 緩傾斜護岸・岩礁 砂浜・干潟 ／ サギ類 ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 典型性 ／ 浅海域 ／ コノシロ ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 典型性 ／ 浅海域 ／ アマモ場 ※御島海域 ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 典型性 ／ 緩傾斜護岸・岩礁 ／ メバル ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 典型性 ／ 緩傾斜護岸・岩礁 ／ ガラモ場(ﾀﾏﾊﾊｷﾓｸ) ※100m 水路 ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 典型性 ／ 砂浜・干潟 ／ アサリ ／ B ／ B 海域 ／ 砂浜・干潟と緩傾斜護岸で囲まれた浅海域 ／ 特殊性 ／ 砂浜・干潟 ／ クロツラヘラサギ ／ B ／ B 注）予測結果 A：地域を特徴づける生態系の注目種・群集の生育・生息環境に影響が生じる可能性がある。 B：地域を特徴づける生態系の注目種・群集の生育・生息環境に及ぼす影響は極めて小さい。 C：地域を特徴づける生態系の注目種・群集の生育・生息環境に及ぼす影響はない。	**■環境保全措置の検討結果** 事業の実施により地域を特徴づける生態系の注目種・群集に影響が生じる可能性は、極めて小さい又はないことから、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。 **事後調査** 予測手法は、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の消失・改変、移動阻害、生息環境の質的変化等の影響について、事業実施による改変区域との重ね合わせ、科学的知見、類似事例を参考に行っていることから、予測の不確実性は小さいと考えられる。 このため、都市計画対象道路事業実施区域において、事後調査を実施しないこととした。	**■回避又は低減に係る評価** 都市計画対象道路は、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の保全の観点より自然環境の改変量を極力抑え、工事施工ヤード等の設置範囲は都市計画対象道路の区域内を極力利用する計画としている。また、海域の施工では、汚濁防止膜を展張し、濁りの発生の少ない工法を採用している。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

表 9-1(19)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在）				

調査結果

■主要な眺望点及び景観資源の状況

・主要な眺望点

調査地域には、アイランドシティ外周緑地など 4 箇所の主要な眺望点がある。

番号	名　称	所在地	概　要
1	アイランドシティ外周緑地	福岡市東区	都市計画対象道路事業実施区域の北側に隣接する全長約 1.5km の遊歩道。
2	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	福岡市東区	都市計画対象道路事業実施区域の北側に隣接する全長約 1km の遊歩道。
3	御島神社（陸上の鳥居）	福岡市東区	都市計画対象道路事業実施区域の北側に隣接する神社。海上の鳥居と一直線になる。
4	名島城址公園	福岡市東区	都市計画対象道路事業実施区域の南側約 800m に位置する城跡。現在は公園として整備されている。

・景観資源の状況

調査地域には、海の中道（砂浜、礫浜）など 7 箇所の景観資源がある。

なお、都市計画対象道路は、これらの景観資源のうち、香椎御島崎・片男佐地区遊歩道及び御島神社に隣接する空間を通過する。

区分	番号	名　称	概　要
海岸	a	海の中道（砂浜、礫浜）	志賀島と九州本土を繋ぐ陸繋砂州である。福岡アメニティ百選に選ばれ、海の中道大橋から眺めることのできる雁ノ巣鼻には、白砂の砂州が広がる景色を望むことができる。
	b	和白干潟	博多湾北東端に位置する面積約 80ha の干潟である。干潟と前面海域が、国指定和白干潟鳥獣保護区（集団渡来地）となっている。福岡アメニティ百選に選ばれているほか、日本の重要湿地五百選にも選ばれている。豊かな自然が残り、海辺特有の塩生植物が生育しているほか、多くの渡り鳥が飛来する。干潮時には 80ha に広がる干潟を望むことができる。
	c	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	御島海域に面する海岸と遊歩道。傾斜の緩やかな護岸や砂浜が整備され、水辺に親しめる憩いの場として利用されており、福岡市の都市景観賞として表彰されている。
樹木	d	香椎宮参道のクス並木	香椎宮に続く県道 24 号には、貞明皇后のご参拝を記念して、福岡県下 165 市町村から献木された楠が植えられ、新緑の季節には緑の美しい散歩道となっている。このクス並木は、福岡市の都市景観賞としても表彰されている。
	e	香椎浜 1 丁目の桜並木	歩道の両脇に 230 本の桜の木が植えられ、開花時期には見どころとなる。福岡市の都市景観賞として表彰されている。
その他	f	御島神社（海上の鳥居）	香椎宮の末社の一つで、神功皇后にまつわる伝説が残る歴史的景観である。海上に鳥居と祠があり、海域を囲む各海岸から望むことができる。
	g	名島の檣石	約 3,500 万年前のカシ属の樹木が化石化したもので、国指定の天然記念物になっている。その大きさは直径約 60cm で、長さ 50～140cm の 9 つのブロックに分離している。

・主要な眺望景観の状況

アイランドシティ外周緑地、香椎御島崎・片男佐地区遊歩道は、広がりのある眺望点であるため、眺望方向によっては、都市計画対象道路が眺望方向に位置していないこともある。眺望方向に都市計画対象道路が存在するのはアイランドシティ外周緑地、香椎御島崎・片男佐地区遊歩道及び名島城址公園から御島神社（海上の鳥居）方向を望んだときの眺望景観である。

番号	主要な眺望点	視対象となる景観資源	眺望方向	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の存在
1	アイランドシティ外周緑地	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	東北東～東 東南東～南東	× △
		御島神社（海上の鳥居）	東～南南東	○
2	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	北～北西 南東～南南西	× △
		御島神社（海上の鳥居）	北西～西 南南西～西南西	× ○
3	御島神社（陸上の鳥居）	御島神社（海上の鳥居）	西北西	×
4	名島城址公園	名島の檣石	西	×
		御島神社（海上の鳥居）	北北東	○

注 1)眺望方向とは、主要な眺望景観から視対象となる景観資源への方向を示す。
　2)都市計画対象道路の存在　○：眺望方向に都市計画対象道路が位置している。
　△：眺望点の位置によって眺望方向に都市計画対象道路が位置することがある。
　×：眺望方向に都市計画対象道路が位置していない。

予測結果

■道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在に係る景観の予測結果

・主要な眺望点及び景観資源の改変

都市計画対象道路によって改変を受ける主要な眺望点及び景観資源はない。

・主要な眺望景観の変化

主要な眺望景観の変化の程度は、以下に示すとおりである。

＜アイランドシティ外周緑地（東寄り）＞

景観資源である御島神社（海上の鳥居）の視認状況に変化はなく、周辺の都市的景観に大きな影響はないが、背景となる建物群からなるスカイラインに変化が生じるとともに、水平方向へ長く伸びる構造物の存在により眺望景観に変化が生じるものと予測される。

指　標	内　容
視距離	約 350～750m（近景～中景）
水平見込角	約 21.1°
仰角	約 3.3°
スカイライン	建物群のなす都市的なスカイラインの一部に変化を与える

＜香椎御島崎・片男佐地区遊歩道＞

景観資源である御島神社（海上の鳥居）の視認状況に変化はなく、周辺の都市的景観に大きな影響はないが、背景となる建物群からなるスカイラインに変化が生じるとともに、水平方向へ長く伸びる構造物の存在により眺望景観に変化が生じるものと予測される。

指　標	内　容
視距離	約 500～800m（中景）
水平見込角	約 70°
仰角	約 2.9°
スカイライン	建物群がなすスカイラインに変化を与える

＜名島城址公園＞

景観資源である御島神社（海上の鳥居）の視認状況に変化はなく，スカイラインへの変化も生じないことから、眺望景観に変化はないと予測される。

指　標	内　容
視距離	約 1.3km～1.6km（近景～中景）
水平見込角	約 23.5°
仰角	約 1.2°
スカイライン	変化しない

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

環境保全措置として、周辺景観と調和する橋梁デザイン・色彩の検討を実施する。

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		主要な眺望点（アイランドシティ外周緑地、香椎御島崎・片男佐地区遊歩道）からの眺望景観
実施内容	種類	構造物（橋梁等）の形式、色彩の検討
保全措置の効果		周辺景観に調和させることができる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

予測手法は、道路の存在に伴う改変範囲と主要な眺望点及び景観資源の図上解析による改変の位置、程度の把握、主要な眺望景観の変化を把握するフォトモンタージュ法等の多くの実績のある方法を用いたことから、予測の不確実性は小さいと考えられる。

また、採用した環境保全措置についても、既往の道路事業で数多くの実績があり、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性はない。

よって、事後調査は実施しないこととする。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、主要な眺望点及び景観資源を直接改変しない計画としている。

主要な眺望景観に対しては、特に近景域において変化を生じさせるが、周辺環境に配慮した構造（橋梁等）の形式及び色彩検討について、専門家等の意見を伺いながら適切に検討し、採用する計画としている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、できる限り低減が図られているものと評価する。

なお、市街地等から見た眺望景観や沿道からの景観を含む景観検討については、事業実施段階において、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」（平成 19 年 4 月、国土交通省）を踏まえ、地域住民や学識経験者等の意見を伺いながら適切に予測・評価を実施し、必要に応じて適切な措置を講じることとする。

表 9-1(20)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式・嵩上式）の存在）				

調査結果

■人と自然との触れ合いの活動の場の概況

対象区域には、人と自然との触れ合いの活動の場として公園、遊歩道及び海域がある。

■主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

調査地域に分布する主要な人と自然との触れ合いの活動の場としてアイランドシティ中央公園等の公園、アイランドシティ外周緑地等の遊歩道及び御島海域がある。

区分	番号	名称	概要
公園	1	アイランドシティ中央公園	アイランドシティ内に位置し、子供公園、花木園、体験学習施設、多目的広場、修景池などの公園施設がある。
	2	香椎浜北公園	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にあり、水辺に沿って歩道とベンチが整備されているほか、芝生広場や運動器具が設置されている。
	3	香椎浜中央公園	ショッピングセンターに隣接しており、芝生広場や噴水広場、子供公園が整備されている。
	4	香椎浜東公園	子供公園と運動場が整備された都市公園である。
	5	香椎浜西公園	子供公園と運動場が整備された都市公園である。
	6	香椎浜南公園	子供公園と運動場が整備された都市公園である。
散歩道	7	アイランドシティ外周緑地	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にあり、アイランドシティの護岸に沿って、親水性の高い緑地や遊歩道を整備されている。
	8	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にあり、水辺に沿って歩道やベンチ、休憩所が整備され、水際線が一望できる。
海域	9	御島海域（100m 水路部含む）	エコパークゾーン（御島ゾーン）内にあり、内海で波が少ないことから、カヌーやボート練習の場として利用されている。

予測結果

■道路（嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の変化の程度は、以下に示すとおりである。

No.	地点名	予測結果：主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変	予測結果：利用性の変化	予測結果：快適性の変化
1	アイランドシティ中央公園	―	―	―
2	香椎浜北公園	●	△	●
3	香椎浜中央公園	―	―	―
4	香椎浜東公園	△	△	―
5	香椎浜西公園	―	―	―
6	香椎浜南公園	―	―	―
7	アイランドシティ外周緑地	●	―	―
8	香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	―	―	―
9	御島海域	―	―	―

※予測結果
- ●　：変化あり
- ―　：変化無し
- △　：一時的な変化あり

環境保全措置

■環境保全措置の検討結果

都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、香椎浜北公園及びアイランドシティ外周緑地の一部を改変するが、いずれも高架構造であるため、利用性の変化は生じないものと予測される。ただし、施工時に施工ヤードとする可能性がある香椎浜北公園及び香椎浜東公園は、一時的な変化を生じるものの、供用時には利用性の変化は生じないものと予測される。

快適性の変化については、都市計画対象道路が上空を通過する香椎浜北公園において影響は小さいながら変化があると予測されたことから、香椎浜北公園の利用者への影響を鑑みて、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の検討を行った。

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		香椎浜北公園の利用者の快適性
実施内容	種類	香椎浜北公園の再整備内容の検討 公園再整備の基本コンセプト（例：高架構造物と調和した空間の創出、歴史性や地域の特徴が感じられる回遊拠点、海に向かって開かれた憩いの場、防犯、安全面に配慮した安全・安心の空間、利用者に愛されるまちのひろば等）を検討し、それを踏まえた整備方針や、樹木・緑地・施設・設備等の再配置計画等から、高架構造物による影響を軽減し、より快適な公園の利用が促進されるよう、専門家や公園利用者等の意見を踏まえ、関係機関と適切な時期に協議・検討を進める。
	位置	香椎浜北公園
保全措置の効果		適切な検討を経た香椎浜北公園の再整備の実施により、香椎浜北公園の利用者の快適性に及ぼす影響を軽減するとともに、より快適な公園利用を図ることが可能となり、公園利用者の増加が期待される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

予測手法は、都市計画対象道路と人と自然との触れ合い活動の場の分布範囲の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。

よって、事後調査は実施しないこととする。

評価結果

■回避又は低減に係る評価

都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。利用者の快適性に影響がある香椎浜北公園においては、事業実施段階で公園の再整備内容の検討を実施し、現況以上の快適な公園利用が実現できるよう取り組んでいくこととしている。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

表 9-1(21)　環境影響評価結果の概要

環境要素の区分	項目：環境要素の区分	項目：影響要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、掘削工事の実施、海底の掘削））				

■コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物、建設発生木材の分布状況

都市計画対象道路事業実施区域におけるコンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物の分布状況については、主として既設道路の工作物が分布している状況となっている。

■再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場の立地状況

都市計画対象道路事業実施区域から半径約50km圏内に位置する再資源化施設・中間処理施設、最終処分場の立地状況は、以下に示すとおりである。

	再資源化施設・中間処理施設	最終処分場
福岡県内	408 施設※1	18 施設※1
佐賀県内	139 施設※2	16 施設※2
大分県内	15 施設※2	18 施設※2

※1　取扱品目のうち、汚泥、木くず、がれき類、政令第 2 条第 13 号廃棄物を扱う施設
※2　取扱品目が不明であるため、再資源化施設・中間処理施設及び最終処分場に該当するすべての施設

■建設副産物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量

国土交通省の建設副産物実態調査結果によれば、以下に示すとおり、九州圏内における建設廃棄物全体の排出量は減少傾向にある。また、品目別の再資源化率のうち、再資源化の進んでいるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、ほとんどが再資源化されており、再資源化率はほぼ上限に達している一方、建設発生木材の再資源化率及び建設汚泥の再資源化・縮減率は上昇傾向にある。

対象品目		平成17年度	平成20年度
a) ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	再資源化	98.7%	98.0%
b) ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	再資源化	98.1%	97.4%
c) 建設発生木材	再資源化	62.9%	80.3%
d) 建設汚泥	再資源化・縮減率	61.6%	66.4%
e) 建設廃棄物全体	排出量	934.5万t	736.8万t
	再資源化・縮減率	92.0%	93.4%
f) 建設発生土	有効利用率	81.5%	79.4%

注：各品目の目標値の定義は次のとおり
<再資源化率>
・ ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊；（再使用量+再生利用量）／排出量
・ 建設発生木材；（再使用量+再生利用量+熱回収量）／排出量
<再資源化・縮減率>
・ 建設汚泥；（再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量）／排出量
<有効利用率>
・ 建設発生土；（土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量）／土砂利用量
　ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用量を含む。

■切土工等又は既存の工作物の除去により発生する副産物の予測結果

アスファルト･コンクリート塊は約 100m³、建設発生土は約 14,800m³、建設汚泥は約 9,800m³ それぞれ発生すると予測される。このうち、建設発生土については、現場での埋戻し材として約 7,300m³ を再利用し、区域外へ搬出する量は 7,500m³ となると予測される。

種類		発生量	再利用量	区域外搬出量
ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	予測量(m³)	100	0	100
	発生量に対する割合（%）	100	0	100
建設発生土	予測量(m³)	14,800	7,300	7,500
	発生量に対する割合（%）	100	49	51
建設汚泥	予測量(m³)	9,800	0	9,800
	発生量に対する割合（%）	100	0	100

注 1）再利用量は、盛土等で使用する量を算定した。

■環境保全措置の検討結果

環境保全措置の効果の確実性及び他の環境への影響等を検討した結果、以下に示す「再資源化施設への搬出」及び「工事間利用の促進」を採用することとした。

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		アスファルト・コンクリート塊
実施内容	種類	再資源化施設への搬出
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生したアスファルト・コンクリート塊を再資源化することにより、アスファルト・コンクリート塊の最終処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		建設発生土
実施内容	種類	工事間利用の促進
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生した建設発生土を他事業へ工事間利用することにより、建設発生土の処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

実施主体		福岡市、福岡北九州高速道路公社
保全対象		建設汚泥
実施内容	種類	再資源化施設への搬出
	位置	工事施工ヤード周辺
保全措置の効果		事業に伴い発生した建設汚泥を再資源化することにより、建設汚泥の最終処分量が低減される。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

事後調査

予測手法は、都市計画対象道路と施工計画の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。よって、事後調査は実施しないこととする。

■回避又は低減に係る評価

事業の実施に伴って発生する建設発生土については、約 49%を本事業の中で再利用する計画としている。さらに、本事業の中で再利用できない建設発生土については、環境保全措置として工事間利用の促進を行い、できる限り再利用を図るように努める。

また、アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥については、再資源化施設及び中間処理施設に搬出し、適切な処理を行って再資源化に努める。

したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。

■基準又は目標との整合性の検討

予測の結果、都市計画対象道路事業実施区域から区域外へ搬出するアスファルト･コンクリート塊は約 100m³、建設発生土は約 7,500m³、建設汚泥は約 9,800m³ であると予測される。

アスファルト・コンクリート塊は、平成 20 年度実績で 98%の再資源化率となっており、施工時においても目標を達成することができると評価する。

建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績では目標とする再資源化率等に及ばないが、近年、再資源化率が向上していること、また、環境保全措置として掲げた措置を適切に実施することにより目標を達成することができると評価する。

第10章 準備書について意見を有する者の意見の概要及び それに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価準備書を「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 16 条に基づき、平成 24 年 3 月 30 日から平成 24 年 5 月 1 日まで縦覧に供し、平成 24 年 3 月 30 日から平成 24 年 5 月 15 日まで意見を求めたところ、第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 18 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見があった。

準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1(1)　準備書について意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質	排ガス、粉じんが広範囲に飛散すると予想されるため、大気汚染調査を継続的に実施してほしい。	大気質において、工事中及び供用時に排出される粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響は少ないと予測しておりますが、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
	大気質（浮遊粒子）について、測定場所の再考が必要。アイランドシティのマンションを測定場所に追加し、高層階で測定を行って、再アセスメントをしてほしい。	「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（(財) 道路環境研究所）に基づき、大気質の調査測定地点は、臨港道路アイランドシティ 1 号線の道路沿いに浮遊粒子状物質の測定高さ（試料吸引口）を地上 3.0m の高さに設定しており、沿道の自動車排ガスによる影響が最も大きくなる地点として適切に設定しております。そこでの測定結果については、評価書 p.8-1-7 に記載したとおり、環境基準を十分に下回っております。 また、将来の大気質の濃度については、人の通行する高さである 1.5m の高さで道路の敷地境界上に予測地点を設定し、評価書 p.8-1-37～p.8-1-51 に記載したとおり、浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を十分に下回るとの予測結果を得ております。 当該マンションは、道路の敷地境界から 200m 程度離れており、自動車排ガスがマンションへ到達するまでに移流・拡散の効果でさらに薄まることが考えられます。 よって、マンションにおける今回の事業実施に伴う浮遊粒子状物質の濃度は、環境基準を十分に下回る予測地点での結果を、さらに下回ることが予測されるため、測定や再アセスメントを必要としないと考えております。

表 10-1(2)　準備書について意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質（続き）		なお、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
大気質、水質	大気汚染、水質等についても事後調査を実施してほしい。また、その結果をどのように活用するのか、示してほしい。	大気質において、工事中及び供用時に排出される粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響は少ないと予測しており、水質においても周辺海域等に影響が及ぶおそれはないと予測しておりますが、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には調査結果を活用し、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
大気質 騒音	大気汚染、騒音がこども病院の患者に悪影響を与えるのではないか。	大気質において、工事中及び供用時に排出される粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響は少ないと予測され、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準である環境基準を達成できると評価していることから、人の健康への悪影響は生じないと判断しております。 同じく供用時の自動車交通による騒音については、並行する臨港道路アイランドシティ１号線からの寄与が大きいため、臨港道路アイランドシティ１号線の歩道・車道境界に、適正な遮音効果のある壁を設置することにより、騒音に係る環境基準を達成できると評価していることから、人の健康への悪影響は生じないと判断しております。
騒音	高架下の防音対策をしっかりとしてほしい。	自動車の走行に伴う騒音は、エンジン音、タイヤと路面の摩擦音のほか、高架道路では橋桁の継ぎ手部分の段差などから生じる衝撃による音等が想定されます。 今後、事業実施段階において、低騒音舗装や継ぎ手箇所を少なくする等、さらなる騒音対策を検討してまいります。

表 10-1(3)　準備書について意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音	アイランドシティのマンション高層階では、騒音が大きいため、測定してもらいたい。	工事中及び供用時の騒音の影響については、都市計画対象道路から当該マンションは 200m程度離れており、騒音は十分に減衰するため、今回の事業実施に伴う当該マンション高層階における騒音値は、予測地点における騒音値を十分下回ると予測しており、測定を必要としないと考えております。 なお、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
環境全般	ビル風のような強風が発生するおそれがあるのではないか。	ビル風のような強風は、高層建築物などの巨大な構造物が風の流れを遮って、建物の脇などの狭い箇所を抜けるときに、風速が強まることにより生じます。 都市計画対象道路は高架構造であり、風の流れは大きく遮られることなく、橋桁の上下をすり抜けます。橋脚周辺で多少風が強くなることはあっても、本道路による、ビル風のような強風発生のおそれは無いと考えております。
動物	香椎浜北公園はヒドリガモ等の餌場であり、工事による影響が大きいと考えられる。	ヒドリガモ等のカモ類が香椎浜北公園を利用する場合、生息環境として同公園と特異的に結びついているわけではなく、広く存在する採餌の場の一つとして利用していると考えられ、他の鳥類と同様、工事の実施に伴う影響は極めて小さいと予測しております。

表 10-1(4)　準備書について意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物	工事によってクロツラヘラサギの飛来を妨げるおそれがある。	クロツラヘラサギは、1980 年代から博多湾で定期的に越冬するようになり、今津干潟や多々良川河口でその姿を見ることができます。御島海域にも一部が飛来して，餌をついばむ行動が観察されており，本環境影響評価における調査結果は、評価書 p. 8-9-34 及び p. 8-9-36 に記載したとおりです。 都市計画対象道路の設置工事は、陸域を主体とし、一部渡海部（100m 水路部）での施工を行いますが、クロツラヘラサギが主な生息基盤の一つとしている御島海域の岩礁・干潟を改変することはありません。施工期間は約 5 年間にわたることから、御島海域に近接する施工箇所で越冬期間中に施工が行われる場合には、建設機械の稼働や騒音等により工事実施区域周辺への飛来頻度が少なくなる可能性はありますが、工事完了後は現況に復すると考えております。
植物	香椎浜北公園の、防風林としても役立っている貴重な松林を保全してほしい。	香椎浜北公園内の松林については、工事の施工計画において保全する方向で検討してまいります。
景観	遮音壁設置に際しては、透明としてほしい。	今後、遮音壁を設置する必要が生じた場合には、景観、動物（鳥類の飛翔等）への影響等を総合的に検討し、遮音壁の材質を決定してまいります。
	道路によって、マンションからの眺望が妨げられることや景観が損なわれることについて、どのように考えているのか。デザイン等に配慮してほしい。	都市計画対象道路は、既存の福岡都市高速道路１号線及び近傍の大型ショッピングセンター等の建物の高さと同程度とするよう計画し、付近のマンションからの眺望をできる限り損ねることがないように配慮しております。 また、眺望景観の環境保全措置として掲げられている「構造物（橋梁等）の形式、色彩の検討」については、デザイン等にも配慮できるように都市景観アドバイザー制度を活用するとともに、関係機関と協議しながら、検討を進めてまいります。

表 10-1(5)　準備書について意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
人と自然との触れ合い活動の場	香椎浜北公園では橋脚等の存在により死角が生じ、治安が悪化することが懸念される。公園内を夜間も明るく照らし、良く見えるようにして、橋脚表面の素材は、落書きを簡単に消せるものとしてほしい。また、ホームレスが不法占拠する例も見受けられるので対策が必要ではないか。	人と自然との触れ合い活動の場である香椎浜北公園では、公園における橋脚の存在と快適な利用が両立できるよう、構造物（橋梁等）の形式について検討を進めるとともに、本事業実施に伴い実施される公園の再整備において、より快適な利用が促進されるよう、地域住民の意向を踏まえ、関係機関と協議、検討してまいります。
	道路を香椎浜北公園内に設置することは、香椎浜北公園の設置目的に整合しないのではないか。 香椎浜北公園では、御島海域側に人通りが多いとしているが、公園として活用されているのは、道路が設置される芝生広場の辺りである。遊歩道の利用者への利便を配慮するのであれば、芝生やその他の施設を利用する人たちへの利便にも考慮するべき。空の見えない公園は「公園」ではなく「空き地」に過ぎない。 市はエコパークゾーンを指定し、海上遊歩道を設置して周遊路とした。香椎浜北公園は重要なポイントであり、エコパークゾーンの指定と整合しないのではないか。	都市計画対象道路の平面線形の設定に当たっては、沿道土地利用状況、周辺環境への影響、走行安全性、施工性、経済性等について様々な観点から検討を重ね、香椎浜北公園内を通過する現行の線形が最適案であると判断したものです。 また、香椎浜北公園にあっては、海に開かれたエコパークゾーンとしての位置づけを保ちつつ、構造物（橋梁等）の形式、色彩の検討を進めることで、公園との調和を図る一方、アイランドシティに先進的な環境共生都市を実現する上でも、都市計画対象道路の整備は必要な社会基盤であると考えております。 なお、本事業実施に伴い実施される当該公園の再整備に当たっては、高架構造物の存在がエコパークゾーンの回遊性を損ねることなく、より快適な利用が促進されるよう、関係機関と協議、検討してまいります。
その他	エコのまちづくりの一方で、入口に自動車専用道路を設置するのは如何なものか。	平成 15 年 9 月に定められた「アイランドシティまちづくりプラン」中の環境共生のまちづくり方針には「豊かな自然環境との共生と周辺の都市環境との調和ある発展を着実に図っていく」としており、先進的な環境共生都市を実現する上でも、都市計画対象道路の整備は必要な社会基盤であると考えております。
	対象道路では短い距離に関わらず、大きく曲がる箇所が３箇所あり、渋滞緩和にはつながらないのではないか。	都市計画対象道路は、片側 2 車線、設計速度 60km/h で設計しており、曲線部で著しくスピードを落とさなければならない平面線形にはなっておりません。
	都市計画対象道路を、香椎浜北公園の上空を通過させず、同公園南側を通過する既存の市道奈多香椎浜線の上空を通過するように変更することを求める。	都市計画対象道路の平面線形の設定に当たっては、沿道土地利用状況、周辺環境への影響、走行安全性、施工性、経済性等について様々な観点から検討を重ね、現行の線形が最適案であると判断したものです。

第11章 準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 20 条第 1 項に基づき、環境保全の見地からの福岡県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解を表 11-1 に示す。

表 11-1(1)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

項　目			福岡県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般的事項	(1)		本事業の予定地周辺において、アイランドシティ整備事業が行われており、今後も開発が進むと見込まれるため、予測の不確実性が大きいことを考慮した上で、できる限り本事業の実施に伴う自然環境及び生活環境への影響が回避・低減されるよう配慮すること。 また、本事業の実施段階において、具体化した施工計画の内容が予測時の条件と異なり環境が著しく悪化するおそれがある場合には、再予測を実施した上で、適切な措置を講ずること。	今回の環境影響評価では、アイランドシティにおける今後の開発を見込み、できる限り環境影響が最大になる時期・条件にて予測しておりますが、事業実施段階におけるアイランドシティ整備事業の進捗状況や本事業の施工計画の精査を踏まえ、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じ、事業実施に伴う自然環境及び生活環境への影響ができる限り回避・低減されるよう配慮いたします。
	(2)		事業特性については、客観性の確保、住民の理解促進などの観点から、次の情報を把握し環境影響評価書において具体的かつわかりやすく記載すること。	事業特性については、客観性の確保、住民の方々の理解を促進する観点から、以下の項目について、現時点で確定している内容を評価書に具体的に記載しております。
		ア	事業の目的については、広域交通アクセスに関する検討結果を記載するとともに、既存道路の渋滞緩和に関する検討結果も併せて記載すること。	本事業の目的については、評価書 p. 3-1～p. 3-4 にかけて記載したとおりであり、福岡市東部地区の現況における顕著な交通渋滞と将来の交通需要に対する適切な対応策として、本事業を位置づけております。
		イ	将来計画交通量については、アイランドシティの今後の開発について考慮していることを明示し、根拠についても具体的に記載すること。	将来の計画交通量の推計手順は評価書 p. 3-9 に記載したとおりであり、平成 42 年度における将来の交通ネットワークを検討し、交通量を配分しております。 この配分においては、アイランドシティにおける今後の開発を見込んだものとなっております。

表 11-1(2)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

項目			福岡県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般的事項	(2)	ウ	道路構造については、高架の高さを記載するとともに縦断面を追加するなどわかりやすく整理すること。また、大気質等の予測地点の図示においても路面の高さを記載すること。	本環境影響評価は、都市計画決定手続段階の環境影響評価であり、平面線形（道路の位置）については都市計画案として確定しているものの、縦断線形については今後確定することとなっています。大気質、騒音、低周波音、振動等の各予測地点の横断面については、都市計画決定段階での想定であり、決定事項ではないことから、模式図として記載しております。なお、大気質予測における排出源高さを図示した評価書 p.8-1-43 に、仮想路面の想定高さを記載しております。
		エ	線形の検討については、具体的に検討を行った時期及び実施主体を記載すること。また、香椎浜北公園の上に線形を設定した理由も併せて記載すること。	都市計画対象道路の平面線形の設定に当たっては、方法書の作成を開始して以後、福岡市が主体となり、沿道土地利用状況、周辺環境への影響、走行安全性、施工性、経済性等について様々な観点から検討を重ねてきたところです。 香椎浜北公園を通過する線形を設定した理由については、評価書 p. 3-13～p. 3-15 に記載しております。
個別的事項	大気質	ア	供用後に自動車の走行によって発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、将来計画交通量や周辺のまちづくりの状況の変化等、予測の不確実性を伴うため、事後調査を実施し、環境が著しく悪化するおそれがある場合には適切な措置を講ずること。	供用後に自動車の走行によって発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
		イ	構造物の塗装時において、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出または飛散を抑制するため、水性塗料等の低 VOC 塗料を使用するなど VOC の排出抑制の措置に努めること。	構造物の塗装等に際しては、施工性、耐久性等を踏まえて低 VOC 塗料の使用について検討してまいります。
	騒音	ア	遮音壁の設置による騒音防止の効果については、算出過程を検証できるよう遮音壁の素材、寸法、構造、設置範囲等の予測条件を具体的に記載すること。	アイランドシティランプ（仮称）付近の遮音壁の設置に当たっては、評価書 p. 8-2-45 に記載したとおり、その設置範囲、構造、設置時期等について、関係機関と協議し、事業実施段階で適切に検討してまいります。

表 11-1(3)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

項目			福岡県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別的事項	騒音	イ	後背地における予測結果については、各予測地点で環境基準は満足しているものの、当該基準をわずかしか下回らないものが見受けられるため、より一層の環境影響の低減に努めること。なお、アイランドシティランプ（仮称）周辺には病院施設建設予定地があることから、静穏な環境が保たれるよう特に配慮すること。	道路交通騒音の予測結果については、都市計画対象道路だけでなく、既存の道路からの影響が大きくなっております。 事業実施段階において環境影響が著しくなるおそれがあると考えられる場合には、関係機関と協議し、環境影響の低減に努めてまいります。 なお、アイランドシティランプ（仮称）付近の新病院に対しては、静穏な環境が保たれるよう、騒音対策に十分配慮してまいります。
		ウ	遮音壁については、コンクリート製遮音壁だけでなく、騒音の低減効果を見極めつつ生け垣の活用を検討するなど、周辺のまちづくりに配慮すること。	アイランドシティランプ（仮称）付近に設置する遮音壁については、関係機関と協議し、騒音の低減効果を確保するとともに、アイランドシティデザインガイドライン等を活用し、周辺のまちづくりにも配慮してまいります。
		エ	供用後に自動車の走行によって発生する騒音については、将来計画交通量や周辺のまちづくりの状況の変化等、予測の不確実性を伴うため、事後調査を実施し、環境が著しく悪化するおそれがある場合には適切な措置を講ずること。なお、事後調査に当たっては、大型連休などの行楽シーズンにおけるアイランドシティ周辺の交通量の増加について留意すること。	供用後に自動車の走行によって発生する騒音について、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議して、適切な措置を講じてまいります。
	水質	ア	海底の掘削に伴い発生するSS濃度の算出については、その算出過程を検証できるようSSの沈降速度など予測条件を具体的に記載すること。また、予測結果については、第3層（水深4～8m）のみならず全層の計算結果を示すなどわかりやすく整理すること。	予測条件等の記載に当たっては、よりわかりやすくなるよう留意し、評価書 P.8-5-25～P.8-5-27 に記載しております。 また、工事中の水の濁りに係る予測については、全層の計算結果を評価書 P.8-5-44～P.8-5-45 に記載しております。第 3 層以外の層では、いずれも定量下限値である 1mg/L 未満となるため、濃度分布図には現れておりません。

表 11-1(4)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

項目			福岡県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別的事項	水質	イ	渡海部に仮桟橋や橋脚等が設置されることにより100m水路部の流況が変化し、水の濁りによる水質への影響のおそれがあるため、事後調査を実施し、環境影響が最小限になるよう適切な措置を講ずること。	水の濁りを含めた水質について、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
	土壌		事業実施の際に汚染土壌が確認された場合には、健康被害が生じないよう、土壌汚染対策法に基づき適切な措置を講ずること。	事業実施の際に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法の趣旨に基づき適切な措置を講じてまいります。
	動物・植物・生態系	ア	事業実施区域周辺では多くの重要な動植物種が確認されていることから、事業実施中に重要な種を確認した場合は、専門家の意見を聴いて適切な措置を講ずること。なお、本県レッドデータブックについては、今後昆虫類等の内容の改訂を予定していることから、当該内容に留意すること。	今後、福岡県レッドデータブック等の改訂に十分留意した上で、事業実施中に新たに重要な種が確認された場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議して、適切な措置を講じてまいります。
		イ	本事業は、和白干潟、御島海域や多々良川河口等に飛来する鳥類の移動経路付近に計画されている。このため、バードストライクやロードキルなどの発生のおそれがあることから、専門家の意見を聴き適切な事後調査を実施するとともに、必要に応じ適切な措置を講ずること。	供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響については、適宜、調査を実施し、現段階で予測し得なかった著しい影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。
		ウ	マツバランの移植については、移植地の選定や移植方法の検討に当たって専門家に意見を聴くとともに、事後調査において移植状況を確認し、必要に応じ適切な措置を講ずること。なお、マツバランの確認数は１株のみであることから、事業実施区域周辺の調査をできる限り入念に実施した上で移植地の選定等を行うこと。	移植対象となるマツバランについては、確認個体数が１株のみとなっていることから、事業実施区域周辺の調査を入念に実施した上で、移植地等の選定を進め、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な環境保全措置を講じてまいります。
	景観		高架道路を建設するに当たり、眺望景観の保全措置として掲げられている「形式及び色彩の検討」については、地域住民等の意向や専門家の意見を踏まえつつ検討を行うこと。	環境保全措置として掲げられている「構造物（橋梁等）の形式、色彩の検討」については、地域住民との協議において高架構造物等のデザインへの配慮を要望されていることを踏まえ、都市景観アドバイザー制度を活用するとともに、関係機関と協議しながら、検討を進めてまいります。

表 11-1(5)　福岡県知事意見と都市計画決定権者の見解

項目		福岡県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別的事項	人と自然との触れ合いの活動の場	香椎浜北公園については、高架道路が公園敷地内を通過するため、例えば騒音など、圧迫感以外の快適性の変化についても併せて具体的に記載すること。 また、快適な利用のために必要な環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて事後調査を実施すること。	香椎浜北公園における快適性の変化については、圧迫感だけでなく、騒音、日影の発生による影響についても、評価書 p. 8-13-14 ～ p. 8-13-15 に記載しております。 また、今後、本事業実施に伴い実施される香椎浜北公園の再整備において、より快適な利用が促進されるよう、関係機関と協議、検討してまいります。
	温室効果ガス	本県及び福岡市においては、それぞれ福岡県地球温暖化対策推進計画、福岡市地球温暖化対策地域推進計画等により温室効果ガス削減施策を推進していることに鑑み、事業実施段階において、他の道路事業における取組状況も踏まえ、効率的な施工計画の検討による温室効果ガス排出量の削減等及び供用後の温室効果ガス排出量削減の対策に努めること。	事業実施段階においては、評価書 p.3-12 に記載のとおり、温室効果ガス排出量を削減するため、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目等の使用に努めることとします。また、建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資するため、効率的な施工計画を策定してまいります。 本都市計画対象道路の供用による温室効果ガスの排出については、福岡市東部地域の交通の円滑化に伴い、渋滞等により発生する温室効果ガスの排出抑制に寄与できるものと考えております。

第12章 国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条に基づく環境保全の見地からの国土交通大臣の意見とそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）は表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1　国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の対応（補正事項）

項目	国土交通大臣の意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
1 鳥類について	対象事業実施区域は、福岡市鳥獣保護区に位置し、多数の鳥類が採餌などを行っている地域でもあり、供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響について、適宜調査を実施し、現時点で予測し得なかった著しい影響が生じた場合には、専門家等の助言を受けながら適切な措置を講じること。	「供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響について、適宜調査を実施し、現時点で予測し得なかった著しい影響が生じた場合には、専門家等の意見を得ながら適切な措置を講じる。」と評価書 p. 9-1 に記載しております。
2 人と自然との触れ合いの活動の場について	香椎浜北公園は、福岡市の「自然と人の共生を目指すエコパークゾーン」のうちの御島ゾーンに含まれているが、当該公園内を計画路線が高架で通過するため、計画路線の存在が、当該公園の利用者に影響を与えると考えられる。この影響を軽減するため、専門家、公園利用者等の意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を検討し、実施すること。	「香椎浜北公園の再整備内容の検討」を環境保全措置として記載し、「高架構造物による影響を軽減し、より快適な利用が促進されるよう、専門家や公園利用者等の意見を踏まえ、関係機関と適切な時期に協議・検討を進める。」と評価書 p. 8-13-19～p. 8. 13-20 に記載しております。
3 温室効果ガスについて	事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めること。また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガスの排出量削減に資することから、地域特性等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。 また、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めること。	特定調達品目等の使用に努めるとの記載に加え、「効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガスの排出量削減に資することから、地域特性等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めることとする。 照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めることとする。」と評価書 p. 3-12～p. 3-13 に記載しております。

第13章 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価書の作成にあたり、準備書の記載事項について検討を加え、修正した内容は、表 13-1 に示すとおりである。

表 13-1(1)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
目次	8.9.2.1 工事施工ヤード等の設置、海底の掘削、	8.9.2.1 工事施工ヤード等の設置、海底の掘削及び
	—	第 10 章　準備書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解
	—	第 11 章　準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解
	—	第 12 章　国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の対応
	—	第 13 章　準備書の記載事項の修正内容
	—	第 14 章　環境影響評価の委託先
p.3-1 第 3 章	3.1　都市計画対象道路事業の目的 このため、福岡市東部地区の主な交通を受け持つ一般国道 3 号、一般国道 3 号博多バイパス、都市計画道路海の中道アイランド線での現況における顕著な渋滞を含め、将来の広域交通の需要に適切に対応していくとともに、アイランドシティ内のコンテナターミナルでの取扱貨物量の増加や公共施設（病院・市場）、広域集客施設の立地等による交通量に対応し、みなとからまちへの大型車両の進入抑制に配慮した交通ネットワークの形成が必要である（図 3-1-1 参照）。	 このため、福岡市東部地区の主な交通を受け持つ一般国道 3 号、一般国道 3 号博多バイパス、都市計画道路海の中道アイランド線での現況における顕著な渋滞を含め、将来の広域交通の需要に適切に対応していくとともに、アイランドシティ内のコンテナターミナルでの取扱貨物量の増加や公共施設（新病院・新青果市場等）、広域集客施設の立地等による交通量に対応し、みなとからまちへの大型車両の進入抑制に配慮した交通ネットワークの形成が必要である（図 3-1-1 参照）。
p.3-12 第 3 章	(6) その他 事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するために、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目等の使用に努めることとする。	 事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するために、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目等の使用に努めることとする。 効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガスの排出量削減に資することから、地域特性等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めることとする。 照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めることとする。
p.3-15 第 3 章	図 3.2-7　エコパークゾーン御島ゾーン	図 3.2-7　エコパークゾーン御島ゾーン（歴史的要素を活かした憩いのゾーン） （図中に写真及び注記を追加。）

表 13-1(2)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-12 第 4 章	表 4-1-14　自動車交通騒音測定結果(平成 19-22 年度) （欄外備考） 4.地域の類型及び要請限度の区域区分に関しては表 4-2-34、表 4-2-39 及び図 4-2-14、図 4-2-18 を参照。	4.地域の類型及び要請限度の区域区分に関しては表 4-2-36、表 4-2-41 及び図 4-2-14、図 4-2-18 を参照。
p.4-21 第 4 章	表 4-1-22（1）　河川水質測定結果（平成 21 年度：生活環境項目） （欄外備考） 3.類型の区域区分に関しては、表 4-2-24、表 4-2-25、表 4-2-29、図 4-2-13 を参照。	.類型の区域区分に関しては、表 4-2-25、表 4-2-26、表 4-2-31、図 4-2-13 を参照。
p.4-24 第 4 章	b.　健康項目及び要監視項目 平成 22 年度における健康項目の調査結果は、ほう素が 2 地点（名島橋、香椎橋）で環境基準を超えている以外は全て環境基準を達成している。 また、平成 22 年度における要監視項目の調査結果は、3 地点（名島橋、東部海域（E-2,E-6））でウランが指針値（平成 16 年3月 31 日付 環境省環境管理局水環境部長通知）を上回っている。なお、ウランに関しては、一般的な海水中での標準的な値は 0.003mg/L 程度となっている（出典：「理科年表　平成 24 年（机上版）」（平成 23 年 11 月、自然科学研究機構　国立天文台）	平成 22 年度における健康項目の調査結果は、ほう素が 2 地点（名島橋、香椎橋）で環境基準を超えている以外は全て環境基準を達成している。河川（名島橋、香椎橋）におけるほう素の基準値超過は、海水の影響によるものと考えられる。 また、平成 22 年度における要監視項目の調査結果は、3 地点（名島橋、東部海域（E-2,E-6））でウランが指針値（平成 16 年3月 31 日付 環境省環境管理局水環境部長通知）を上回っており、海水の影響によるものと考えられる。
	表 4-1-23(1)　健康項目の調査結果(平成 22 年度) （欄外注記） 4.海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。 （欄外資料）	4.一般的な海水中のほう素濃度は、4.5mg/L 程度といわれている(国立天文台編　理科年表：4.5mg/L）。なお、河川（名島橋、香椎橋）のほう素基準値超過については、海水遡上の影響が考えられる。海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。 「理科年表　平成 24 年（机上版）」（平成 23 年 11 月、自然科学研究機構　国立天文台）を追記。

表 13-1(3)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-25 第 4 章	表 4-1-23(2)　要監視項目の調査結果（平成 22 年度） （欄外注記） 3. 一般的な海水中のウラン濃度は、0.003mg/L 程度といわれている。	3. 一般的な海水中のウラン濃度は、0.003mg/L 程度といわれている（国立天文台編　理科年表：0.0032mg/L）。なお、河川（名島橋）のウラン指針値調査についても海水の影響が考えられる。
p.4-39 第 4 章	c. 地下水の状況 調査結果によると、学校用地の地点 1 および地点 3 で砒素およびその化合物が環境基準値を下回る 0.007mg/L 検出されている。残りの地点では不検出の結果となっている。	調査結果によると、学校用地の地点 1 および地点 3 で砒素およびその化合物が地下水の環境基準値及び土壌汚染対策法に基づく溶出量基準値を下回る 0.007mg/L で検出されている。残りの地点では不検出の結果となっている。
p.4-40 第 4 章	表 4-1-28(2)　地下水質測定結果（平成 21 年度）	（定量下限値欄を削除し、測定値の ND 表示を<0.005 に変更。また、環境基準欄を追加。）
p.4-45 第 4 章	4.1.4　地形及び地質の状況 (1) 地形の状況 なお、本地形分類図は昭和 59 年 3 月現在のものであるため、香椎パークポートおよびアイランドシティの情報が反映されていないが、本図及び現況の状況より、都市計画対象道路事業実施区域はほとんど埋立地であり平坦な地形となっている。	都市計画対象道路事業実施区域はほとんど埋立地であり平坦な地形となっている。（図 4-1-24 の修正に伴い、記述を一部削除）
p.4-46 第 4 章	図 4-1-24　地形分類図 （香椎パークポート及びアイランドシティの範囲） （凡例） （欄外注記） 資料：「土地分類基本調査　地形分類図」（昭和 59 年 3 月、福岡県）	（埋立地（Sd）にて着色） （埋立地(Sd)の凡例のドットを朱色に変更） 資料：「土地分類基本調査　地形分類図」（昭和 59 年 3 月、福岡県） 「第 4 回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）（平成 7 年、環境庁）

表 13-1(4)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-47 第 4 章	(2) 地質の状況 なお、本表層地質図は平成 6 年 3 月現在のものであるため、香椎パークポートおよびアイランドシティの情報が反映されていないが、本図より調査対象地域は、砂岩、礫岩、シルト岩、粘土・シルト及び砂が分布している。都市計画対象道路事業実施区域は変成蛇紋岩からなる御島を除きすべて埋立地である。	調査対象地域には、砂岩、礫岩、シルト岩、粘土・シルト及び砂が分布している。都市計画対象道路事業実施区域は変成蛇紋岩からなる御島を除きすべて埋立地である。（図 4-1-25 の修正に伴い、記述を一部削除）
p. 4-48 第 4 章	図 4-1-25　表層地質図 （香椎パークポート及びアイランドシティの範囲） (欄外注記) 資料:「土地分類基本調査　地形分類図」（昭和 59 年 3 月、福岡県）	（埋立地（r）にて着色） 資料:「土地分類基本調査　表層地質図」（昭和 59 年 3 月、福岡県） 「福岡地域の地質(5 万分の 1 地質図幅)」加筆（平成 6 年 3 月、地質調査所） 「第 4 回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）（平成 7 年、環境庁）
p. 4-49 第 4 章	(3)　重要な地形及び地質の状況 「古第三紀岩石海岸」は新生代古第三紀の地殻の沈降による，海産貝類や植物化石，石炭を含む地層が厚く堆積した地層である。	「古第三紀岩石海岸」は新生代古第三紀に形成された、砂岩・礫岩を主とする露出した岩石からなる海岸地形である。
	表 4-1-30　重要な地形及び地質状況一覧 （古第三紀岩石海岸の概要欄） 市指定。学術的価値の高い地質。	福岡市環境配慮指針掲載。学術的価値の高い地質であり、良好なもの。
p. 4-50 第 4 章	図 4-1-26　重要な地形及び地質の状況 (凡例注記) ＊「古第三紀岩石海岸」については、位置が特定できないので図化していない。	＊「古第三紀岩石海岸」は、名島周辺の海岸地形を指す。
p. 4-50 第 4 章	表 4-1-32(1)　重要種の選定基準 5.　「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」（2000 年、水産庁）の掲載種 （環境省カテゴリーに準ずる）	（環境庁カテゴリーに準ずる）

表 13-1(5)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-52 第 4 章	表 4-1-32（1）　重要種の選定基準 4. 環境省版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」掲載種（環境省報道発表資料：（鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物，2006.12.22）（哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱ，2007.8.3）） 絶滅危惧 IA 類(絶滅の危機に瀕している種、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。) 絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの） 準絶滅危惧（存在基盤が脆弱な種） 絶滅のおそれのある地域個体群	4. 環境省版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」掲載種（環境省報道発表資料：哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物、植物Ⅰ（維管束植物）及び植物Ⅱ（蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）2012 年 8 月 28 日、汽水・淡水魚類 2013 年 2 月 1 日） 絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの） 絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの） 準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれの高いもの)
p.4-53 第 4 章	表 4-1-32（2）　重要種の選定基準 10. 「Red List of Threatened Animals」(1996：国際自然保護連合編）掲載種 IUCN(CR,EN)　絶滅危惧種 IUCN(VU,LR)　危急種、希少種	IUCN(CR)　近絶滅種 IUCN(EN)　絶滅危惧種 IUCN(VU)　危急種 IUCN(NT)　近危急種 IUCN(LR)　低危険種（:cd は保全対策依存、:nt は準絶滅危惧、:lc は軽度懸念）
p.4-54 第 4 章	(1) 動物の生息状況 a. 哺乳類 このうち重要種はカワネズミ、ヒナコウモリ、ヤマネ、イタチ等の 7 科 10 種である。	このうち重要種はカワネズミ、ヒナコウモリ、ヤマネ、イタチ等の 7 科 11 種である。

表 13-1(6)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-56 第 4 章	表 4-1-34　文献調査における両生類・爬虫類文献調査確認種一覧表 （両生類　ｲﾓﾘの選定基準欄） 福(準絶)，掲載種 （爬虫類　ｲｼｶﾞﾒの選定基準欄） 福(準絶)，掲載種 （欄外注記、両生類・爬虫類とも） ⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）	 RL(NT)，福(準絶)，掲載種 RL(NT)，福(準絶)，掲載種 ⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月、福岡県）
p.4-58 第 4 章	C. 鳥類 文献調査の結果、シギ・チドリ類、サギ類、カモ類、カイツブリ類等の 58 科 280 種が確認されている。 このうち重要種は、アオバト、コムクドリ、ミサゴ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、クロツラヘラサギ等の 42 科 123 種である。 調査対象地域では、37 科 99 種の重要種が確認されている。	 文献調査の結果、シギ・チドリ類、サギ類、カモ類、カイツブリ類等の 58 科 282 種が確認されている。 このうち重要種は、アオバト、コムクドリ、ミサゴ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、クロツラヘラサギ等の 41 科 123 種である。 調査対象地域では、36 科 99 種の重要種が確認されている。
p.4-59 第 4 章	表 4-1-35 (1)　文献調査における鳥類確認種一覧表 （文献欄） （選定基準欄） No.17　ｵｵﾖｼｺﾞｲ　RL(EN) No.18　ﾐｿﾞｺﾞｲ　RL(EN) No.33　ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ　RL(CR) No.42　ﾂｸｼｶﾞﾓ　RL(EN) No.70　ｵｼﾞﾛﾜｼ　RL(EN)	 （追加文献⑦、⑧、⑨での確認種を追加） No.17　ｵｵﾖｼｺﾞｲ　RL(CR) No.18　ﾐｿﾞｺﾞｲ　RL(VU) No.33　ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ　RL(EN) No.42　ﾂｸｼｶﾞﾓ　RL(VU) No.70　ｵｼﾞﾛﾜｼ　RL(VU)

表 13-1(7)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-60 第 4 章	表 4-1-35 (2)　文献調査における鳥類確認種一覧表 (No.欄)	 (表中、2 種を追加。追加に伴い、No.114 以降番号を 1 つ繰り下げ、No.133 以降番号を 2 つ繰り下げ)
	(種名欄)	No.114　種名ﾋﾒｳｽﾞﾗｼｷﾞを追加 No.134　種名ﾒﾘｹﾝｷｱｼｼｷを追加
	(文献欄)	(追加文献⑦、⑧、⑨での確認種を追加)
	(選定基準欄) No.86　ﾔﾏﾄﾞﾘ No.91　ﾋｸｲﾅ　RL(VU) No.97　ﾀﾏｼｷﾞ No.107　ｹﾘ No.116　ﾊﾏｼｷﾞ No.126　ﾂﾙｼｷﾞ No.132　ﾀｶﾌﾞｼｷﾞ No.137　ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ	 No.86　ﾔﾏﾄﾞﾘ　RL(NT)を追加 No.91　ﾋｸｲﾅ　RL(NT) No.97　ﾀﾏｼｷﾞ　RL(VU)を追加 No.107　ｹﾘ　RL(DD)を追加 No.117　ﾊﾏｼｷﾞ　RL(NT)を追加 No.127　ﾂﾙｼｷﾞ　RL(VU)を追加 No.133　ﾀｶﾌﾞｼｷﾞ　RL(VU)を追加 No.139　ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ　RL(VU)を追加
p.4-61 第 4 章	表 4-1-35 (3)　文献調査における鳥類確認種一覧表 (No.欄)	 (表中、No.152 以降番号を 2 つ繰り下げ)
	(選定基準欄) No.178　ﾖﾀﾀｶ　RL(VU)	 No.180　ﾖﾀﾀｶ　RL(NT)
p.4-62 第 4 章	表 4-1-35 (4)　文献調査における鳥類確認種一覧表 (No.欄)	 (表中、No.232 以降番号を 2 つ繰り下げ)
p.4-64 第 4 章	d. 昆虫類 このうち重要種は、ベニイトトンボ、タイワンウチワヤンマ、オオミズムシ、クツワムシ、オオクワガタ、ヘイケボタル、クロセセリ等の 33 科 72 種である。	 このうち重要種は、ベニイトトンボ、タイワンウチワヤンマ、オオミズムシ、クツワムシ、オオクワガタ、ヘイケボタル、クロセセリ等の 35 科 73 種である。
	表 4-1-36(1)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 (選定基準欄) No.3　ﾍﾞﾆｲﾄﾄﾝﾎﾞ　RL(VU) No.6　ﾈｱｶﾖｼﾔﾝﾏ No.7 ｱｵﾔﾝﾏ No.12　ﾍﾞｯｺｳﾄﾝﾎﾞ　RL(CR+EN)	 No.3　ﾍﾞﾆｲﾄﾄﾝﾎﾞ　RL(NT) No.6　ﾈｱｶﾖｼﾔﾝﾏ　RL(NT)を追加 No.7 ｱｵﾔﾝﾏ　RL(NT)を追加 No.12　ﾍﾞｯｺｳﾄﾝﾎﾞ　RL(CR)

表 13-1(8)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-65 第 4 章	表 4-1-36(2)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 （種名欄） No.124　ﾐﾔﾏﾁｬﾊﾞﾈｾｾﾘ　※1 （選定基準欄） No.87　ﾊﾏﾍﾞﾂﾁｶﾒﾑｼ　RL(NT) No.100　ｺﾊﾞﾝﾑｼ　RL(NT)	No.124　ﾐﾔﾏﾁｬﾊﾞﾈｾｾﾘ　*1 No.87　ﾊﾏﾍﾞﾂﾁｶﾒﾑｼ　RL(NT)を削除 No.100　ｺﾊﾞﾝﾑｼ　RL(EN)
p.4-66 第 4 章	表 4-1-36(3)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 No.141　ｳﾗｷﾞﾝｽｼﾞﾋｮｳﾓﾝ　※1 No.147　ﾋｵﾄﾞｼﾁｮｳ　※1 （選定基準欄） No.135　ｸﾛｼｼﾞﾐ　RL(CR+EN) No.138　ｼﾙﾋﾞｱｼｼﾞﾐ　RL(CR+EN) No.141　ｳﾗｷﾞﾝｽｼﾞﾋｮｳﾓﾝ No.156　ﾂﾏｸﾞﾛｷﾁｮｳ　RL(VU)	No.141　ｳﾗｷﾞﾝｽｼﾞﾋｮｳﾓﾝ　*1 N.147　ﾋｵﾄﾞｼﾁｮｳ　*1 No.135　ｸﾛｼｼﾞﾐ　RL(EN) No.138　ｼﾙﾋﾞｱｼｼﾞﾐ　RL(EN) No.141　ｳﾗｷﾞﾝｽｼﾞﾋｮｳﾓﾝ　RL(VU)を追加 No.156　ﾂﾏｸﾞﾛｷﾁｮｳ　RL(EN)
p.4-67 第 4 章	表 4-1-36(4)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 （選定基準欄） No.199　ﾔﾈﾎｿﾊﾞ No.203　ｱｶﾍﾘﾔｶﾞ No.243　ｷﾊﾞﾈｷﾊﾞﾅｶﾞﾐｽﾞｷﾞﾜｺﾞﾐﾑｼ No.246　ｲｸﾞﾁｹﾌﾞｶｺﾞﾐﾑｼ No.250　ｼﾛﾍﾘﾊﾝﾐｮｳ No.251　ｶﾜﾗﾊﾝﾐｮｳ　RL(VU) No.254　ｸﾛｹﾞﾝｺﾞﾛｳ　RL(NT) No.255　ｺｶﾞﾀﾉｹﾞﾝｺﾞﾛｳ　RL(CR+EN)	No.199　ﾔﾈﾎｿﾊﾞ　RL(NT)を追加 No.203　ｱｶﾍﾘﾔｶﾞ　RL(NT)を追加 No.243　ｷﾊﾞﾈｷﾊﾞﾅｶﾞﾐｽﾞｷﾞﾜｺﾞﾐﾑｼ　RL(VU)を追加 No.246　ｲｸﾞﾁｹﾌﾞｶｺﾞﾐﾑｼ　RL(NT)を追加 No.250　ｼﾛﾍﾘﾊﾝﾐｮｳ　RL(NT)を追加 No.251　ｶﾜﾗﾊﾝﾐｮｳ　RL(EN) No.254　ｸﾛｹﾞﾝｺﾞﾛｳ　RL(NT)を追加 No.255　ｺｶﾞﾀﾉｹﾞﾝｺﾞﾛｳ　RL(VU)
p.4-68 第 4 章	表 4-1-36(5)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 （選定基準欄） No.273　ｵｵｸﾜｶﾞﾀ　RL(NT)	No.273　ｵｵｸﾜｶﾞﾀ　RL(VU)

表 13-1(9)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-69 第 4 章	表 4-1-36(6)　文献調査における昆虫類確認種一覧表 （選定基準欄） No.366　ｱｶｵﾄﾋﾞｹﾗﾄﾘﾊﾞﾁ （欄外注記） ①「自然環境調査(福岡市域における昆虫の生息状況調査)委託」(昭和 9 年度、福岡市環境局)」 ②「自然環境調査(室見川における昆虫の生息状況調査)委託」(昭和 10 年度、福岡市環境局)」 ⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県） ※1：現在は分布が特定できていない種	No.366　ｱｶｵﾄﾋﾞｹﾗﾄﾘﾊﾞﾁ　RL(NT)を追加 ①「自然環境調査(福岡市域における昆虫の生息状況調査)委託」(平成 9 年度、福岡市環境局)」 ②「自然環境調査(室見川における昆虫の生息状況調査)委託」(平成 10 年度、福岡市環境局)」 ⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月、福岡県） *1：現在は分布が特定できていない種
p.4-72 第 4 章	表 4-1-37(1)　文献調査における魚類確認種一覧表 （選定基準欄） No.3　ｳﾅｷﾞ　RL(DD) NO.12　ﾄﾞｼﾞｮｳ No.13　ｽｼﾞｼﾏﾄﾞｼﾞｮｳ　RL(危惧ⅠB)(小型種),福(不足)(中型種),掲載種 No.14　ｱﾘｱｹｷﾞﾊﾞﾁ　RL(NT) No.25　ｶｼﾞｶ　RL(NT) No.26　ｵﾔﾆﾗﾐ　RL(VU) No.34　ﾀﾋﾞﾗｸﾁ　RL(EN) （欄外注記） ⑨「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県） ※1：現在は分布が特定できていない種	No.3　ｳﾅｷﾞ　RL(EN) No.12　ﾄﾞｼﾞｮｳ　RL(DD)を追加 No.13　ｽｼﾞｼﾏﾄﾞｼﾞｮｳ　RL(小型種山陽型:CR,小型種東海型・琵琶湖型(淀川個体群含む)・山陰型・九州型：EN, 中型種：VU, 大型種：EN),福(中型種：不足, 小型種：危惧ⅠB),掲載種 No.14　ｱﾘｱｹｷﾞﾊﾞﾁ　RL(VU) No.25　ｶｼﾞｶ　RL(小卵型・中卵型：EN, 大卵型：NT) No.26　ｵﾔﾆﾗﾐ　RL(EN) No.34　ﾀﾋﾞﾗｸﾁ　RL(VU) ⑨「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月、福岡県） *1：現在は分布が特定できていない種
p.4-73 第 4 章	表 4-1-37(2)　文献調査における魚類確認種一覧表（遊泳生物：魚類以外） （種名欄） ﾕﾋﾞﾅｶﾞﾎﾝﾔﾄﾞｶ （欄外注記） ※1：現在は分布が特定できていない種	ﾕﾋﾞﾅｶﾞﾎﾝﾔﾄﾞｶﾘ (削除)
p.4-75 第 4 章	f. 動物プランクトン 動物プランクトンが 14 目 30 種確認されている。	動物プランクトンが 15 目 30 種確認されている。

表 13-1(10)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-75 第 4 章	g. 底生生物、砂浜干潟生物、潮間帯付着生物 文献調査の結果、底生生物、砂浜干潟生物は、巻貝類、ゴカイ類、ヨコエビ類、二枚貝類、カニ類が 144 科 287 種確認されている。	文献調査の結果、底生生物、砂浜干潟生物は、巻貝類、ゴカイ類、ヨコエビ類、二枚貝類、カニ類が 145 科 288 種確認されている。
p.4-79 第 4 章	表 4-1-38　文献調査における動物プランクトン確認種一覧表 （欄外注記） ※1 現在は分布が特定できていない種	(削除)
p.4-80 第 4 章	表 4-1-39(1)　文献調査における底生・砂浜干潟生物確認種一覧表 （選定基準欄） No.5　ﾋﾛｸﾁｶﾉｺｶﾞｲ　RL(VU) No.6　ﾏﾙﾀﾆｼ　RL(NT) No.14　ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ No.15　ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ No.20　ﾐｽﾞｺﾞﾏﾂﾎﾞ　RL(NT) No.26　ﾑｼﾛｶﾞｲ No.64　ｻｸﾗｶﾞｲ No.74　ｵｵﾉｶﾞｲ	No.5　ﾋﾛｸﾁｶﾉｺｶﾞｲ　RL(NT) No.6　ﾏﾙﾀﾆｼ　RL(VU) No.14　ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ　RL(NT)を追加 No.15　ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ　RL(NT)を追加 No.20　ﾐｽﾞｺﾞﾏﾂﾎﾞ　RL(VU) No.26　ﾑｼﾛｶﾞｲ　RL(NT)を追加 No.64　ｻｸﾗｶﾞｲ　RL(NT)を追加 No.74　ｵｵﾉｶﾞｲ　RL(NT)を追加
p.4-82 第 4 章	表 4-1-39(3)　文献調査における底生・砂浜干潟生物確認種一覧表 （選定基準欄） No.206　ﾋｶﾞﾀｽﾅﾎﾘﾑｼ　RL(CR+EN)	No.206　ﾋｶﾞﾀｽﾅﾎﾘﾑｼ　RL(NT)
p.4-84 第 4 章	表 4-1-39(5)　文献調査における底生・砂浜干潟生物確認種一覧表 （欄外注記） ⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県） ※1 現在は分布が特定できていない種	⑥「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」（平成 13 年 3 月、福岡県） *1：現在は分布が特定できていない種
p.4-84 第 4 章	表 4-1-39(6)　潮間帯付着生物確認種一覧表 （欄外注記） ※1 現在は分布が特定できていない種	(削除)
p.4-86 第 4 章	(2) 植物の生育状況 b. 植物相及び重要な植物 このうち重要種は、イソホウキギ、ハマボウ、フクド、シバナ、アマモ等の 46 科 86 種である。	このうち重要種は、イソホウキギ、ハマボウ、フクド、シバナ、アマモ等の 47 科 86 種である。
p.4-87 第 4 章	表 4-1-40(1)　文献調査における植物確認種一覧表 （選定基準欄） No.6　タカサゴシダ No.8　トゲヤマイヌワラビ No.10　アオグキイヌワラビ	No.6　タカサゴシダ　RL(NT)を追加 No.8　トゲヤマイヌワラビ　RL(CR)を追加 No.10　アオグキイヌワラビ　RL(EN)を追加

表 13-1(11)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-90 第 4 章	表 4-1-40(4)　文献調査における植物確認種一覧表 （選定基準欄） No.239　ウラギク　RL(VU)	No.239　ウラギク　RL(NT)
p.4-91 第 4 章	表 4-1-40(5)　文献調査における植物確認種一覧表 （選定基準欄） No.316　ヒナザサ	No.316　ヒナザサ　RL(NT)を追加
p.4-92 第 4 章	表 4-1-40(6)　文献調査における植物確認種一覧表 （欄外注記） ※1 現在は分布が特定できていない種	*1：現在は分布が特定できていない種
p.4-93 第 4 章	表 4-1-41　文献調査における植物プランクトン確認種一覧表 （欄外注記） ※1 現在は分布が特定できていない種	(削除)
p.4-117 第 4 章	a.港としての海域の利用状況 博多湾に位置する博多港は、九州・西日本の海の玄関口として、またアジア・世界につながる根拠港湾として発展しており、	博多湾に位置する博多港は、九州・西日本の海の玄関口として、またアジア・世界につながる拠点港湾として発展しており、
p.4-121 第 4 章	(3)　地下水の利用状況 調査対象地域の地下水利用の状況は表 4-1-28 及び図 4-1-21 に示すとおりである。 「福岡市水質測定結果報告書　平成 22 年版」（平成 24 年 1 月、福岡市環境局）によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。	調査対象地域の地下水利用の状況は以下に示すとおりである。 なお、「福岡市水質測定結果報告書　平成 22 年版」（平成 24 年 1 月、福岡市環境局）によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。 a.上水道、用水供給 水道における地下水の取水量の状況は表 4-2-15 に示すとおりである。 表 4-2-15　地下水利用の状況（上水道・用水供給） （表及び資料出典を追加） b.工業用水 工業用水における地下水の使用量の状況は、表 4-2-16 に示すとおりである。 表 4-2-16 地下水利用の状況（工業用水） （表及び資料出典を追加） ※以降、第 4 章第 2 節の表番号を 2 つ繰り下げ。

表 13-1(12)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. . 4-132 第 4 章	表 4-2-22　大気の汚染に係る環境基準 （告示欄） （最終改正 平８環告 73） （最終改正 平８環告 74） （最終改正 平 13 環告 30）	（最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号） （最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号） （最終改正 平成 13 年 4 月 20 日環境省告示第 30 号）
p. 4-133 第 4 章	2)　水質汚濁 「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年法律第 105 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号　最終改正 平成 23 年環告第 94 号）は表 4-2-23～表 4-2-31 に示すとおりである。	「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号最終改正 平成 24 年 8 月 22 日環境省告示第 127 号）は表 4-2-25～表 4-2-33 に示すとおりである。
	また、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年法律第 105 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環告第 10 号　最終改正 平成 23 年 10 月 27 日環告第 94 号）は表 4-2-32 に示すとおりである。	また、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号　最終改正 平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号）は表 4-2-34 に示すとおりである。
p. 4-135 第 4 章	表 4-2-25　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目：河川） 【全亜鉛に係る環境基準】	表 4-2-27　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目：河川） 【全亜鉛等に係る環境基準】 （表中、ノニルフェノールに係る環境基準を追加）
p. 4-137 第 4 章	表 4-2-28　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目：海域） 【全亜鉛に係る環境基準】	表 4-2-30　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目：海域） 【全亜鉛等に係る環境基準】 （表中、ノニルフェノールに係る環境基準を追加）
p. 4-141 第 4 章	表 4-2-32　地下水の水質汚濁に係る環境基準 平成 9 年 3 月 13 日　環境庁告示第 10 号（最終改正　平 23 環告 94） （表中、四塩化炭素基準値欄） 0.004mg/L 以下	表 4-2-34　地下水の水質汚濁に係る環境基準 平成 9 年 3 月 13 日　環境庁告示第 10 号（最終改正　平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号） 0.002mg/L 以下 （表中、測定方法欄を環境省告示改正に合わせ修正）

表 13-1(13)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-142 第 4 章	3)　土壌汚染 「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準(平成 3 年 8 月 23 日環告第 46 号　最終改正　平成 22 年 6 月 16 日環告第 37 号)は表 4-2-33 に示すとおりである。	「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号　最終改正　平成 22 年 6 月 16 日環境省告示第 37 号）は表 4-2-35 に示すとおりである。
	表 4-2-35　土壌の汚染に係る環境基準 （告示欄） （最終改正　平 22 年 6 月 16 日環境省告示第 37 号）	（最終改正　平成 22 年 6 月 16 日環境省告示第 37 号）
p. 4-143 第 4 章	表 4-2-34　騒音に係る環境基準 （平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号最終改正　平 17 環告 45） （平成 11 年 3 月 31 日　福岡県告示第 633 号　最終改正　平 13 県告 575 号） （【地域類型のあてはめ】A 類型欄） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規定に基づき、福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市市長（以下「知事等」という。）が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という）により第 1 種区域に区分された地域	表 4-2-36　騒音に係る環境基準 （平成 10 年 9 月 30 日　環境庁告示第 64 号最終改正　平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号） （平成 11 年 3 月 31 日　福岡県告示第 633 号　最終改正　平成 13 年 3 月 30 日福岡県告示第 575 号） 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規定に基づき、福岡県知事、北九州市長、福岡市長及び久留米市長（以下「知事等」という。）が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という）により第 1 種区域に区分された地域
p. 4-145 第 4 章	b. 航空機騒音に係る環境基準 また、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成 19 年 12 月 17 日付で一部改正が告示されている。改正内容について表 4-2-36 に示す。	また、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号付で一部改正が告示されている。改正内容について表 4-2-38 に示す。
	表 4-2-35　航空機騒音に係る環境基準 【地域の類型】 （昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号　最終改正　平 12 環告 78） （平成 4 年 4 月 6 日　福岡県告示第 672 号最終改正　平 18 環告 523 号）	表 4-2-37　航空機騒音に係る環境基準 【基準値】 （昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号　最終改正　平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号） （平成 4 年 4 月 6 日　福岡県告示第 672 号最終改正　平成 18 年 3 月 15 日福岡県告示第 523 号）

表 13-1(14)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-145 第 4 章	表 4-2-36　航空機騒音に係る環境基準の改正内容 【地域の類型】	表 4-2-38　航空機騒音に係る環境基準の改正内容 【基準値】 （昭和 48 年 12 月 27 日　環境庁告示第 154 号　最終改正　平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号）　（告示番号を追加）
p. 4-148 第 4 章	2)　騒音に係る規制 a.　特定工場等に係る騒音の規制基準 「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく特定工場等の騒音の規制基準は表 4-2-37 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-16 に示すとおりである。	「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定工場等の騒音の規制基準は表 4-2-39 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-16 に示すとおりである。
	表 4-2-37　特定工場等の騒音の規制基準 【区域の区分】 （平成 9 年 3 月 31 日　福岡市告示第 74 号 平成 23 年 4 月 25 日　福岡市告示第 136 号）	表 4-2-39　特定工場等の騒音の規制基準 （平成 9 年 3 月 31 日　福岡市告示第 74 号 最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 167 号）
p. 4-150 第 4 章	b. 特定建設作業の騒音の規制基準 「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく特定建設作業の騒音の規制基準は表 4-2-38 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-17 に示すとおりである。	「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定建設作業の騒音の規制基準は表 4-2-40 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-17 に示すとおりである。
	表 4-2-38　特定建設作業の騒音の規制基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号　最終改正　平 18 環告 132） （表欄外備考） 備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-37 に示すとおりである。	表 4-2-40　特定建設作業の騒音の規制基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号　最終改正　平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 53 号） 備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-39 に示すとおりである。
p. 4-152 第 4 章	c. 自動車騒音の要請限度 「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく自動車騒音の要請限度は表 4-2-39 に、調査対象地域における区域の指定状況は図 4-2-18 に示すとおりである。	「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく自動車騒音の要請限度は表 4-2-41 に、調査対象地域における区域の指定状況は図 4-2-18 に示すとおりである。
	表 4-2-39　自動車騒音に係る要請限度 （平成 46 年 6 月 23 日総理府厚生省令第 3 号 最終改正 平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 150 号） 【区域の区分】 （平成 12 年 3 月 30 日　福岡市告示第 86 号 平成 23 年 4 月 25 日　福岡市告示第 137 号）	表 4-2-41　自動車騒音に係る要請限度 （昭和 46 年 6 月 23 日総理府厚生省令第 3 号 最終改正 平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号） （平成 12 年 3 月 30 日　福岡市告示第 86 号 最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 168 号）

表 13-1(15)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-152 第 4 章	（表欄外備考） 備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-37 に示すとおりである。	備考：第 1 種～4 種区域の区分については、表 4-2-39 に示すとおりである。
p. 4-154 第 4 章	3）振動に係る規制 a．特定工場等の振動の規制基準 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく特定工場等の振動の規制基準は表 4-2-41 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-19 に示すとおりである。	「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定工場等の振動の規制基準は表 4-2-43 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-19 に示すとおりである。
	表 4-2-41　特定工場等の振動の規制基準 （平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号　最終改正　平成 23 年 4 月 25 日　福岡市告示第 138 号）	（平成 9 年 3 月 31 日福岡市告示第 77 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日　福岡市告示第 169 号）
p. 4-156 第 4 章	b．特定建設作業の振動の規制基準 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく特定建設作業の振動の規制基準は表 4-2-42 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-20 に示すとおりである。	「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく特定建設作業の振動の規制基準は表 4-2-44 に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図 4-2-20 に示すとおりである。
	表 4-2-42　特定建設作業の振動の規制基準 （昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号　最終改正　平 19 環令 11）	表 4-2-44　特定建設作業の振動の規制基準 （昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号　最終改正　平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）
p. 4-158 第 4 章	c．道路交通振動の要請限度 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく道路交通振動の要請限度は表 4-2-43 に示すとおりである。調査対象地域における区域の区分状況は図 4-2-21 に示すとおりである。	「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づく道路交通振動の要請限度は表 4-2-45 に示すとおりである。調査対象地域における区域の区分状況は図 4-2-21 に示すとおりである。
	表 4-2-43　道路交通振動の要請限度 （昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号　最終改正　平 19 環令 11） （区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号　最終改正　平成 23 年 4 月 25 日福岡市告示第 139 号）	表 4-2-45　道路交通振動の要請限度 （昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号　最終改正　平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号） （区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号　最終改正　平成 24 年 5 月 21 日福岡市告示第 170 号）
p. 4-160 第 4 章	4）悪臭に係る規制 「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号　最終改正　平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質の規制濃度を適用している。特定悪臭物質の規制状況は表 4-2-44 に示すとおりである。	「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号　最終改正　平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質の規制濃度を適用している。特定悪臭物質の規制状況は表 4-2-46 に示すとおりである。

表 13-1(16)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.4-161 第 4 章	②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 悪臭防止法施行規則(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号　最終改正 平成 20 年 12 月 1 日環境省令第 16 号)第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。	悪臭防止法施行規則(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号　最終改正 平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)第 3 条に定める方法により算出して得た流量とする。
	③事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準 出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月 31 日福岡市告示第 82 号　最終改正　平成 8 年告示第 4 号)	出典：「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月 31 日福岡市告示第 82 号　最終改正　平成 8 年 1 月 4 日福岡市告示第 4 号)
p.4-162 第 4 章	5）水質汚濁に係る規制 「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正　平 20 環令 11)は表 4-2-45 に示すとおりである。 表 4-2-45(1)　排水基準(有害物質に係る排水基準) （表中、1,1-ジクロロエチレン欄） 0.2mg/L	「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づく排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号　最終改正　平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 15 号）は表 4-2-47 に示すとおりである。 表 4-2-47(1)　排水基準(有害物質に係る排水基準) 1mg/L （表中、1,4-ジオキサンの許容限度として、0.5 mg/L を追加)
p.4-166 第 4 章	表 4-2-47　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示　第 68 号　最終改正 平成 21 年 3 月 31 日　環告 11	表 4-2-49　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成 11 年 12 月 27 日　環境庁告示第 68 号　最終改正 平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号)
p.4-167 第 4 章	a.「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により設定された鳥獣保護区等の地域 調査対象地域における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号　最終改正 平成 23 年法律第 105 号)第二十八条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 4-2-48 に、指定地域は図 4-2-22 に示すとおりである。	調査対象地域における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号　最終改正 平成 23 年 12 月 24 日法律第 122 号)第二十八条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況は表 4-2-50 に、指定地域は図 4-2-22 に示すとおりである。

表 13-1(17)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-167 第 4 章	b.「都市緑地法」により規定された特別緑地保全地区の地域 調査対象地域における「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号　最終改正　平成 23 年法律第 105 号)第十二条の規定に基づく特別緑地保全地区の指定状況は表 4-2-49 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。	調査対象地域における「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号　最終改正　平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号)第十二条の規定に基づく特別緑地保全地区の指定状況は表 4-2-51 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。
	c.「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」により規定された緑地保全林地区の地域 調査対象地域における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」(昭和 49 年福岡市条例第 32 号　最終改正　平成 17 年福岡市条例第 57 号)により規定された緑地保全林地区の地域は表 4-2-52 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。	調査対象地域における「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」(昭和 49 年 4 月 1 日福岡市条例第 32 号　最終改正　平成 17 年 3 月 31 日福岡市条例第 57 号)により規定された緑地保全林地区の地域は表 4-2-52 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。
p. 4-168 第 4 章	d.「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号最終改正 平成 23 年法律第 105 号)第八条第 1 項第七号の規定により指定された風致地区の指定状況は表 4-2-51 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。	d.「都市計画法」により指定された風致地区 「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号　最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 124 号)第八条第 1 項第七号の規定により指定された風致地区の指定状況は表 4-2-53 に、指定地区は図 4-2-23 に示すとおりである。
	e.「福岡市都市景観条例」により規定された都市景観形成地区 調査対象地域における「福岡市都市景観条例」(昭和 62 年福岡市条例第 28 号　最終改正　平成 17 年福岡市条例第 99 号)により規定された都市景観形成地区は表 4-2-52 に、指定地区は図 4-2-24 に示すとおりである。	調査対象地域における「福岡市都市景観条例」(昭和 62 年 3 月 9 日福岡市条例第 28 号　最終改正　平成 24 年 3 月 29 日福岡市条例第 26 号)により規定された都市景観形成地区は表 4-2-54 に、指定地区は図 4-2-24 に示すとおりである。
	f.「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律 57 号　最終改正　平成 17 年法律 82 号)第三条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の指定区域は表 4-2-53 に示すとおりである。	f.「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号最終改正　平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号)第三条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の指定区域は表 4-2-55 に示すとおりである。
p. 4-169 第 4 章	図 4-2-22　鳥獣保護区位置図 (②福岡市鳥獣保護区（福岡県指定）)	(鳥獣保護区境界線を一部修正)

表 13-1(18)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 4-172 第 4 章	g. 「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号　最終改正 平成 23 年法律第 74 号)第１１条第１項の規定により指定された形質変更時要届出区域の指定区域は表 4-2-56、図 4-2-25 に示すとおりである。	g. 「土壌汚染対策法」により指定された形質変更時要届出区域 「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号　最終改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)第１１条第１項の規定により指定された形質変更時要届出区域の指定区域は表 4-2-56、図 4-2-25 に示すとおりである。
	表 4-2-56　形質変更時要届出区域の概況 資料：「土壌対策汚染法」	資料：「土壌汚染対策法」
p. 4-173 第 4 章	図 4-2-25　形質変更時要届出区域の指定地域 資料：「土壌対策汚染法」	図 4-2-25　形質変更時要届出区域位置図 資料：「土壌汚染対策法」
p. 4-174 第 4 章	g. 「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号　最終改正 平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号)第二十五条第 1 項の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	g. 「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号　最終改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号)第二十五条第 1 項の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林
	i. 「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号　最終改正　平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)第三条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域	i. 「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号　最終改正　平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号)第三条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
p. 4-175 第 4 章	k. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号　最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)第十五条の十七第 1 項の規定により指定された、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域	k. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号　最終改正 平成 24 年 8 月 1 日法律第 53 号)第十五条の十七第 1 項の規定により指定された、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域
p. 4-180 第 4 章	e)アイランドシティ環境配慮指針 福岡市では、アイランドシティで先進的な環境共生都市を実現するため、事業者や、市民、行政に対応が求められる緑化の推進や、省エネルギー・新エネルギーシステムの積極的な導入、循環型社会の形成などに関することを「アイランドシティ環境配慮指針」として、平成１５年１１月に策定している。 表 4-2-58　人と地球にやさしい持続可能なまちを実現するための５つの分野	e)アイランドシティ環境配慮指針（改定版） 福岡市では、アイランドシティで先進的な環境共生都市を実現するため、事業者や、市民、行政に対応が求められる緑化の推進や、省エネルギー・新エネルギーシステムの積極的な導入、循環型社会の形成などに関することを「アイランドシティ環境配慮指針」として、平成 15 年 11 月に策定し、平成 24 年 3 月に改定している。 表 4-2-60　人と地球にやさしい持続可能なまちを実現するための５つの分野 (表内の目標欄、キーコンセプト欄、基本的配慮事項欄の記載を、改定版の記載内容に合わせて修正)

表 13-1(19)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 8-1-8 第 8 章第 1 節	c. 気象の状況 ｲ. 風向及び風速	 ｱ. 風向及び風速
p. 8-1-17 第 8 章第 1 節	図 8-1-6(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） （図中の道路名） 市営香椎箱崎浜線	図 8-1-6(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 市道香椎箱崎浜線
p. 8-1-39 第 8 章第 1 節	図 8-1-11(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） （図中の道路名） 市営香椎箱崎浜線	図 8-1-11(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 市道香椎箱崎浜線
p. 8-1-43 第 8 章第 1 節	図 8-1-12　排出源高さの設定	（盛土構造の図面を削除し、都市計画対象道路における仮想路面の想定高さの一覧表を追加）
p. 8-2-12 第 8 章第 2 節	図 8-2-4(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 1）予測の手法 工事用車両の運行に係る騒音の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）に基づき、	図 8-2-4(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 工事用車両の運行に係る騒音の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（平成 22 年度版）」（平成 23 年 3 月 国土技術政策総合研究所）に基づき、
p. 8-2-26 第 8 章第 2 節	1）予測の手法 自動車の走行に係る騒音の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）に基づき、	 自動車の走行に係る騒音の予測は、「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法　4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（平成 22 年度版）」（平成 23 年 3 月 国土技術政策総合研究所）に基づき、
p. 8-2-29 第 8 章第 2 節	③回折に伴う減衰に関する補正 回折補正量計算の基本量 ΔL_d は、点音源 S、回折点 0、予測点 P に関する回折経路差 δ［m］（図 8-2-9 参照）を用いて次式）により計算した。	 回折補正量（ΔL_{dif}）の算出に用いる回折補正量計算の基本量 ΔL_d は、点音源 S、回折点 0、予測点 P に関する回折経路差 δ［m］（図 8-2-9 参照）を用いて次式）により計算した。
	表 8-2-26　係数 C_{spec} の値	（排水性舗装欄の罫線を削除）

表 13-1(20)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 8-2-30 第 8 章第 2 節	■地表面の種類と実効的流れ抵抗 地表面効果が異なる地表面の種類及び実効的流れ抵抗を以下に示す。 本予測においては、地表面種類を「コンクリート、アスファルト」を適用し、地表面効果による減衰を考慮した。	本予測においては、地表面種類をアスファルト等の舗装面とし、ΔL_{grnd}=0 として、地表面効果による減衰を考慮しないものとした。 （以下、地表面の種類と地表面の実効的流れ抵抗の表、■係数 K_i の計算方法、■$r_{c,i}$ の計算方法を削除。以降、第 8 章第 2 節のページ番号を 1 ページ繰り上げ）
p. 8-2-31 第 8 章第 2 節	ｲ. 音源のパワーレベルの設定 ② 基準値に対する補正項C ⅱ）　縦断勾配に関する補正 $i_{grad,max}$　：補正を適用する縦断勾配の最大値（4%）	$i_{grad,max}$　：補正を適用する縦断勾配の最大値（5%～7%）
p. 8-2-32 第 8 章第 2 節	ⅳ）　その他の要因に関する補正 その他の要因に関する補正（自動車の走行騒音に関する将来の規制による騒音低減効果の算定）は、考慮していない。	その他の要因に関する補正（自動車単体騒音規制の強化による走行騒音の変化、違法改造車による走行騒音の変化）は、考慮していない。
p. 8-2-38 第 8 章第 2 節	図 8-2-12(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容 なお、遮音壁の設置範囲、構造等については、事業実施段階で適切に検討する。	図 8-2-12(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） なお、遮音壁の設置範囲、構造、設置時期等については、事業実施段階で適切に検討する。
p. 8-2-45 第 8 章第 2 節	表 8-2-38　環境保全措置の効果	（表中、予測結果の低減効果欄を削除）
p. 8-3-12 第 8 章第 3 節	図 8-3-4(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 表 8-3-18　工事用車両の日交通量及び走行速度 （欄外注記） 注 1）表中の予測地点番号は図 8-2-6 に対応している。	図 8-3-4(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称）） 注 1) 表中の予測地点番号は図 8-3-6 に対応している。
p. 8-3-34 第 8 章第 3 節	図 8-3-9(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称））	図 8-3-9(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称））

表 13-1(21)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-3-40 第 8 章第 3 節	(3) 事後調査 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。	採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。（「また、」以降を削除）
p.8-4-6 第 8 章第 4 節	ｂ．予測地域及び予測地点 予測地域及び予測地点は表 8-4-6、図 8-4-2 及び図 8-4-3 に示すとおりである。	予測地域及び予測地点は表 8-4-6、図 8-4-2 及び図 8-4-3 に示すとおりである。
p.8-4-6 第 8 章第 4 節	表 8-4-6　予測地点(保全対象住居位置) 都市計画対象道路（上り） 都市計画対象道路（下り）	都市計画対象道路（天神方向） 都市計画対象道路（アイランドシティ方向）
p.8-4-7 第 8 章第 4 節	表 8-4-7　予測条件 都市計画対象道路（上り） 都市計画対象道路（下り）	都市計画対象道路（天神方向） 都市計画対象道路（アイランドシティ方向）
p.8-4-11 第 8 章第 4 節	図 8-4-3(3)　予測詳細位置図及び予測断面（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称））	図 8-4-3(3)　予測地点詳細図及び予測断面模式図（予測地点３　香椎浜ジャンクション（仮称））
p.8-4-12 第 8 章第 4 節	表 8-4-8　低周波音の予測結果 都市計画対象道路（上り） 都市計画対象道路（下り）	都市計画対象道路（天神方向） 都市計画対象道路（アイランドシティ方向）
p.8-4-14 第 8 章第 4 節	表 8-4-10　整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果 都市計画対象道路（上り） 都市計画対象道路（下り）	都市計画対象道路（天神方向） 都市計画対象道路（アイランドシティ方向）
p.8-5-2 第 8 章第 5 節	表 8-5-1　調査方法	（欄外注記を付加） 注）ノニルフェノールについては、現地調査実施後の平成 24 年 8 月 22 日環境省告示第 94 号にて環境基準項目へ追加されたため、現地調査の分析項目には含まれていない。
p.8-5-24 第 8 章第 5 節	表 8-5-6　淡水流入量（平成 19 年度） (欄外注記)	注）流入地点 18 の処理水は、地点 40 の濃縮海水と混合され、地点 40 から放流されている。（記述追加）

表 13-1(22)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-5-25 第 8 章第 5 節	ｷ. SS 負荷量 SS の発生が考えられる工事は、渡海部の橋脚（橋脚設置位置は図 8-5-14 参照）の工事のうち、作業土工（床掘工を想定）と基礎工（鋼管井筒基礎工を想定）である。工種別の SS 負荷量算定結果は表 8-5-7 に、SS 負荷量の推移は図 8-5-13 に、SS 負荷流入地点は図 8-5-14 にそれぞれ示すとおりである。	SS の発生が考えられる工事は、渡海部の橋脚（橋脚設置位置は図 8-5-14 参照）の工事のうち、作業土工（床掘工を想定）と基礎工（鋼管井筒基礎工を想定）である。工種別の SS 負荷量算定結果は表 8-5-7 に、SS 負荷量の推移は図 8-5-13 に、SS 負荷流入地点は図 8-5-14 にそれぞれ示すとおりである。 また、SS の沈降速度は粒径に依存するため、SS 負荷量を粒径の範囲により表 8-5-8 のように区分し、区分ごとに沈降速度を設定して区分ごとの SS 濃度を計算し、それらの結果の合計値を SS 濃度の予測値とした。SS 負荷量に占める各区分の存在比率は、SS 負荷点近傍の水底土砂調査地点 S-2（図 8-5-1(2)参照）における粒度組成の調査結果より、4 季の調査結果の平均値を設定した。沈降速度は、各区分の中央粒径を代表粒径として、ストークスの式から求まる沈降速度を設定した。 （上記文章の挿入に伴い、以降の第 8 章第 5 節のページ番号を繰り下げ）
p.8-5-27 第 8 章第 5 節		表 8-5-8　粒径区分ごとの SS 負荷量発生比率及び沈降速度 （表を追加） （［ストークスの式］を追加） （以降の第 8 章第 5 節の表番号を繰り下げ）
p.8-5-44 第 8 章第 5 節	SS 予測結果 工事の実施にあたっては、SS の拡散防止のため汚濁防止膜を展張する計画であり、既存事例（「港湾工事における濁り影響予測の手引き」（平成 16 年，国土交通省港湾局）など）から汚濁防止膜により SS が 50%除去されることとして予測した。 SS 濃度が最も高くなると考えられる、基礎工の工事時期における水路底部（第 3 層：水深 4～8m）の SS 寄与濃度の最大値は図 8-5-19 に示すとおりである。 SS 寄与濃度は、橋脚基礎工事箇所から水路東側方向に約 250m の範囲に濁りの影響が生じるが、最も濃度が高い範囲でも 2mg/L であり、それ以外の範囲では 1mg/L 以下と予測される。	工事の実施にあたっては、SS の拡散防止のため汚濁防止膜を展張する計画であり、既存事例（「港湾工事における濁り影響予測の手引き」（平成 16 年，国土交通省港湾局）など）から汚濁防止膜により SS が 50%除去されることとして予測した。 SS 濃度の予測結果は図 8-5-19 に示すとおりであり、SS 寄与濃度が最も高くなるのは基礎工の工事時期における水路底部（第 3 層：水深 4～8m）であり、橋脚基礎工事箇所から水路東側方向に約 250m の範囲に濁りの影響が生じるが、最も濃度が高い範囲でも 2mg/L であり、それ以外の範囲では 1mg/L 程度と予測される。 なお、水路底部以外の第 1 層、第 2 層については、1mg/L 未満と予測される。

表 13-1(23)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-5-45 第 8 章第 5 節	図 8-5-19　水の濁り（SS 寄与濃度）に係る予測結果	（図中に、第 1 層，第 2 層の予測結果拡大図を表示）
p.8-5-49 第 8 章第 5 節	ｲ．静水圧モデル 平均海水面を x-y 平面とし、鉛直上向きを正とする座標系を考える。	平均海水面を x-y 平面とし、鉛直上向きを正とする、図 8-5-20 に示す座標系を考える。
p.8-5-50 第 8 章第 5 節	ｲ．静水圧モデル 以上の式を図 8-5-17 に示すような直交格子によって離散化する。	以上の式を図 8-5-21 に示すような直交格子によって離散化する。
p.8-5-54 第 8 章第 5 節	図 8-5-23（1）　流況の変化に係る予測結果（橋脚が 1 基の場合）	（図中に、「あいたか橋」位置を表示）
p.8-5-55 第 8 章第 5 節	図 8-5-23（2）　流況の変化に係る予測結果（橋脚が 2 基の場合）	（図中に、「あいたか橋」位置を表示）
p.8-6-7 第 8 章第 6 節	2）現地調査 ａ．一般性状 ただし、現地調査より、水路部東側の S-4 の底質は一様ではなく、パッチ状に分布していることが確認されており、	ただし、現地調査より、水路部東側の S-4 の底質は一様ではなく、砂礫分の多い底質がパッチ状に分布していることが確認されており、
p.8-6-7 第 8 章第 6 節	表 8-6-4　底質（一般性状）に係る調査結果	（表中、秋季の列の罫線を変更）
p.8-7-4～ p.8-7-6 第 8 章第 7 節	表 8-7-3(1)～(6)　土壌汚染に係る既存資料調査結果 表 8-7-4　既存資料結果（地下水）	（表中の左上タイトル欄の斜線を削除し、「項目」とする。）
p.8-7-5 第 8 章第 7 節	表 8-7-3-(3)　土壌汚染に係る既存資料調査結果	（「指定基準　土壌溶出量基準」欄に書き込まれていた砒素のイオン価を、「項目」欄に記載する。）
	（欄外注記）	※-：不検出、　＋：検出（注記追加）
p.8-7-6 第 8 章第 7 節	b．地下水汚染の現状 土壌汚染対策法に基づく溶出量基準が定められている砒素については、不検出であった。	環境基本法に基づく地下水環境基準及び土壌汚染対策法に基づく溶出量基準が定められている砒素については、不検出であった。

表 13-1(24)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-7-6 第 8 章第 7 節	表 8-7-4　既存資料結果（地下水） （欄外注記） 資料：「第 2 回アイランドシティ土壌調査専門委員会」資料	（表中、「環境基準」の欄を追加。砒素及びその化合物に単位を追記。） 資料：「第 2 回アイランドシティ土壌調査専門委員会」資料を基に作成。
p.8-7-6 第 8 章第 7 節	c．現地調査	2）現地調査結果 a．土壌汚染の現状
p.8-7-10 第 8 章第 7 節	b．本事業に伴う土壌に係る環境影響の発生の可能性 また、掘削による土地の形質変更が行われるが、香椎パークポート側の土壌には土壌汚染が認められておらず、アイランドシティ側の土壌については、一部で溶出量基準を若干上回る土砂の存在が確認されているものの、専門委員会見解によるとおり、自然由来であることから、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはない。 地下水汚染については、都市計画対象道路事業実施区域は埋立地であり、飲用井戸はないことから、土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測される。	また、掘削による土地の形質変更が行われるが、香椎パークポート側の土壌には土壌汚染が認められておらず、アイランドシティ側の土壌については、一部で溶出量基準を若干上回る土砂の存在が確認されているものの、専門委員会見解によるとおり、北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であること、及び既存資料調査結果によれば埋立地の土壌による地下水汚染は発生していないと考えられることから、土地の形質変更に伴う地下水汚染は発生させないと考えられる。以上により、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはない。
p.8-7-11 第 8 章第 7 節	b．基準又は目標との整合性の検討 搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、地下水汚染については、都市計画対象道路事業実施区域は埋立地であり、飲用井戸はないことから、土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されることから、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を遵守できると評価する。	搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、及び地下水の汚染は確認されていないことから、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を遵守できると評価する。
p.8-8-1 第 8 章第 8 節	表 8-8-1　調査地点 （欄外注記） 注）表中の調査地点番号は図 8-1-1 に対応している。	注）表中の調査地点番号は図 8-8-1 に対応している。

表 13-1(25)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-1 第 8 章第 9 節	表 8-9-1　動物に係る既存資料一覧 （資料番号 9） 「自然環境保全基礎調査　浅海域生態系調査」（平成 14 年度、環境省） （資料番号 11） 「自然環境調査（背振山における貴重種動物の生息状況調査）委託」（平成 10 年 3 月、福岡市環境局） （資料番号 17） 「自然環境調査（室見川における魚類の生息状況調査）」（平成 11 年 3 月、福岡市環境局） （資料番号 18）	（資料番号 3 として、「福岡県の希少野生生物　－ 福岡県レッドデータブック 2001-」（平成 13 年 3 月、福岡県）を追加。以降資料番号 17 まで資料番号を一つずつ繰り下げる。） （資料番号 10） 「自然環境保全基礎調査　浅海域生態系調査（干潟）」（平成 14 年度、環境省） （資料番号 12） 「自然環境調査（背振山地における貴重種動物の生息状況調査）委託」（平成 10 年 3 月、福岡市環境局） （資料番号 18） 「自然環境調査（室見川における貴重種魚類の生息状況調査）」（平成 11 年 3 月、福岡市環境局） （資料番号 18「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）」（平成 12 年 3 月、福岡市環境局）を削除（資料番号 7 と重複。以降、資料番号を 1 つ繰り上げ） （資料番号 26「定点調査報告書　和白干潟」（平成 4 年度・平成 9～11 年度、環境庁、平成 12～16 年度、環境省）を追加） （資料番号 27「定点調査報告書　人工島埋立地」（平成 11 年度、環境庁、平成 12～16 年度、環境省）追加） （資料番号 28「モニタリングサイト 1000　シギ・チドリ類調査」（平成年 17～23 度、環境省）追加）
p.8-9-3 第 8 章第 9 節	b. 現地調査 なお、現地調査の調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の区域で、工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される区域の端部から概ね 250m の範囲とした。	なお、現地調査は、事業実施により想定される環境影響の範囲、並びに調査対象種の行動圏及び生息環境の連続性を十分考慮した上で、都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の区域で、工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される区域の端部から概ね 250m の範囲に加え、御島海域も調査地域とした。
p.8-9-11 第 8 章第 9 節	ｲ. 鳥類の状況 調査対象地域において生息記録のある鳥類は、17 目 53 科 251 種である。	調査対象地域において生息記録のある鳥類は、17 目 51 科 254 種である。

表 13-1(26)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-12 第 8 章第 9 節	ｷ. 魚類の状況 河川やため池ではヤリタナゴ、ニッポンバラタナゴ、メダカ等の淡水魚の生息が確認されている。	河川やため池ではニッポンバラタナゴ、メダカ等の淡水魚の生息が確認されている。
	ｸ. 底生動物の状況 調査対象地域において生息記録のある底生動物は、53 目 144 科 287 種である。	調査対象地域において生息記録のある底生動物は、54 目 146 科 279 種である。
p.8-9-13 第 8 章第 9 節	表 8-9-4　重要な動物種の選定基準 （略称名：環境省 RL 欄） 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物 II のレッドリストの見直しについて」（平成 19 年 8 月 3 日　環境省） 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」（平成 18 年 12 月 22 日　環境省） （略称名：福岡県 RDB 欄） （欄外注記）	「第４次レッドリストの公表について」（平成 24 年 8 月 28 日　環境省） 「第４次レッドリストの公表について（汽水・淡水魚類）」（平成 25 年 2 月 1 日　環境省） （「福岡県の希少野生生物　－ 福岡県レッドデータブック 2001-」（平成 13 年 3 月　福岡県）を追加） 注）福岡県 RDB に示されている資料のうち、哺乳類、鳥類の重要種の選定に当たっては、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」を用い、爬虫類、両生類、昆虫類、動物プランクトン、魚類、底生動物の重要種の選定に当たっては、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2001－」を用いた。（注記追加）
p.8-9-15 第 8 章第 9 節	底生動物ではオサガニ、ハクセンシオマネキ等の 19 種の確認記録がある。	底生動物ではオサガニ、ハクセンシオマネキ等の 23 種の確認記録がある。
		また、調査地域には、注目すべき生息地として、日本の重要湿地 500 に選定されている「福岡湾（和白干潟・今津干潟）」が分布している。（記述追記）
	表 8-9-6　調査地域における重要な動物の確認状況 （確認記録（種数）欄） 底生動物　19 種 （既存資料番号欄） 哺乳類　1, 3, 4, 11 鳥類　1, 2, 4, 12, 13, 24 昆虫類　1, 4, 5, 6, 12, 16 魚類　1, 2, 4, 6, 7, 17, 19, 20 底生動物　1, 2, 4, 8, 9, 10, 20	底生動物　23 種 哺乳類　1, 3, 5, 12 鳥類　1, 2, 5, 13, 14, 25, 26, 27, 28 昆虫類　1, 4, 6, 7, 13, 17 魚類　1, 2, 4, 6, 8, 13, 18, 19, 20 底生動物　1, 2, 4, 9, 10, 11, 13, 20

表 13-1(27)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書		評　価　書	
p.8-9-16 第 8 章第 9 節	表 8-9-7(1)　既存資料調査による重要な動物の確認状況 （既存資料番号欄）			
	ｶﾔﾈｽﾞﾐ	1,3,4,11	ｶﾔﾈｽﾞﾐ	1,3,5,12
	ｼﾛｴﾘｵｵﾊﾑ	1,24	ｼﾛｴﾘｵｵﾊﾑ	2,25
	ｶﾝﾑﾘｶｲﾂﾌﾞﾘ	1,2,4,13	ｶﾝﾑﾘｶｲﾂﾌﾞﾘ	1,2,5,14
	ﾋﾒｳ	24	ﾋﾒｳ	25
	ｻﾝｶﾉｺﾞｲ	1,4	ｻﾝｶﾉｺﾞｲ	1,5
	ﾖｼｺﾞｲ	2,4,13	ﾖｼｺﾞｲ	2,5,14
	ﾐｿﾞｺﾞｲ	1,4,13	ﾐｿﾞｺﾞｲ	1,5,14
	ｻｻｺﾞｲ	2,24	ｻｻｺﾞｲ	2,25
	ｱﾏｻｷﾞ	2,24	ｱﾏｻｷﾞ	2,25
	ﾁｭｳｻｷﾞ	1,2,4,13,24	ﾁｭｳｻｷﾞ	1,2,5,14,25
	ｶﾗｼﾗｻｷﾞ	1,2,4,13,24	ｶﾗｼﾗｻｷﾞ	1,2,5,14,25
	ｸﾛｻｷﾞ	2,24	ｸﾛｻｷﾞ	2,25
	ﾍﾗｻｷﾞ	1,2,4,24	ﾍﾗｻｷﾞ	1,2,5,25,28
	ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ	1,2,4,13,24	ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ	1,2,5,14,25,28
	ｺｸｶﾞﾝ	1,2,4,24	ｺｸｶﾞﾝ	1,2,5,25
	ﾏｶﾞﾝ	1,2,4,13	ﾏｶﾞﾝ	1,2,5,14
	ﾋｼｸｲ	1,2,4,13,24	ﾋｼｸｲ	1,2,5,14,25
	ｱｶﾂｸｼｶﾞﾓ	1,2,13	ｱｶﾂｸｼｶﾞﾓ	1,2,14
	ﾂｸｼｶﾞﾓ	2,4,13,24	ﾂｸｼｶﾞﾓ	2,5,14,25,28
	ｵｼﾄﾞﾘ	1,2,4,13,24	ｵｼﾄﾞﾘ	1,2,5,14,25
	ﾄﾓｴｶﾞﾓ	1,2,4,13,24	ﾄﾓｴｶﾞﾓ	1,2,5,14,25
	ｱｶﾊｼﾞﾛ	1,2,4	ｱｶﾊｼﾞﾛ	1,2,5
	ｸﾛｶﾞﾓ	24	ｸﾛｶﾞﾓ	25
	ｼﾉﾘｶﾞﾓ	1,2,4,13,24	ｼﾉﾘｶﾞﾓ	1,2,5,14,25
	ﾎｵｼﾞﾛｶﾞﾓ	2,24	ﾎｵｼﾞﾛｶﾞﾓ	2,25
	ﾐｺｱｲｻ	2,24	ﾐｺｱｲｻ	2,25
	ﾐｻｺﾞ	1,2,4,12,13,24	ﾐｻｺﾞ	1,2,5,13,14,25
	ﾊﾁｸﾏ	1,2,4,12,13,24	ﾊﾁｸﾏ	1,2,5,13,14,25
	ｵｵﾀｶ	1,2,4,12,13,24	ｵｵﾀｶ	1,2,5,13,14,25
	ﾂﾐ	24	ﾂﾐ	25
	ﾊｲﾀｶ	1,2,4,12,13,24	ﾊｲﾀｶ	1,2,5,13,14,25
	ﾉｽﾘ	2,24	ﾉｽﾘ	2,25
	ｻｼﾊﾞ	2,4,12,13,24	ｻｼﾊﾞ	2,5,13,14,25
	ﾊｲｲﾛﾁｭｳﾋ	2,24	ﾊｲｲﾛﾁｭｳﾋ	2,25
	ﾁｭｳﾋ	1,2,4,13	ﾁｭｳﾋ	1,2,5,14
	ﾊﾔﾌﾞｻ	1,2,4,12,13,24	ﾊﾔﾌﾞｻ	1,2,5,13,14,25
	ｺﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ	2,24	ｺﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ	2,25
	（選定基準のうち、環境省 RL 欄）			
	ﾐｿﾞｺﾞｲ	NT	ﾐｿﾞｺﾞｲ	VU
	ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ	CR	ｸﾛﾂﾗﾍﾗｻｷﾞ	CR
p.8-9-17 第 8 章第 9 節	表 8-9-7(2)　既存資料調査による重要な動物の確認状況 （No.欄）		（44 ｹｲﾅ以降を１つ繰り下げ、59 ｱｶｱｼｼｷﾞ以降を２つ繰り下げ）	

表 13-1(28)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書		評　価　書	
p.8-9-17 第 8 章第 9 節	（種名欄）		60 ﾂﾙｼｷﾞを追加	
	（既存資料番号欄）			
	ｳｽﾞﾗ	2,4,13	ｳｽﾞﾗ	2,5,14
	ﾔﾏﾄﾞﾘ	1,4,13,24	ﾔﾏﾄﾞﾘ	1,5,14,25
	ﾅﾍﾞﾂﾞﾙ	1,2,4,24	ﾅﾍﾞﾂﾞﾙ	1,2,5,25
	ﾏﾅﾂﾞﾙ	1,2,4,13	ﾏﾅﾂﾞﾙ	1,2,5,14
	ｸｲﾅ	2,24	ｸｲﾅ	2,25
	ﾋｸｲﾅ	2,4,13,24	ﾋｸｲﾅ	2,5,14,25
	ﾀﾏｼｷﾞ	2,4,13,24	ﾀﾏｼｷﾞ	2,5,14,25
	ﾐﾔｺﾄﾞﾘ	1,2,13,24	ﾐﾔｺﾄﾞﾘ	1,2,14,25,26,27,28
	ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ	1,2,4,13,24	ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ	1,2,5,14,25,27,28
	ｼﾛﾁﾄﾞﾘ	2,24	ｼﾛﾁﾄﾞﾘ	2,25,26,27,28
	ｹﾘ	1,2,4,13,24	ｹﾘ	1,2,5,14,25,28
	ﾀｹﾞﾘ	2,24	ﾀｹﾞﾘ	2,25
	ｳｽﾞﾗｼｷﾞ	1,2,13,24	ｳｽﾞﾗｼｷﾞ	1,2,14,25,26,27,28
	ﾊﾏｼｷﾞ	1,2,24	ﾊﾏｼｷﾞ	1,2,25,26,27,28
	ﾐﾕﾋﾞｼｷﾞ	2,24	ﾐﾕﾋﾞｼｷﾞ	2,25,26,27,28
	ﾍﾗｼｷﾞ	1,2,4,24	ﾍﾗｼｷﾞ	1,2,5,25,27,28
	ｼﾍﾞﾘｱｵｵﾊｼｼｷﾞ	1,2,4,24	ｼﾍﾞﾘｱｵｵﾊｼｼｷﾞ	1,2,5,25
			ﾂﾙｼｷﾞ	26,27,28
	ｱｶｱｼｼｷﾞ	1,2,4,13,24	ｱｶｱｼｼｷﾞ	1,2,4,14,25,26,28
	ｶﾗﾌﾄｱｵｱｼｼｷﾞ	1,2,4	ｶﾗﾌﾄｱｵｱｼｼｷﾞ	1,2,5,28
	ﾀｶﾌﾞｼｷﾞ	1,2,13,24	ﾀｶﾌﾞｼｷﾞ	1,2,14,25,26,27,28
	ｵｸﾞﾛｼｷﾞ	2,24	ｵｸﾞﾛｼｷﾞ	2,25,27,28
	ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ	2,24	ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ	2,25,26,27,28
	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ	1,2,13,24	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ	1,2,14,25,26,27,28
	ﾎｳﾛｸｼｷﾞ	1,2,4,13,24	ﾎｳﾛｸｼｷﾞ	1,2,5,14,25,26,28
	ｺｼｬｸｼｷﾞ	1,2,13,24	ｺｼｬｸｼｷﾞ	1,2,14,25
	ｵｵｼﾞｼｷﾞ	1,4	ｵｵｼﾞｼｷﾞ	1,5
	ｾｲﾀｶｼｷﾞ	1,2,13,24	ｾｲﾀｶｼｷﾞ	1,2,14,25,26,28
	ﾂﾊﾞﾒﾁﾄﾞﾘ	1,2,4	ﾂﾊﾞﾒﾁﾄﾞﾘ	1,2,5
	ｽﾞｸﾞﾛｶﾓﾒ	1,2,4,13,24	ｽﾞｸﾞﾛｶﾓﾒ	1,2,5,14,25,28
	ﾍﾞﾆｱｼﾞｻｼ	2,4,24	ﾍﾞﾆｱｼﾞｻｼ	2,5,25
	ｺｱｼﾞｻｼ	1,2,4,13,24	ｺｱｼﾞｻｼ	1,2,5,14,25
	ﾏﾀﾞﾗｳﾐｽｽﾞﾒ	1,13	ﾏﾀﾞﾗｳﾐｽｽﾞﾒ	1,14
	ｳﾐｽｽﾞﾒ	1,2,13	ｳﾐｽｽﾞﾒ	1,2,14
	ｶﾝﾑﾘｳﾐｽｽﾞﾒ	1,2,4,13	ｶﾝﾑﾘｳﾐｽｽﾞﾒ	1,2,5,14
	ｱｵﾊﾞﾄ	1,2,13,24	ｱｵﾊﾞﾄ	1,2,14,25
	ｼﾞｭｳｲﾁ	24	ｼﾞｭｳｲﾁ	25
	ﾂﾂﾄﾞﾘ	24	ﾂﾂﾄﾞﾘ	25
	ｺﾐﾐｽﾞｸ	2,24	ｺﾐﾐｽﾞｸ	2,25
	（選定基準のうち、環境省 RL 欄）			
	ｳｽﾞﾗ	NT	ｳｽﾞﾗ	VU
	ﾋｸｲﾅ	VU	ﾋｸｲﾅ	NT
	ﾀﾏｼｷﾞ		ﾀﾏｼｷﾞ	VU
	ｼﾛﾁﾄﾞﾘ		ｼﾛﾁﾄﾞﾘ	VU
	ｹﾘ		ｹﾘ	DD
			ﾂﾙｼｷﾞ	VU
	ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ		ｵｵｿﾘﾊｼｼｷﾞ	VU
	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ	VU	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ	（削除）

表 13-1(29)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-17 第 8 章第 9 節	（選定基準のうち福岡 RDB 欄） ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ　（記載なし）	ﾀﾞｲｼｬｸｼｷﾞ　VU
p.8-9-18 第 8 章第 9 節	表 8-9-7(3)　既存資料調査による重要な動物の確認状況 （番号欄） （科名欄、種名欄） （ﾔｲﾛﾁｮｳの科名） ﾔｳﾛﾁｮｳ （ﾄﾋﾞﾊｾﾞ、ｼﾛｳｵの科名） ﾒﾀﾞｶ （既存資料番号欄） ﾔﾏｾﾐ　24 ｱｶｼｮｳﾋﾞﾝ　4, 13, 24 ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ　1, 4, 13, 24 ﾔｲﾛﾁｮｳ　1, 4, 13, 24 ｺｼｱｶﾂﾊﾞﾒ　24 ﾂﾒﾅｶﾞｾｷﾚｲ　1, 2, 13, 24 ｱｶﾓｽﾞ　24 ｺﾙﾘ　24 ｸﾛﾂｸﾞﾐ　2, 24 ｵｵﾖｼｷﾘ　2, 4, 13, 24 ｾﾝﾀﾞｲﾑｼｸｲ　2, 24 ｷﾋﾞﾀｷ　1, 2, 4, 12, 13, 24 ｵｵﾙﾘ　2, 4, 13, 24 ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ　24 ﾂﾘｽｶﾞﾗ　1, 2, 13, 24 ﾉｼﾞｺ　1, 12, 13 ｺﾑｸﾄﾞﾘ　1, 2, 12, 13, 24 ﾎｼﾑｸﾄﾞﾘ　1, 2, 13, 24 ｶｻｻｷﾞ　1, 2, 4, 12, 13, 24 ﾀｲﾜﾝｳﾁﾜﾔﾝﾏ　1, 6, 5, 16, 12 ﾆｯﾎﾟﾝﾊﾞﾗﾀﾅｺﾞ　1, 4, 6 ﾒﾀﾞｶ　1, 4,　6, 7, 17, 19 ﾏｻｺﾞﾊｾﾞ　1 ｳﾐﾆﾅ　2, 10 ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ　2, 10, 20 ｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ　2, 4, 10, 20, 22 ﾅﾗﾋﾞｵｶﾐﾐｶﾞｲ　2, 4, 9, 20	（79 ｺﾐﾐｽﾞｸ以降を２つ繰り下げ、110 ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ以降を３つ繰り下げ、115 ﾅﾗﾋﾞｵｶﾐﾐｶﾞｲ以降を４つ繰り下げ） 112 科名ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ追加、種名ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ追加 118 科名ﾑｼﾛｶﾞｲ追加、種名ﾑｼﾛｶﾞｲ追加 ﾔｲﾛﾁｮｳ ﾊｾﾞ ﾔﾏｾﾐ　25 ｱｶｼｮｳﾋﾞﾝ　5, 14, 25 ﾌﾞｯﾎﾟｳｿｳ　1, 5, 14, 25 ﾔｲﾛﾁｮｳ　1, 5, 14, 25 ｺｼｱｶﾂﾊﾞﾒ　25 ﾂﾒﾅｶﾞｾｷﾚｲ　1, 2, 14, 25 ｱｶﾓｽﾞ　25 ｺﾙﾘ　25 ｸﾛﾂｸﾞﾐ　2, 25 ｵｵﾖｼｷﾘ　2, 5, 14, 25 ｾﾝﾀﾞｲﾑｼｸｲ　2, 25 ｷﾋﾞﾀｷ　1, 2, 5, 13, 14, 25 ｵｵﾙﾘ　2, 5, 14, 25 ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ　25 ﾂﾘｽｶﾞﾗ　1, 2, 14, 25 ﾉｼﾞｺ　1, 13, 14 ｺﾑｸﾄﾞﾘ　1, 2, 13, 14, 25 ﾎｼﾑｸﾄﾞﾘ　1, 2, 14, 25 ｶｻｻｷﾞ　1, 2, 5, 13, 14, 25 ﾀｲﾜﾝｳﾁﾜﾔﾝﾏ　1, 6, 7, 13, 17 ﾆｯﾎﾟﾝﾊﾞﾗﾀﾅｺﾞ　1, 4, 8 ﾒﾀﾞｶ　1, 4, 6, 8, 13, 18, 19 ﾏｻｺﾞﾊｾﾞ　2 ｳﾐﾆﾅ　2, 11 ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ　2 ｸﾘｲﾛｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ　2, 11, 20 ｶﾜｻﾞﾝｼｮｳｶﾞｲ　2, 4, 9, 11, 20 ﾑｼﾛｶﾞｲ　2 ﾅﾗﾋﾞｵｶﾐﾐｶﾞｲ　2, 4, 10, 20

表 13-1(30)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-18 第 8 章第 9 節	（選定基準のうち、環境省 RL 欄） ｾﾎﾞｼﾀﾋﾞﾗ　VU ﾄﾋﾞﾊｾﾞ　EN ｼﾛｳｵ　NT ﾋﾛｸﾁｶﾉｺｶﾞｲ　VU	ｾﾎﾞｼﾀﾋﾞﾗ　CR ﾄﾋﾞﾊｾﾞ　NT ｼﾛｳｵ　VU ﾋﾛｸﾁｶﾉｺｶﾞｲ　NT ｻｻﾞﾅﾐﾂﾎﾞ　NT ﾑｼﾛｶﾞｲ　NT
	（選定基準のうち福岡 RDB 欄） ﾄﾋﾞﾊｾﾞ　（記載なし） ﾅﾗﾋﾞｵｶﾐﾐｶﾞｲ　CR, EN	ﾄﾋﾞﾊｾﾞ　EN ﾅﾗﾋﾞｵｶﾐﾐｶﾞｲ　CR+EN
p.8-9-19 第 8 章第 9 節	表 8-9-7(4)　既存資料調査による重要な動物の確認状況 （番号欄） （科名欄、種名欄） （既存資料番号欄） ﾊｸｾﾝｼｵﾏﾈｷ　1, 2, 10, 20 ﾋﾒｱｼﾊﾗｶﾞﾆ　1, 2, 4, 10, 20 （選定基準のうち、環境省 RL 欄） ﾋｶﾞﾀｽﾅﾎﾘﾑｼ　CR, EN （選定基準のうち、福岡 RDB 欄） ｷﾇｶﾂｷﾞﾊﾏｲｼﾉﾐｶﾞｲ　CR, EN ﾍﾞﾝｹｲｶﾞﾆ　CR, EN	（118 ﾋｶﾞﾀｽﾅﾎﾘﾑｼ以降を６つ繰り下げ） 122 科名ﾆｯｺｳｶﾞｲ追加、種名ｻｸﾗｶﾞｲ追加 123 科名ｵｵﾉｶﾞｲ追加、種名ｵｵﾉｶﾞｲ追加 ｻｸﾗｶﾞｲ　2 ｵｵﾉｶﾞｲ　11 ﾊｸｾﾝｼｵﾏﾈｷ　1, 2, 10, 20 ﾋﾒｱｼﾊﾗｶﾞﾆ　1, 2, 4, 10, 20 ｻｸﾗｶﾞｲ　NT ｵｵﾉｶﾞｲ　NT ﾋｶﾞﾀｽﾅﾎﾘﾑｼ　NT ｷﾇｶﾂｷﾞﾊﾏｲｼﾉﾐｶﾞｲ　CR+EN ﾍﾞﾝｹｲｶﾞﾆ　CR+EN
p.8-9-21 第 8 章第 9 節	図 8-9-4(2)　シギ・チドリ類の飛翔状況（既存資料調査）	（写真の接合のズレを修正）
p.8-9-22 第 8 章第 9 節	表 8-9-8　調査地域の動物相 （種数欄） 底生動物　279	278
p.8-9-27 第 8 章第 9 節	表 8-9-12　爬虫類の確認状況 （ｱｶﾐﾐｶﾞﾒの科名欄） イシガメ	ヌマガメ
p.8-9-31 第 8 章第 9 節	ｸ．底生動物 底生動物については、表 8-9-17 に示すとおり 24 綱 58 目 150 科 279 種が確認された。	底生動物については、表 8-9-17 に示すとおり 24 綱 58 目 150 科 278 種が確認された。

表 13-1(31)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-31 第 8 章第 9 節	表 8-9-17（1）　底生動物の確認状況（分類別確認状況） （項目欄） 科名 （種数欄） マキガイ綱新腹足目　8	 科数 7
p.8-9-32 第 8 章第 9 節	表 8-9-17（2）　底生動物の確認状況（分類別確認状況） （表最下欄全体確認種数） 24 綱 58 目 150 科 279 種	 24 綱 58 目 150 科 278 種
p.8-9-33 第 8 章第 9 節	表 8-9-18　現地調査により確認された重要な動物 （No.欄） （目名、科名、種名欄） （選定基準のうち環境省ＲＬ欄） クロツラヘラサギ　CR	 （14 チワラスボ以降を 1 つ繰り下げ、22 ウネナシトマヤガイ以降を 2 つ繰り下げ） 14 目名コウチュウ追加、科名ガムシ追加、種名コガムシ追加 23 科名ニッコウガイ、種名テリザクラガイ追加 24 種名ユウシオガイ追加 クロツラヘラサギ　EN コガムシ　DD テリザクラガイ　VU ユウシオガイ　NT
p.8-9-35 第 8 章第 9 節	図 8-9-5　現地調査によるカンムリカイツブリの確認状況 （図中の水色丸印）	 （図中の水色丸印を赤色丸印(採餌)に修正）
p.8-9-56 第 8 章第 9 節	(ｲ) 昆虫類	 （環境省レッドリスト改定により重要な種に選定されたコガムシについて、一般生態及び現地調査結果を追記）
p.8-9-57 第 8 章第 9 節	図 8-9-21　現地調査によるタイワンウチワヤンマの確認状況	図 8-9-21　現地調査によるタイワンウチワヤンマ、コガムシの確認状況 （図中にコガムシの確認位置を表示）
p.8-9-58	ｲ. 魚類 ■チラワスボ	 ■チワラスボ

表 13-1(32)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-61 第 8 章第 9 節	(ｴ) 底生動物	（環境省レッドリスト改定により重要な種に選定されたテイリザクラガイ及びユウシオガイについて、一般生態及び現地調査結果を追記）
p.8-9-65 第 8 章第 9 節	図 8-9-23　現地調査における潮上帯から潮間帯に生息する重要な種の確認状況（ツボミガイ、ウミニナ、ウスコミミガイ、クチバガイ、ウネナシトマヤガイ、ヤマトウシオグモ、オサガニ、ハクセンシオマネキ）	図 8-9-23　現地調査における潮上帯から潮間帯に生息する重要な種の確認状況（ツボミガイ、ウミニナ、ウスコミミガイ、クチバガイ、テリザクラガイ、ユウシオガイ、ウネナシトマヤガイ、ヤマトウシオグモ、オサガニ、ハクセンシオマネキ） （図中にテリザクラガイ及びユウシオガイの確認位置を表示）
p.8-9-67 第 8 章第 9 節	d.　予測対象種等	なお、注目すべき生息地としては、重要湿地である和白干潟が挙げられる。しかし、本事業に起因する海底の掘削に伴う水の濁りの発生、鳥類に対しては道路の存在による移動経路の分断、魚類・底生生物に対しては流況・水質・底質等の変化等について検討した結果、重要湿地への影響は、予測地域内に対する予測結果より、さらに小さいものと考えられる。そのため、重要湿地は予測対象から除外した。（記述追加）
p.8-9-68 第 8 章第 9 節	表 8-9-19　動物の予測対象種 （種名欄、影響要因欄） （区分：昆虫類） （区分：底生動物）	種名コガムシ、影響要因（工事の実施－工事施工ヤード等の設置）欄に「○直接改変」、影響要因（工事の実施－海底の掘削）欄に「－」、影響要因（土地又は工作物の存在及び供用－道路（嵩上式）の存在）欄に「－」を追加 種名テリザクラガイ、影響要因（工事の実施－工事施工ヤード等の設置）欄に「－」、影響要因（工事の実施－海底の掘削）欄に「○水の濁りの発生」、影響要因（土地又は工作物の存在及び供用－道路（嵩上式）の存在）欄に「○流況・水質・底質等の変化」を追加 種名ユウシオガイ、影響要因（工事の実施－工事施工ヤード等の設置）欄に「－」、影響要因（工事の実施－海底の掘削）欄に「○水の濁りの発生」、影響要因（土地又は工作物の存在及び供用－道路（嵩上式）の存在）欄に「○流況・水質・底質等の変化」を追加

表 13-1(33)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-68 第 8 章第 9 節	2）予測結果 各種の予測結果の詳細について表 8-9-20(1)～(24)に示す。	各種の予測結果の詳細について表 8-9-20(1)～(30)に示す。
p.8-9-82 第 8 章第 9 節	表 8-9-20(13)　重要な動物の予測結果（タイワンウチワヤンマ） （予測結果－直接改変欄） 工事施工ヤード等の設置、嵩上式道路の存在により、生息場の一部が改変される。しかし、主な生息基盤である池（開放水域（淡水））の改変はないことから、本種が利用する生息環境は広く残され、生息に影響を及ぼすものではないと予測される（「8.11 生態系」表 8-11-12 参照）。	工事施工ヤード等の設置、嵩上式道路の存在により、主な生息基盤である池（開放水域（淡水））の改変はないことから、本種が利用する生息環境は広く残され、生息に影響を及ぼすものではないと予測される（「8.11 生態系」表 8-11-12 参照）。
p.8-9-83 第 8 章第 9 節		表 8-9-20(14)　重要な動物の予測結果（コガムシ） （選定基準、形態、分布、生態（採餌、繁殖）、予測地域における確認状況、予測結果を追加）
p.8-9-84 第 8 章第 9 節	表 8-9-20(14)　重要な動物の予測結果（チワラスボ）	表 8-9-20(15)　重要な動物の予測結果（チワラスボ） （以降のページにおいて、表番号（表 8-9-20）の括弧内番号を繰り下げ）
p.8-9-91 第 8 章第 9 節	表 8-9-20(21)　重要な動物の予測結果（クチバガイ） （形態欄） マルスダレガイ目　チドリマスホウ科	マルスダレガイ目　チドリマスオ科
p.8-9-93 第 8 章第 9 節		表 8-9-20(23)　重要な動物の予測結果（テリザクラガイ） （選定基準、形態、分布、生態（採餌、繁殖）、予測地域における確認状況、予測結果を追加）
p.8-9-94 第 8 章第 9 節		表 8-9-20(24)　重要な動物の予測結果（ユウシオガイ） （選定基準、形態、分布、生態（採餌、繁殖）、予測地域における確認状況、予測結果を追加）

表 13-1(34)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-9-101 第 8 章第 9 節	表 8-9-21　動物の重要な種及び注目すべき生息地の予測結果総括表 （No.欄） （目名、科名、種名欄）	（14 チワラスボ以降を 1 つ繰り下げ、22 ウネナシトマヤガイ以降を 2 つ繰り下げ） 14 種名にコガムシを、予測結果（工事の実施）欄に「C」を、予測結果（土地又は工作物の存在及び供用）欄に「－」を追加 23 種名にテリザクラガイを、予測結果（工事の実施）欄に「B」を、予測結果（土地又は工作物の存在及び供用）欄に「B」を追加 24 種名ユウシオガイを、予測結果（工事の実施）欄に「B」を、予測結果（土地又は工作物の存在及び供用）欄に「B」を追加
p.8-10-4 第 8 章第 10 節	b．現地調査 現地調査方法は表 8-10-2 に、現地調査地点及び現地調査地域はに、調査時期等は表 8-10-3 にそれぞれ示すとおりである。 なお、現地調査の調査地域、調査地点及びルートは、図 8-10-2 に示すとおり。都市計画対象道路事業実施区域から概ね 100ｍの範囲とした。	現地調査方法は表 8-10-2 に、現地調査地域及び現地調査地点は図 8-10-2 に、調査時期等は表 8-10-3 にそれぞれ示すとおりである。 なお、現地調査は、事業実施により想定される環境影響の範囲及び調査対象種の生育環境の連続性を十分考慮した上で、都市計画対象道路事業実施区域から概ね 100ｍの範囲に加え、アイランドシティ中央公園及び御島海域も調査地域とした。
p.8-10-7 第 8 章第 10 節	a．植物相及び植生の状況 既存資料調査の結果、植物相は 6 綱 77 科 308 種が確認された。	既存資料調査の結果、植物相は 97 科 387 種が確認された。
p.8-10-7 第 8 章第 10 節	b．植物プランクトンの状況 既存資料調査の結果、植物プランクトンは 15 目 53 種が、潮間帯付着植物は 12 目 19 種が確認された。	既存資料調査の結果、植物プランクトンは 15 目 53 種が確認された。
p.8-10-7 第 8 章第 10 節	c．潮間帯付着植物及び海藻草類の状況 既存資料調査の結果、植物プランクトンは 15 目 53 種が、潮間帯付着植物は 12 目 19 種が確認された。	既存資料調査の結果、潮間帯付着植物は 12 目 19 種が確認された。
p.8-10-8 第 8 章第 10 節	表 8-10-4　重要な植物種の選定基準 （略称名：環境省 RL 欄） 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて」（平成 19 年 8 月 3 日　環境省）	「第４次レッドリストの公表について」（平成 24 年 8 月 28 日　環境省）

表 13-1(35)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-10-17 第 8 章第 10 節	ｅ．重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 ｱ．マツバラン 本州（宮城以南）～沖縄に分布し、県内では福岡市、志摩町、玄海町、豊前市、大平村に分布する。	本州（宮城以南）～沖縄に分布し、県内では豊前市、上毛町（旧大平村）、八女市（旧黒木町）、那珂川町に分布する。
p.8-10-18 第 8 章第 10 節	ｲ．コギシギシ 本州（福島以南）～沖縄に分布している。県内は、福岡市（中央区、西区）、北九州市（小倉南区、八幡西区）芦屋町、岡垣町に 6 カ所の標本産地があるが、1980 年代に採集されたものばかりで、その後は再確認されておらず現状不明である。	本州（福島以南）～沖縄に分布している。県内は、北九州市（小倉南区、八幡西区）、芦屋町（現状不明）、岡垣町（現状不明）、福岡市（西区、東区）に分布する。
	ｳ.イソホウギキ 本州（東海地方以西）～九州に分布し、県内では福岡市、古賀市、椎田町、吉富町に分布する。	本州（東海地方以西）～九州に分布し、県内では福岡市、古賀市、築上町（旧椎田町）、吉富町に分布する。
	ｴ.ハマサジ 本州（三陸地方以南）～九州に分布し、県内では福岡市、糸島郡、北九州市、苅田町、行橋市、椎田町、豊前市、吉富町に分布する。	本州（三陸地方以南）～九州に分布し、県内では福岡市、糸島市、北九州市、苅田町、行橋市、築上町（旧椎田町）、豊前市、吉富町に分布する。
p.8-10-19 第 8 章第 10 節	ｵ.フクド 本州（愛知以西）～九州に分布し、県内では福岡市、大川市、行橋市、椎田町等に分布する	本州（愛知以西）～九州に分布し、県内では玄界灘、周防灘、有明海の河口域に点々と分布する。
	ｶ.ハマオモト 本州（三陸地方以南）～九州に分布し、県内では福岡市、糸島郡、北九州市、苅田町、行橋市、椎田町、豊前市、吉富町に分布する。	本州（三陸地方以南）～九州に分布し、県内では玄界灘および響灘沿岸に分布する。
p.8-10-21 第 8 章第 10 節	ｷ.アマモ 日本全国に分布し、県内では北九州市若松区、福津市に分布する。	日本全国に分布し、県内では福岡市（博多湾）、福津市に分布する。
p.8-10-32 第 8 章第 10 節	表 8-10-17 (7)　重要な植物の予測結果（アマモ）	（欄外注記に追加） 注）選定基準は表 8-10-4 の略称と対応している。
p.8-10-34 第 8 章第 10 節	図 8-10-11　渡海部周辺のアマモ生育地における日照阻害の予測結果	図 8-10-11　アマモ生育地における日照阻害の予測結果 （図の表示範囲を拡大し、御島海域を含むアマモ生育地を表示）

表 13-1(36)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-11-3 第 8 章第 11 節	3）調査地域及び調査地点 a．動植物その他の自然環境の概況（陸域、海域） 動植物その他の自然環境の概況の調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域周辺の地形、水系、植物群落等の分布状況を勘案して、「8.9 動物」と同様に、都市計画対象道路事業実施区域端部から概ね 250m を基本とした図 8-11-2 に示す範囲とした。	動植物その他の自然環境の概況の調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域周辺の地形、水系、植物群落等の分布状況を勘案して、「8.9 動物」と同様に、都市計画対象道路事業実施区域端部から概ね 250m の範囲に、御島海域を加えた図 8-11-2 に示す範囲とした。
p.8-11-9 第 8 章第 11 節	c．地域を特徴づける生態系 生息･生育基盤間の生物群集や基盤環境のつながりに着目し、調査地域内における陸域と海域の地域を特徴づける生態系を区分した。	生息･生育基盤間の生物群集や基盤環境のつながりに着目し、調査地域内における陸域と海域の地域を特徴づける生態系を、表 8-11-4 のとおり区分した。
p.8-11-10 第 8 章第 11 節	表 8-11-5　地域を特徴づける生態系の主要な陸域の構成種・群集（動物） （市街地・昆虫類欄） ナミアゲハ、カネタタキ、ムラサキシジミ、	ナミアゲハ、カネタタキ、ムラサキシジミ(句点削除)
p.8-11-11 第 8 章第 11 節	表 8-11-7　地域を特徴づける生態系の主要な陸域の構成種・群集（動物） （浅海域・遊泳動物・魚類欄） ヒラメ、シゴグチ、タケノコメバル、	ヒラメ、シゴグチ、タケノコメバル(句点削除)
p.8-11-18 第 8 章第 11 節	ｉ．典型性の注目種 ① ムクドリ 繁殖後は、夏塒を形成し、秋から冬には突発的に出現して短期的に消失する大集団の塒をつくる。冬の塒は、10～20km も離れた採食地から数百羽、ときには数千羽におよぶ個体が集合する。	ⅱ．典型性の注目種 繁殖後は、夏ねぐらを形成し、秋から冬には突発的に出現して短期的に消失する大集団のねぐらをつくる。冬のねぐらは、10～20km も離れた採食地から数百羽、ときには数千羽におよぶ個体が集合する。
p.8-11-31 第 8 章第 11 節	ii．典型性の注目種 ② アマモ場 日本全国に分布し、県内では北九州市若松区、福津市に分布する。	日本全国に分布し、県内では福岡市（博多湾）、福津市に分布する。
p.8-11-32 第 8 章第 11 節	③ メバル 成魚は小型のエビやアミ、巻貝、ゴカイ、ハゼなどの小魚を捕食する。メバルは、アイナメ、スズキなどのよって捕食され、同じ餌を食べるギンポ類、ハゼ類によって食物供給量を制限されている。	成魚は小型のエビやアミ、巻貝、ゴカイ、ハゼなどの小魚を捕食する。メバルは、アイナメ、スズキなどによって捕食され、成長してからは同じ餌を食べるギンポ類、ハゼ類によって食物供給量を制限されている。

表 13-1(37)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-11-36 第 8 章第 11 節	⑤ アサリ 産卵期は地方によって異なり、有明海の例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。放出された卵は着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。放出された卵は 5 時間半で浮遊幼生となり、22 時間で有殻仔貝となる。数週間で浮遊期を終えて着底し、稚貝期は大潮干潮点より 60～90cm 低く、1 日の最高間出時間が 2 時間以下の所に多い。	産卵期は地方によって異なり、有明海の例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。放出された卵は 5 時間半で浮遊幼生となり、22 時間で有殻仔貝となる。数週間で浮遊期を終えて着底し、稚貝期は大潮干潮点より 60～90cm 低く、1 日の最高干出時間が 2 時間以下の所に多い。着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。
p.8-11-46 第 8 章第 11 節	表 8-11-15　注目種・群集の予測結果（陸域の典型性：ムクドリ） （生態・繁殖欄） 繁殖後は、夏塒を形成し、秋から冬には突発的に出現して短期的に消失する大集団の塒をつくる。冬の塒は、10～20km も離れた採食地から数百羽、ときには数千羽におよぶ個体が集合する。	繁殖後は、夏ねぐらを形成し、秋から冬には突発的に出現して短期的に消失する大集団のねぐらをつくる。冬のねぐらは、10～20km も離れた採食地から数百羽、ときには数千羽におよぶ個体が集合する。
p.8-11-51 第 8 章第 11 節	表 8-11-20　注目種・群集の予測結果（浅海域の典型性：アマモ場（御島海域）） （分布欄） 日本全国に分布し、県内では北九州市若松区、福津市に分布する。	日本全国に分布し、県内では福岡市（博多湾）、福津市に分布する。
p.8-11-52 第 8 章第 11 節	表 8-11-21　注目種・群集の予測結果（緩傾斜護岸・岩礁の典型性：メバル） （生態・採餌欄） 成魚は小型のエビやアミ、巻貝、ゴカイ、ハゼなどの小魚を捕食する。メバルは、アイナメ、スズキなどのよって捕食され、同じ餌を食べるギンポ類、ハゼ類によって食物供給量を制限されている。	成魚は小型のエビやアミ、巻貝、ゴカイ、ハゼなどの小魚を捕食する。メバルは、アイナメ、スズキなどによって捕食され、成長してからは同じ餌を食べるギンポ類、ハゼ類によって食物供給量を制限されている。

表 13-1(38)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-11-56 第 8 章第 11 節	表 8-11-24　注目種・群集の予測結果（砂浜・干潟の典型性：アサリ） （生態・生活史欄） 産卵期は地方によって異なり、有明海の例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南 では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。放出された卵は着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。放出された卵は 5 時間半で浮遊幼生となり、22 時間で有殻仔貝となる。数週間で浮遊期を終えて着底し、稚貝期は大潮干潮点より 60～90cm 低く、1 日の最高間出時間が 2 時間以下の所に多い。	産卵期は地方によって異なり、有明海の例では、4 月上旬～6 月、10 月上旬～11 月である。放出された卵は 5 時間半で浮遊幼生となり、22 時間で有殻仔貝となる。数週間で浮遊期を終えて着底し、稚貝期は大潮干潮点より 60～90cm 低く、1 日の最高干出時間が 2 時間以下の所に多い。着底してからの移動性は小さい。地域によって成長速度は異なるが、東京以南では 2 年で 30㎜、3 年で 40㎜を超え、最大形は 70㎜くらいで、寿命は 8～9 年といわれている。
p.8-12-16 第 8 章第 12 節	ｳ. アイランドシティ外周緑地（東寄り）	ｱ. アイランドシティ外周緑地（東寄り）
p.8-12-18 第 8 章第 12 節	ｴ. 香椎御島崎・片男佐地区遊歩道	ｲ. 香椎御島崎・片男佐地区遊歩道
p.8-12-20 第 8 章第 12 節	ｵ. 名島城址公園	ｳ. 名島城址公園
p.8-12-22 第 8 章第 12 節	表 8-12-11　c 事業実施段階の環境保全措置の内容	（実施内容の位置欄を削除）
p.8-13-13 第 8 章第 13 節	表 8-13-4　人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測手法	（快適性の変化欄に以下の文章を追加） なお、香椎浜北公園については、騒音、日影の発生についても考慮した。

表 13-1(39)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-13-14 第 8 章第 13 節	表 8-13-5 (2)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果(2　香椎浜北公園)	（快適性の変化欄を追加し、以下の記述を追加） 香椎浜北公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過することから、①自動車の走行に係る騒音、②高架構造物の存在による日影、③高架構造物の存在による圧迫感により公園利用者の快適性に影響を与えると考えられる。 ①自動車の走行に係る騒音については、香椎浜北公園内での予測を行ったところ、市道奈多香椎浜線からの騒音の寄与が最も大きく、高架道路による公園内の騒音増加への寄与は 1 デシベル未満に留まった。 高架道路では橋桁の継ぎ手部分の段差等から生じる衝撃による音等も想定されるため、今後、事業実施段階において、低騒音舗装や継ぎ手箇所を少なくする等さらなる騒音対策の検討を進めることから、高架道路上の自動車の走行による香椎浜北公園の快適性への影響は小さいものと予測される。

表 13-1(40)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-13-15 第 8 章第 13 節	表 8-13-5 (3)　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の予測結果(2　香椎浜北公園) （快適性の変化欄） 香椎浜北公園内を都市計画対象道路が高架構造で通過するため、日影の発生、高架構造物の存在による圧迫感により公園利用者の快適性に影響を与えると考えられる。 公園の利用形態として護岸側の遊歩道利用が多いことを踏まえ、都市計画対象道路を護岸側遊歩道と平行・直線で通過する線形とするとともに、護岸からの離隔距離を高架構造物の高さの約 2 倍（35m 程度）確保することにより、遊歩道利用者の進行方向及び海域方向の視界を妨げることはほとんどない。一方、遊歩道から高架構造物を見上げた場合についても、全視野を占め圧迫感が残るとされる仰角 30°を下回っている[注)]ことから、高架構造物による遊歩道利用者への圧迫感は抑えられており、快適性への影響は減じられる。 また、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、その影響の程度は小さいものと予測される。	②高架構造物の存在による日影については、高架構造物が東西方向に伸びることから、現状よりも日照時間は短くなるが、護岸沿いの遊歩道側に連続する日影ができ、遊歩道利用者に夏季の厳しい日差しをしのぐ場を新たに提供できるようになる等、快適性の向上につながる効果もあることから、快適性への影響の程度は小さいものと予測される。 ③高架構造物の存在による圧迫感については、公園の利用形態として護岸側の遊歩道利用が多いことを踏まえ、都市計画対象道路を護岸側遊歩道と平行・直線で通過する線形とするとともに、護岸からの離隔距離を高架構造物の高さの約 2 倍（35m 程度）確保することにより、遊歩道利用者の進行方向及び海域方向の視界を妨げることはほとんどない。一方、遊歩道から高架構造物を見上げた場合についても、全視野を占め圧迫感が残るとされる仰角 30°[注)]程度であることから、高架構造物側の公園利用者に比べ、遊歩道利用者への圧迫感は概ね減じられており、快適性への影響は減じられる。 また、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、その影響の程度は小さいものと予測される。
p.8-13-18 第 8 章第 13 節	(2) 環境保全措置の検討 また、快適性の変化については、「8.12 景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。そのため、人と自然との触れ合いの活動の場では、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。	快適性の変化については、都市計画対象道路が上空を通過する香椎浜北公園において影響は小さいながら変化があると予測されたことから、香椎浜北公園の利用者への影響を鑑みて、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の検討を行った。
p.8-13-18 第 8 章第 13 節		1) 環境保全措置の検討の状況 （香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置として、「香椎浜北公園の再整備内容の検討」について実施の適否、適否の理由を検討。表 8-13-7 に環境保全措置の検討状況を記載）
p.8-13-20 第 8 章第 13 節		2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容 （表 8-13-8 に事業実施段階の環境保全措置の内容を記載）

表 13-1(41)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-13-20 第 8 章第 13 節	(3) 事後調査 予測手法は、都市計画対象道路と人と自然との触れ合い活動の場の分布範囲の重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。 よって、事後調査は実施しないこととする。	予測手法は、都市計画対象道路と人と自然との触れ合い活動の場の分布範囲との重ね合わせ等により行っており、予測の不確実性は小さいと考えられる。 また、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の実施に際しては、快適性への影響を軽減することを目的に検討を実施するものであり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないことから、事後調査は実施しないこととした。
p.8-13-21 第 8 章第 13 節	(4) 評　価 2) 評価結果 a. 回避又は低減に係る評価 都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。	都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。利用者の快適性に影響がある香椎浜北公園においては、事業実施段階で公園の再整備内容の検討を実施し、現況以上の快適な公園利用が実現できるよう取り組んでいくこととしている。
p.8-14-1 第 8 章第 14 節	8.14 廃棄物等 作業土工及び基礎工等により建設工事に伴う副産物が発生するため、調査、予測及び評価を行った。	作業土工及び基礎工等により建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）が発生するため、調査、予測及び評価を行った。
p.8-14-2 第 8 章第 14 節	3) 建設副産物の排出量、資源化量、減量化量及び最終処分量 平成 20 年度の九州圏内における品目別の再資源化率等は、表 8-14-2 に示すとおりである。	国土交通省の建設副産物実態調査結果によれば、表 8-14-2 に示すとおり、九州圏内における建設廃棄物全体の排出量は減少傾向にある。また、品目別の再資源化率のうち、再資源化の進んでいるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、ほとんどが再資源化されており、再資源化率はほぼ上限に達している一方、建設発生木材の再資源化率及び建設汚泥の再資源化・縮減率は上昇傾向にある。

表 13-1(42)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.8-14-2 第 8 章第 14 節	表 8-14-2　九州圏内における品目別の再資源化率等	表 8-14-2　九州圏内における品目別の再資源化率等（実績値） （表中、掲載対象品目を整理するとともに、建設廃棄物全体の排出量を追加。また、平成 17 年度の実績値を追加）
p.8-14-3 第 8 章第 14 節	8.14.2 予測及び評価 8.14.2.1　切土工等又は既存の工作物の除去により発生する副産物 (1) 予　測 1) 予測の手法 　廃棄物等の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）を基本として、作業土工及び基礎工等に伴い発生する建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」という。）について予測した。	8.14.2.1　切土工等又は既存の工作物の除去により発生する建設副産物 廃棄物等の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）を基本として、作業土工及び基礎工等に伴い発生する建設副産物について予測した。
p.8-14-7 第 8 章第 14 節	2) 評価結果 b. 基準又は目標との整合性 　建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績で目標とする再資源化率等に及ばないが、環境保全措置として掲げた措置を実施することにより目標を達成することができると評価する。	建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績では目標とする再資源化率等に及ばないが、近年、再資源化率が向上していること、また、環境保全措置として掲げた措置を適切に実施することにより目標を達成することができると評価する。
p.9-1～9-2 第 9 章	第 9 章　環境の総合的な評価 　事業実施段階及び供用後の環境の状況や交通量等については、必要に応じて、関係機関と協力して適切に把握する。 　また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて、専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じる。	事業実施段階及び供用後の環境の状況や交通量等については、必要に応じて、関係機関と協力して適切に把握する。 　供用後の自動車の走行によって生じる鳥類への影響について、適宜調査を実施し、現時点で予測し得なかった著しい影響が生じた場合には、専門家等の意見を得ながら適切な措置を講じる。 　また、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、必要に応じて、専門家の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講じる。
p.9-8 第 9 章	表 9-1(6)　環境影響評価結果の概要 （環境保全措置欄） なお、遮音壁の設置範囲、構造等については、事業実施段階で適切に検討する。	なお、遮音壁の設置範囲、構造、設置時期等については、事業実施段階で適切に検討する。
	・環境保全措置の効果	（表中、予測結果の低減効果欄を削除）

表 13-1(43)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.9-11 第 9 章	表 9-1(9)　環境影響評価結果の概要 （事後調査欄） 採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。また、採用した環境保全措置については、効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さい。	採用した予測手法は、その予測精度に係る知見が十分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さい。（「また、」以降を削除）
p.9-12 第 9 章	表 9-1(10)　環境影響評価結果の概要 （予測結果欄、評価結果欄） 都市計画対象道路（上り） 都市計画対象道路（下り）	都市計画対象道路（天神方向） 都市計画対象道路（アイランドシティ方向）
p.9-13 第 9 章	表 9-1(11)　環境影響評価結果の概要 （予測結果欄） SS 濃度が最も高くなると考えられる、基礎工の工事時期における水路底部（第 3 層：水深 4～8m）の SS 寄与濃度の最大値は 2mg/L と予測した。 SS 寄与濃度は、橋脚基礎工事箇所から水路東側方向に約 250m の範囲に濁りの影響が生じるが、最も濃度が高い範囲でも 2mg/L であり、それ以外の範囲では 1mg/L 以下と予測される。	SS 寄与濃度が最も高くなるのは基礎工の工事時期における水路底部（第 3 層：水深 4～8m）であり、橋脚基礎工事箇所から水路東側方向に約 250m の範囲に濁りの影響が生じるが、最も濃度が高い範囲でも 2mg/L であり、それ以外の範囲では 1mg/L 程度と予測される。 なお、水路底部以外の第 1 層、第 2 層については、1mg/L 未満と予測される。
p.9-15 第 9 章	表 9-1(13)　環境影響評価結果の概要 （調査結果欄） ただし、現地調査より、水路部東側の S-4 の底質は一様ではなく、パッチ状に分布していることが確認されており、	ただし、現地調査より、水路部東側の S-4 の底質は一様ではなく、砂礫分の多い底質がパッチ状に分布していることが確認されており、

表 13-1(44)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p.9-16 第 9 章	表 9-1(14)　環境影響評価結果の概要 （調査結果欄） 土壌汚染対策法に基づく溶出量基準が定められている砒素については、不検出であった。 （予測結果欄） 専門委員会見解によるとおり、北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であることから、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはない。 地下水汚染については、都市計画対象道路事業実施区域は埋立地であり、飲用井戸はないことから、土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測される。 （評価結果欄） 搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、地下水汚染については、都市計画対象道路事業実施区域は埋立地であり、飲用井戸はないことから、土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されることから、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を遵守できると評価する。	環境基本法に基づく地下水環境基準及び土壌汚染対策法に基づく溶出量基準が定められている砒素については、不検出であった。 専門委員会見解によるとおり、北部九州域の通常の地域における自然の土壌の状況とほぼ同様であること、及び既存資料調査結果によれば埋立地の土壌による地下水汚染は発生していないと考えられることから、土地の形質変更に伴う地下水汚染は発生させないと考えられる。以上により、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはない。 搬出される建設汚泥及び建設発生土が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、土地の形質変更が土壌に係る環境影響を発生させるおそれはないと予測されること、及び地下水の汚染は確認されていないことから、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を遵守できると評価する。
p.9-18 第 9 章	表 9-1(16)　環境影響評価結果の概要 （調査結果欄） ■動物相の状況 底生動物　種数　279 ■重要な種等の状況 現地調査により確認された重要な種は以下に示す 27 種であった。 （予測結果欄）	底生動物　種数　278 現地調査により確認された重要な種は以下に示す 30 種であった。 （表中、14 コガムシ、23 テリザクラガイ、24 ユウシオガイを追加） （予測結果総括表に、14 コガムシ、23 テリザクラガイ、24 ユウシオガイの予測結果を追加）

表 13-1(45)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 9-22 第 9 章	表 9-1(20)　環境影響評価結果の概要 （環境保全措置欄） 　また、快適性の変化については、「景観」で示したとおり、橋梁等の構造物の形式や色彩の検討を行い、周辺景観との調和を図ることから、視認できる風景はほとんど変化しないと予測される。そのため、人と自然との触れ合いの活動の場では、予測結果を踏まえた環境保全措置の検討は行わないこととした。 （評価結果欄） 　都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。 　したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。	快適性の変化については、都市計画対象道路が上空を通過する香椎浜北公園において影響は小さいながら変化があると予測されたことから、香椎浜北公園の利用者への影響を鑑みて、香椎浜北公園の利用者の快適性に対する環境保全措置の検討を行った。 （環境保全措置として、「香椎浜北公園の再整備内容の検討」を追記） 都市計画対象道路は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の大きな改変は行わない計画としている。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化及び快適性の変化はほとんど生じないと考えられる。利用者の快適性に影響がある香椎浜北公園においては、事業実施段階で公園の再整備内容の検討を実施し、現況以上の快適な公園利用が実現できるよう取り組んでいくこととしている。 　したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で、回避又は低減が図られているものと評価する。
p. 9-23 第 9 章	表 9-1(21)　環境影響評価結果の概要 （調査結果欄） 　平成 20 年度の九州圏内における品目別の再資源化率等は、以下に示すとおりである。	国土交通省の建設副産物実態調査結果によれば、以下に示すとおり、九州圏内における建設廃棄物全体の排出量は減少傾向にある。また、品目別の再資源化率のうち、再資源化の進んでいるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊については、ほとんどが再資源化されており、再資源化率はほぼ上限に達している一方、建設発生木材の再資源化率及び建設汚泥の再資源化・縮減率は上昇傾向にある。 （九州圏内の再資源化率表中、掲載対象品目を整理するとともに、建設廃棄物全体の排出量を追加。また、平成 17 年度の実績値を追加）

表 13-1(46)　準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準　備　書	評　価　書
p. 9-23 第 9 章	（評価結果欄） 建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績で目標とする再資源化率等に及ばないが、環境保全措置として掲げた措置を実施することにより目標を達成することができると評価する。	建設発生土及び建設汚泥は、平成 20 年度実績では目標とする再資源化率等に及ばないが、近年、再資源化率が向上していること、また、環境保全措置として掲げた措置を適切に実施することにより目標を達成することができると評価する。
p. 10-1～ 第 10 章		（「第 10 章　準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解」を追加）
p. 11-1～ 第 11 章		（「第 11 章　準備書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解」を追加）
p. 12-1～ 第 12 章		（「第 12 章　国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の対応」を追加）
p. 14-1 第 14 章	第 10 章　環境影響評価の委託先 （担当業務：調査欄） 委託先氏名　:財団法人　九州環境管理協会	第 14 章　環境影響評価の委託先 委託先氏名　:一般財団法人　九州環境管理協会

第14章 環境影響評価の委託先

環境影響評価に係る調査、予測及び評価は、次に示す者に委託して実施した。

担当業務	環境影響評価の委託先
調査、予測及び評価	委託先氏名　：パシフィックコンサルタンツ株式会社 委託先代表者：御代川　亨 委託先住所　：福岡市博多区博多駅前二丁目 19 番 24 号
調　査	委託先氏名　：一般財団法人　九州環境管理協会 委託先代表者：持田　勲 委託先住所　：福岡市東区松香台一丁目 10 番 1 号